

野々市市立地適正化計画（案）

令和6年3月時点版
野々市市

第1章 立地適正化計画の概要	1
1-1 背景・目的	1
1-2 野々市市における立地適正化計画	3
1-3 立地適正化計画による措置等	5
第2章 上位・関連計画の整理	6
2-1 野々市市立地適正化計画の位置付け	6
2-2 上位計画の整理	7
2-3 関連計画の整理	8
第3章 現況・課題の整理	13
3-1 人口から見た現況・課題	13
3-2 土地利用から見た現況・課題	18
3-3 都市機能から見た現況・課題	24
3-4 公共交通から見た現況・課題	27
3-5 災害から見た現況・課題	30
3-6 野々市市が抱える課題まとめ	37
第4章 目指すコンパクトシティの基本方針・将来都市構造	38
4-1 立地適正化計画で取り組む課題	38
4-2 立地適正化計画の基本方針	39
4-3 将来都市構造	40
第5章 防災指針	41
5-1 防災指針策定の背景	41
5-2 災害リスク分析と課題の抽出	43
5-3 防災まちづくりの取組方針	64
5-4 取組とスケジュール	70
第6章 誘導区域・誘導施設の設定	71
6-1 都市機能誘導区域の設定	71
6-2 誘導施設の設定	77
6-3 居住誘導区域の設定	83
6-4 居住の魅力向上区域の設定	88
6-5 各誘導区域のまとめ	90
第7章 具体施策・目標・効果の設定	91
7-1 具体施策・目標・効果の考え方	91
7-2 具体施策の設定	92
7-3 目標・効果の設定	97

第1章 立地適正化計画の概要

1-1. 計画の背景

■立地適正化計画とは

現在、日本全土において人口減少の時代を迎える中、旧来の市街地の衰退、地方における公共交通の撤退・縮小、また非効率な行財政のあり方等を見直し、コンパクトな都市を目指す気運が高まっています。これらに対応するため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画を定めることができます。

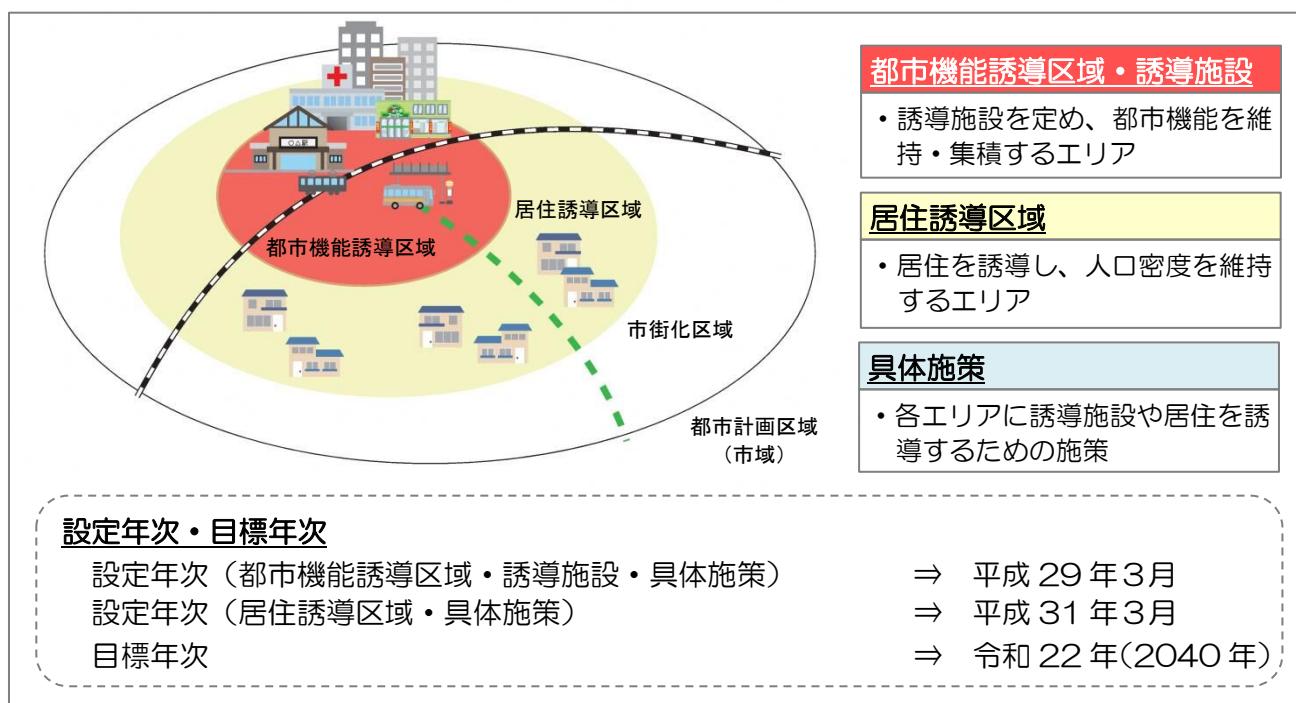
人口増加を適切にコントロールし、都市施設や居住が集約され、公共交通の利便性が高いコンパクトな都市へと転換することで、以下のようなことが期待されています。

中心市街地の魅力・活力の向上	交通利便性の向上	健康寿命の延伸
・都市機能の充実 ・利便性の向上 等	・誰もが使いやすい体制の構築 ・公共交通の強化 等	・歩きやすいまちの形成 ・車社会からの脱却 等
自然環境との共生	エネルギーの有効活用・低炭素化	財政負担の軽減
・農地の保全 ・縁の回遊性の創出 等	・効率の良い都市構造への転換 ・二酸化炭素の排出抑制 等	・インフラ施設の集約化 ・施設管理費の縮小 等

■立地適正化計画で定めること

本計画では、都市施設や居住、さらにそれらを結ぶ公共交通が集約した利便性の高いコンパクトな都市をつくるため、都市計画区域を対象に「都市機能誘導区域・誘導施設」、「居住誘導区域」、「具体施策」を定めます。

本計画の目標年次である令和22年（2040年）人口は、現在とほぼ変わらないと予測されるものの、本格的な人口減少を見据え、今のうちから計画的に都市構造を転換していくことが重要です。なお、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行います。



■計画策定の背景

本市は、平成30年度に「野々市市立地適正化計画」を策定し、都市施設や居住の集約、公共交通によりコンパクトな都市づくりを進めてきました。このような中、近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進展をはじめ、異常気象による自然災害への対応、情報化社会やグローバル化など、社会情勢が変化しています。

本市においては、令和4年3月に本市のまちづくりの方向性を示す最上位計画である「野々市市第二次総合計画」を策定しました。また、令和5年1月には「野々市市都市計画マスターplan」を策定し、様々な社会的課題及び政策的課題に総合的に対応しながら本市の発展的な都市づくりの基本的な方針を定めています。

こうした背景に併せて、都市再生特別措置法の改正（令和2年9月7日施行）により、新たに設けられた防災まちづくりの方針等（都市再生特別措置法第81条に規定する「防災指針」）を検討した上で、誘導区域の見直しを定めるため、今回の見直しを行いました。

野々市市立地適正化計画の策定（H31.03）

都市再生特別措置法の改正（R2.09）

⇒防災・減災対策をとりまとめた防災指針等の位置づけ

野々市市第二次総合計画（R4.03）

『かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティ』

⇒コンパクトな都市構造を生かした土地利用の推進

野々市市都市計画マスターplan（R5.01）

『みんなで創り 未来に続く 快適都市 ののいち』

⇒コンパクトな都市構造を活かし、まちの核となる都市拠点の形成と機能強化及び公共交通などによるネットワークの強化、効率的で快適な都市づくりの推進

「防災指針」を検討した上で、誘導区域の見直しを定めるため計画を見直し（R6.03）

1-2. 野々市市における立地適正化計画

■本市の特性

本市は、金沢市に隣接する都市で、市域が狭小です。また市全域が都市計画区域で、そのうち77.1%が市街化区域と呼ばれる計画的に都市化を進める区域です。

かつてのいわゆるまちなかでは賑わいが失われつつありますが、国内全体の傾向とは異なり、市全体では人口が増加傾向にあり、この傾向は令和12年（2030年）頃まで継続するものと考えられています。こうした中、高齢化の更なる進展、エリア的な将来人口の減少、都市施設の配置のバラツキ、公共交通の利便性の偏り等の課題が発生するものと考えられています。

◇ 市の特性 ◇

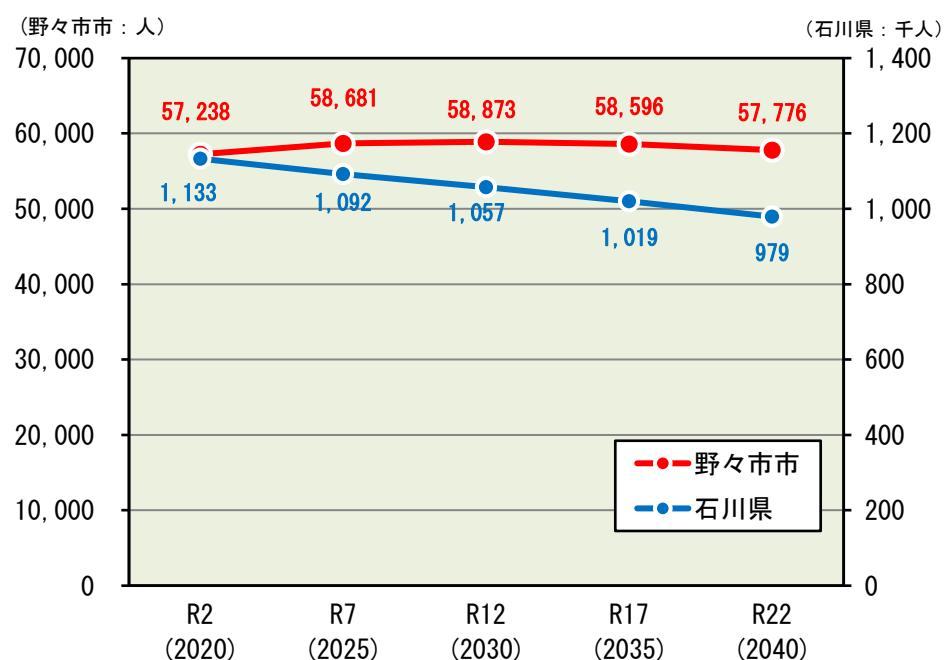
- 市域が狭小
 - 古くからある市街地の衰退
 - 人口の増加傾向が緩やかなに続く
 - 高齢化がますます進展
 - 将来的に人口密度が減少するエリアが発生
 - 都市施設・公共交通に地域的な偏り



資料：国交省「国土数値情報」、
(株)NTT 空間情報「GEOSPACE CDS」より作成

■立地適正化計画のあり方

本計画は、ここ10年程は人口増加傾向にある本市においても将来やってくる人口減少を見据え、都市施設や居住の適正配置の方向性を示すものです。都市全体を見渡し、都市施設や居住を集約すべきエリアを定め、これらを誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について定めます。



資料：以住國營調查「往來地」（日本）抑或別管當班計人口（合租戶住班計）上以作應

■段階を踏まえた都市構造の変遷

令和12年（2030年）頃まで人口が増加すると予測される本市においては、人口増加段階と人口減少段階に区分して、コンパクト化を図っていきます。

本計画では、目標年次を令和22年（2040年）としており、第1段階を対象にしています。

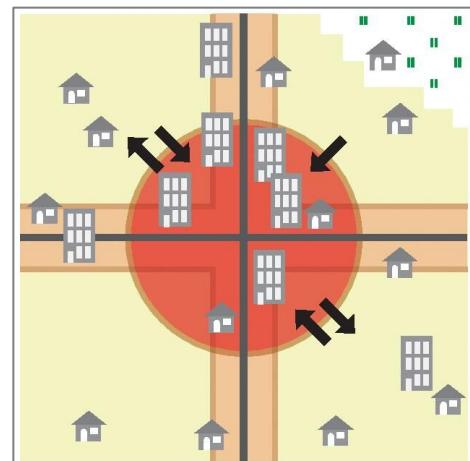
【第1段階 “令和22年（2040年）頃まで”】都市機能・居住の誘導の促進

都市機能誘導区域に都市機能を集約する拠点の明確化を進めます。



【成果】

- 緩やかに誘導が進み、誘導区域内の活性化や利便性の向上が実感され始める



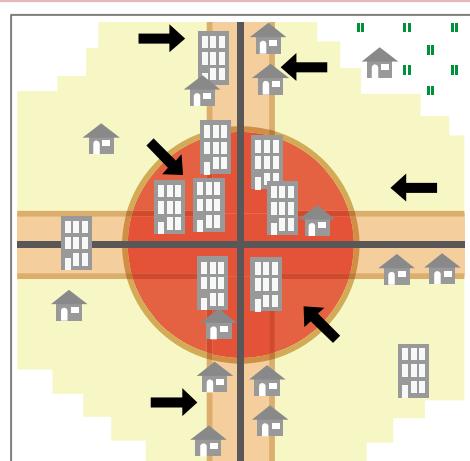
【第2段階 “令和22年（2040年）頃から”】市域全体の都市構造の再編による集約都市形成の推進

人口が減少に転じる中、居住を公共交通の利便性の高い区域に集約します。そして、人口規模に応じた市街地規模へと高密度化・集約を図ります。



【成果】

- 都市の再編が本格化され、多くの人が利便性の高い暮らしを実感できるようになる
- 人口減少にも関わらず、地域の活気が維持される



1-3. 立地適正化計画による措置等

■都市機能誘導区域に関する届出制度

誘導施設の整備の動きを把握し、緩やかに誘導するため、届出が必要となる以下の行為を行おうとする場合には、開発行為等に着手する30日前までに原則として市への届出が義務付けられます。

○開発行為(都市機能誘導区域外)

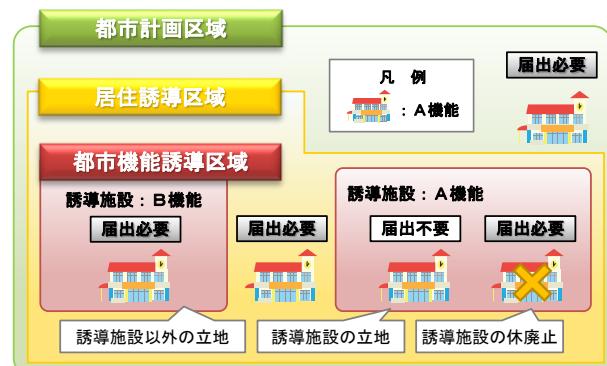
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○建築等行為(都市機能誘導区域外)

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

○誘導施設の休廃止(都市機能誘導区域内)

誘導施設を休止または廃止しようとする場合



資料：国交省「改正都市再生特別措置法等について」を加工

■居住誘導区域に関する届出制度

住宅開発等の整備の動きを把握し、緩やかに誘導するため、居住誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、開発行為等に着手する30日前までに原則として市への届出が義務付けられます。

○開発行為(居住誘導区域外)

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）

【①の例】
3戸の開発行為



【②の例】
1,300m² 1戸の開発行為



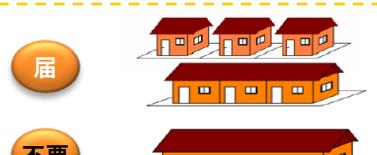
【②の例】
800m² 2戸の開発行為



○建築等行為(居住誘導区域外)

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを、新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

【①の例】
3戸の建築行為



【①の例】
1戸の建築行為



資料：国交省「改正都市再生特別措置法等について」を加工

◇ 届出を要しない行為 ◇

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 建築物を改築し、またはその用途を変更して誘導施設を有することとなる建築物で仮設のものとする行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為またはこれに準ずる行為

第2章 上位・関連計画の整理

2-1. 野々市市立地適正化計画の位置付け

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条に基づき、都市計画法第18条の2の規定により定める「野々市市都市計画マスターplan」の一部とみなされます。そのため、野々市市都市計画マスターplanと両輪となって、上位計画で定める将来都市像等の実現を目指します。

また、石川県が定める広域のマスターplanである「石川県の都市計画に関する基本的な方針」、「広域都市圏マスターplan（石川中央地域）」及び「金沢都市計画区域マスターplan」との整合を図るほか、他の関連計画などとも整合性を保ち、連携しながら計画策定を行います。

様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策・計画との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要とされ、そのためには都市計画部局と他部局等が連携して、都市が抱える課題・ターゲットを共有して、解決に取り組んでいくことが重要とされます。

上位計画

市行政に関するもの

- 野々市市第二次総合計画 2022-2031 ~かがやき無限大みんなでつくるインパクトシティ~
- 第2期ののいち創生総合戦略/第2期ののいち創生長期ビジョン

都市計画に関するもの

- 石川県の都市計画に関する基本的な方針
- 広域都市圏マスターplan（石川中央地域）
- 金沢都市計画区域マスターplan（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

整合

関連計画

その他関連の強いもの

●緑の基本計画

個別計画

- 国土強靭化計画
- 地域防災計画
- 石川中央都市圏地域公共交通計画
- 公共施設個別施設計画
- 耐震改修促進計画



●野々市市都市計画マスターplan

- ・全体構想
- ・地域別構想

連携

野々市市立地適正化計画 【都市計画マスターplanの一部とみなされる】

2-2. 上位計画の整理

野々市市第二次総合計画、第2期のいち創生総合戦略/第2期のいち創生長期ビジョン、石川県の都市計画に関する基本的な方針、広域都市圏マスタープラン（石川中央地域）、金沢都市計画区域マスタープランにおいて、次のことが定められています。

◇将来都市像・基本理念

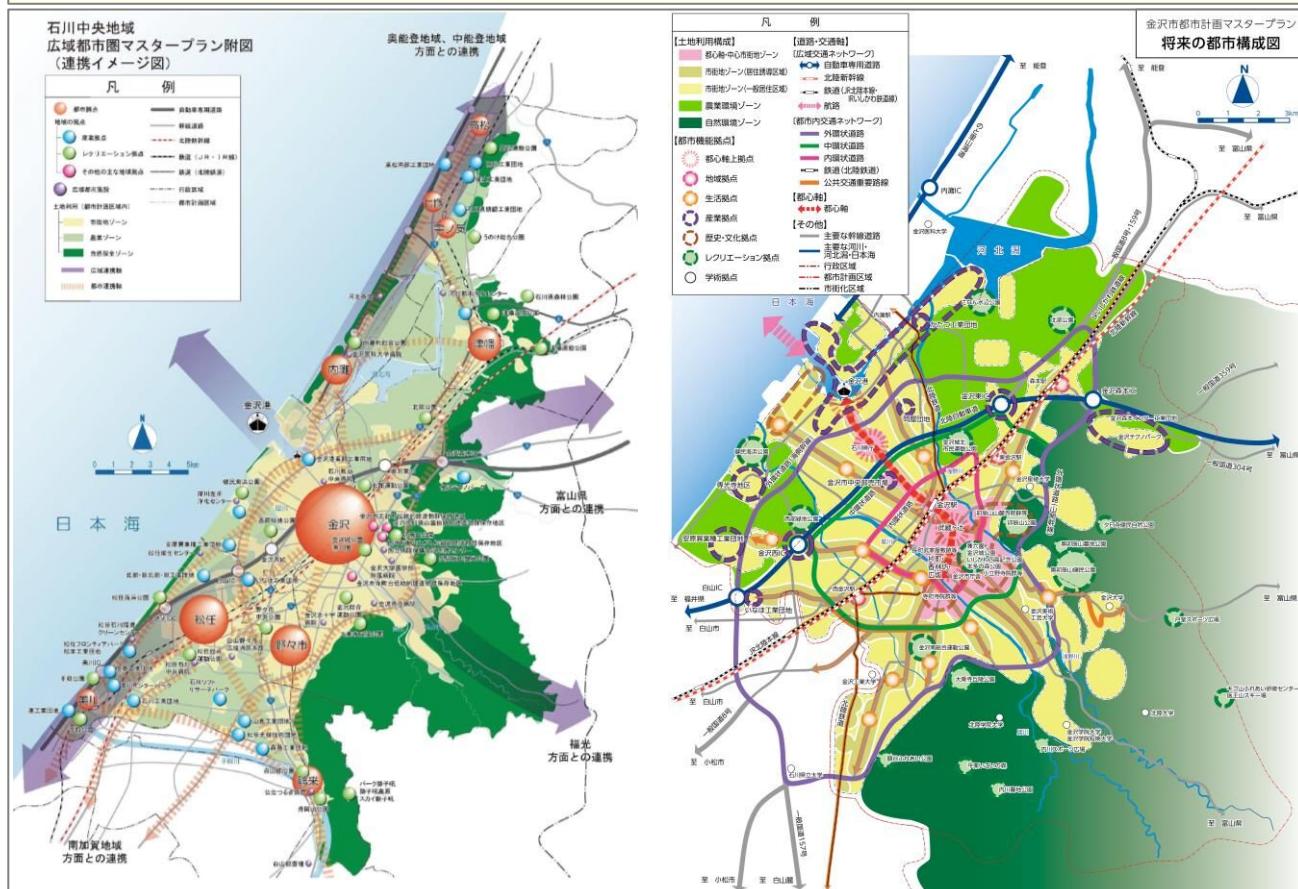
- ・かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティのいち（総合計画）
- ・選ばれる“まち”をめざして～誇りと愛着を持つ、未来の「のゝ市人」のために～（総合戦略／長期ビジョン）
- ・交流と連携による歴史・文化・産業を活かした集約型のまちづくり（広域都市圏マス）
- ・市民とともに つくりあげる 持続的に成長する成熟都市（区域マス）

◇広域圏における本市の位置付け

- ・今後も一定の人口増加が見込まれるため、受け皿整備を図るとともに、都市機能のまちなか集積による利便性の高い都市拠点の形成を図る。（広域都市圏マス）

◇市街地像

- ・野々市市の庁舎周辺については、地域中心拠点として位置付け、業務・サービス機能の集積を図る（区域マス）
- ・都市機能が集約する地区や質の高い住環境を確保する地区、農業の振興を図る地区など、それぞれの地区の特性に応じた基盤整備を行い、野々市市のコンパクトな都市構造を生かした土地利用を推進する（総合計画）



2-3. 関連計画の整理

■都市計画に関するもの

野々市市都市計画マスタープランにおいて、次のことが定められています。

◇都市将来像

- ・みんなで創り 未来に続く 快適都市 ののいち

◇土地利用構成

- ・本市の都市づくりを牽引する重要な役割を担う中心的なゾーンとして必要な都市機能の集積を図る「都市機能集積ゾーン」、安全・安心で質の高い住環境の確保により、地域間での人口密度の適正化を図る「市街地居住ゾーン」及び、既存集落においては集落の活性化など良好な生活環境の維持を図る「農業振興ゾーン」の3つのゾーンに区分した土地利用構成を目指す

◇中心都市拠点

- ・都市機能集積ゾーン及び隣接する各種拠点を一体的に捉えた本町地区周辺、IR 野々市駅周辺及び市役所周辺は、本市の都市づくりの中心的な役割を担う中心都市拠点として位置づけ、中心都市拠点は、行政機能や商業機能、介護・福祉機能、子育て機能などの各種都市機能の維持と計画的な立地誘導により、市民の便利で豊かな暮らしの実現を図る

◇健康福祉拠点

- ・野々市市保健センター周辺は、本市の健康・医療・福祉の都市づくりを促進する健康福祉拠点として位置づけ、健康福祉拠点は、健康・医療・福祉の機能として市の中心的な役割を担う

◇健康レクリエーション拠点

- ・野々市中央公園周辺とスポーツランド周辺は、多様な市民の憩い・集いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、本市の中心的な役割を担っていることから、健康レクリエーション拠点として位置づけ、野々市中央公園周辺は、健康・医療・福祉関連施設と連携し、相乗効果をもたらすための利便施設の立地も促進する

◇緑の拠点

- ・野々市中央公園、つばきの郷公園、押野中央公園、あらみや公園、野々市南部公園及び学びの杜ののいちカレードの緑地は、市民の身近な憩いと安らぎの空間としての機能を有する緑の拠点として位置づけ、緑の拠点は、公園緑地としての機能充実に努めるとともに適切な維持管理などによる安全な利用環境の維持を図る

◇防災拠点

- ・野々市中央公園を防災拠点として位置づけ、本市の重要な防災拠点として必要な防災機能の強化を図る

◇歴史交流拠点

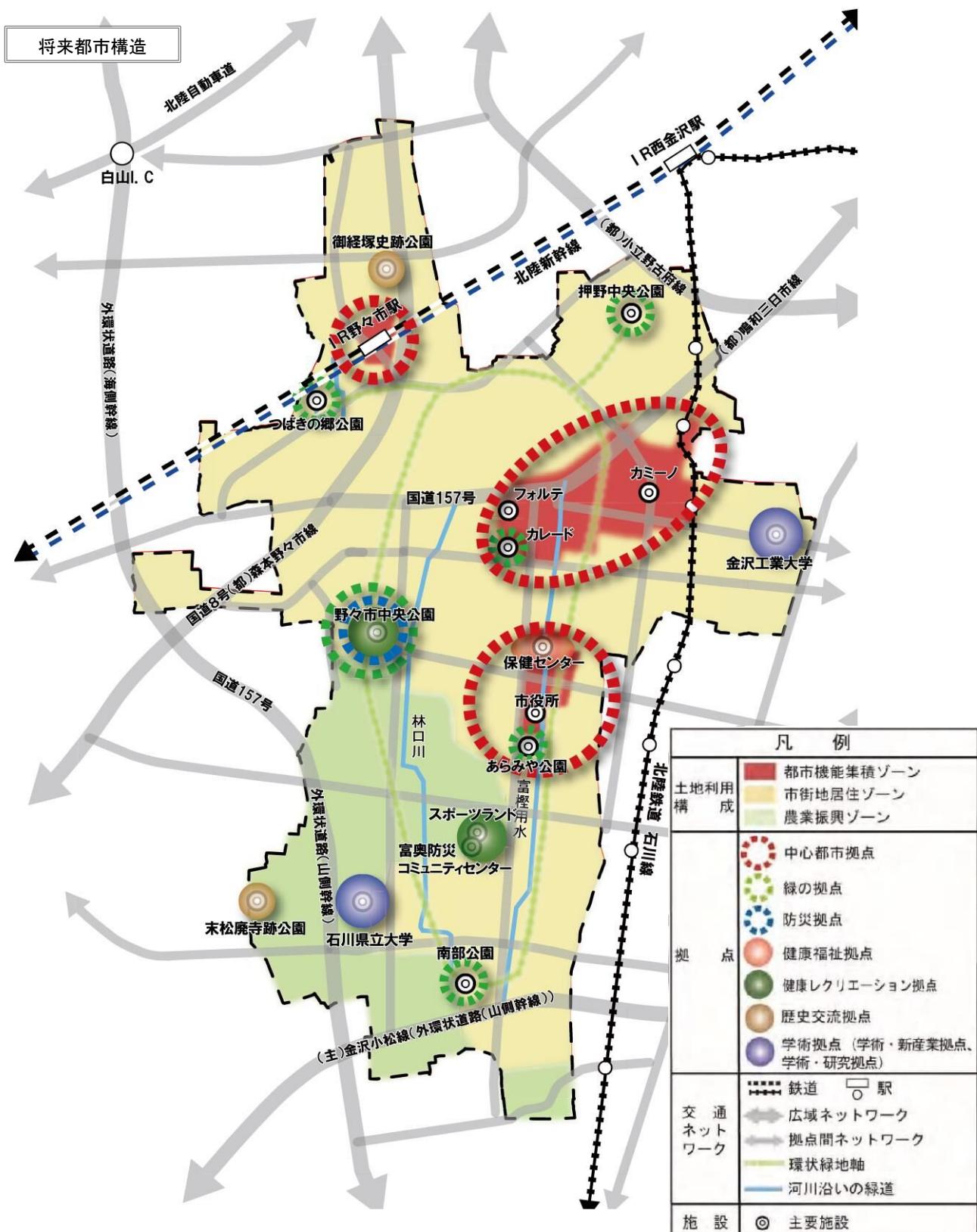
- ・御経塚史跡公園及び末松廃寺跡公園は、本市の歴史と密接に関係する貴重な歴史的資源であることから、公園緑地と一体となった歴史交流拠点として位置づけ、再整備などをを行いながら後世に継承するとともに、身近に歴史を学ぶことができる場として活用を図る

◇学術拠点

- ・石川県立大学周辺及び金沢工業大学は、それぞれ学術・新産業創出拠点、学術・研究拠点として位置づけ、高度な技術、若者の力などを生かしながら、本市の魅力発信への寄与と産学官連携によるまちづくりの促進に活かす

◇交通ネットワーク

- ・広域都市間及び都市内に点在する拠点間を有機的に連絡し、都市内交流を促す重要な交通施設網として位置付ける



資料：野々市市「都市計画マスタープラン（令和5年）」

【土地利用の方針】

■都市機能集積地区

- ・都市機能が集約されたコンパクトで歩いて暮らせる都市構造を図る。
- ・歴史性豊かでにぎわいのある中心地の形成
- ・公共交通の利便性を活かした商業などの活性化
- ・市民の生活利便性のさらなる向上を図る

■歴史的街並み形成地区

- ・にぎわいと交流のある歴史的街並み形成地区として誘導

■住宅地区

- ・良好な住宅地の維持管理向上を図るために適切な用途地域を検討・指定
- ・空き家や低未利用地の適正管理及び有効利用の促進
- ・市街化区域内に点在する農地の適切な保全や活用に努める
- ・住宅地として新たに行う土地開発においては、質の高い住環境を推進する

■商業業務地区

- ・地域の生活利便性の向上とにぎわいのある沿道型土地利用の誘導

■工業業務地区

- ・既存工業施設が比較的多い地区を、市内における工業施設や業務施設の集積地として位置づける
- ・石川県立大学周辺地区を新産業創出の拠点として土地利用の誘導
- ・実際の土地利用状況を見極めながら、適正な用途地域への見直しなども含めた検討

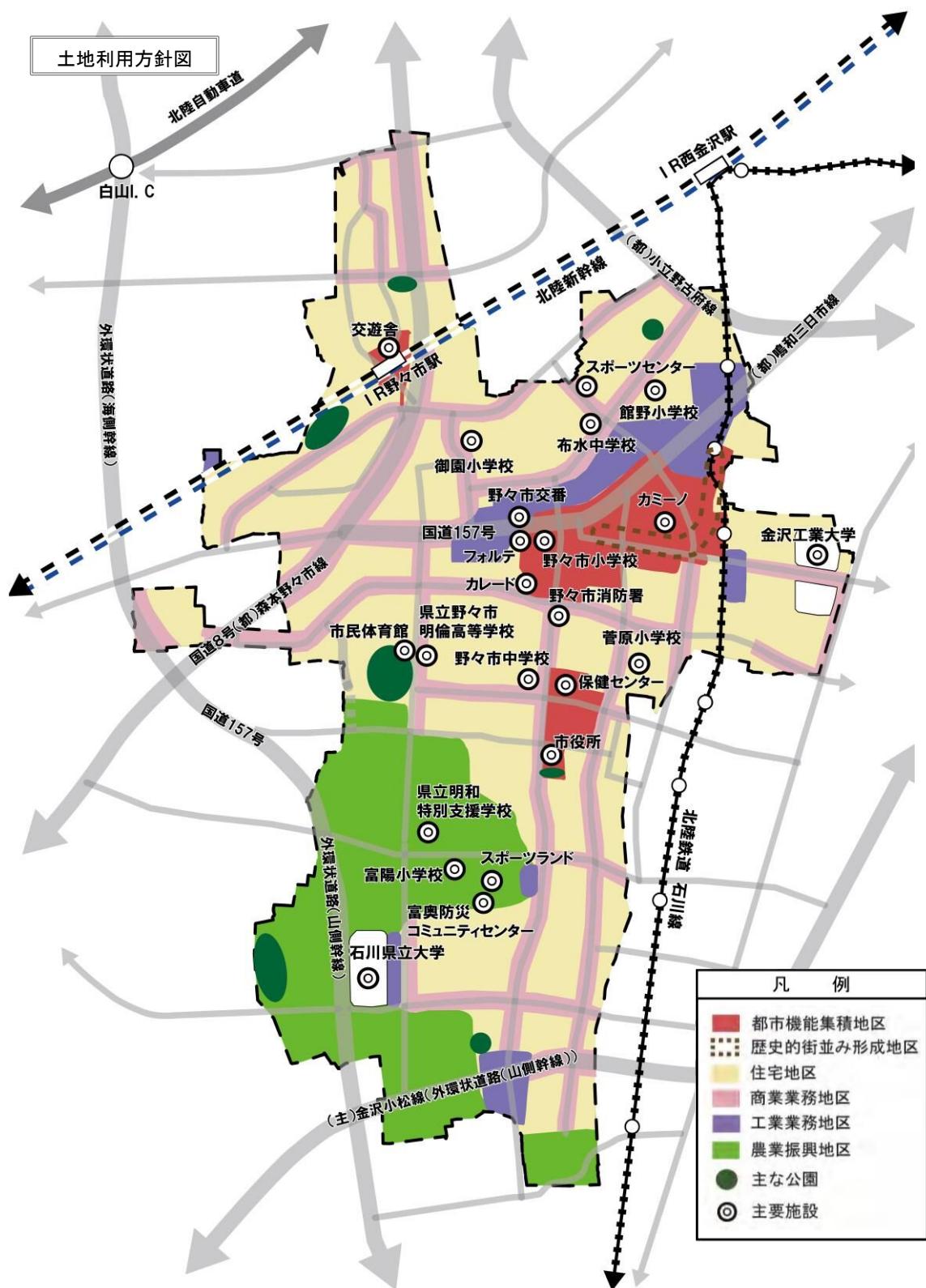
■農業振興地区

- ・農地を生産基盤のみならず、不可欠な要素として捉え農業の振興・活用を図る
- ・農業関連施設を、交通の利便性を考慮した位置に配置
- ・既存集落や住宅団地は、周辺環境と調和のとれた良好な住環境の確保を図る
- ・農地の災上の利用施策について検討を進める

【地域整備方針】

地域名	まちづくりの基本目標
①北部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎ IR 野々市駅周辺における都市拠点の形成 ◎ 公園の有効活用による地域の魅力向上、交流の場としての有効活用 ◎ 快適で暮らしやすい生活環境の確保
②東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 歴史・文化を活かした個性とにぎわいの創出 ◎ 多様な出会い・交流の場の創出と活用 ◎ 大学と連携した地域づくりの推進 ◎ 快適で暮らしやすいまちなか環境の形成
③西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 野々市中央公園における健康・交流・防災拠点の形成 ◎ 野々市中央公園周辺における快適で安全な居住環境の確保 ◎ 快適で暮らしやすい生活環境の確保
④南部地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市役所周辺における都市拠点の形成 ◎ 田園環境・自然環境及び歴史資源の保全・活用 ◎ 大学と連携した地域づくりの推進 ◎ 快適で暮らしやすい生活環境の確保

資料：野々市市「都市計画マスタープラン（令和5年）」



資料：野々市市「都市計画マスターplan（令和5年）」

■その他関連の強いもの

野々市市緑の基本計画において、次のことが定められています。

◇緑の将来像

①拠点となる緑

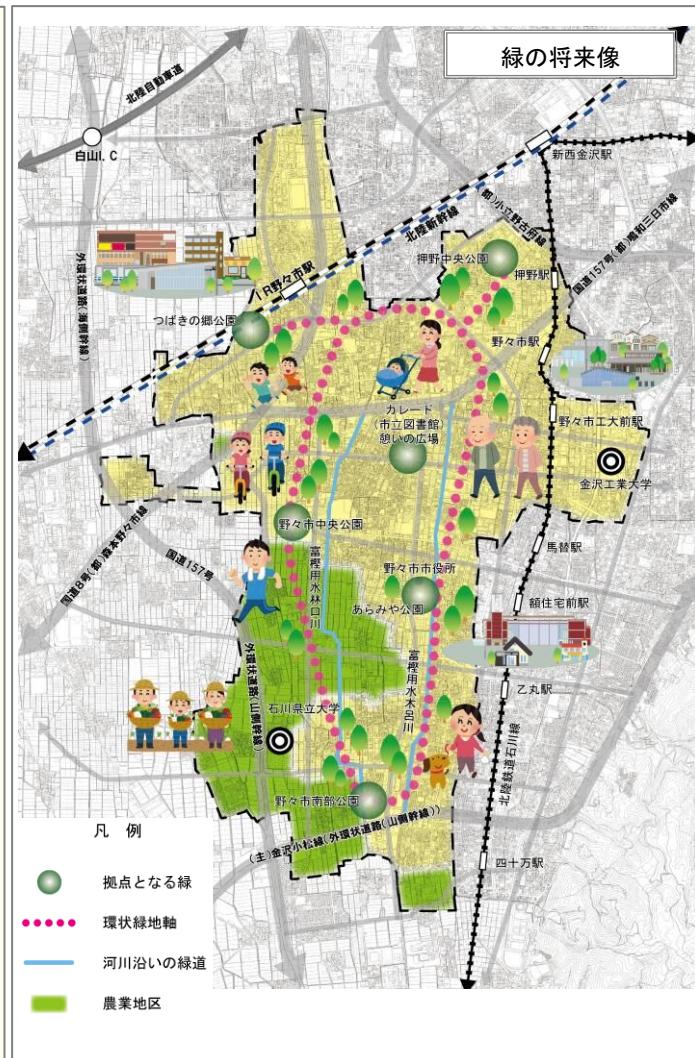
- 本市の中心的な公園である野々市中央公園は、多様な市民の憩い・集いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、本市の中心的な役割を担っていることから、緑の拠点として位置づける。
- つばきの郷公園、押野中央公園、あらみや公園、野々市南部公園、学びの杜のいちカレード（市立図書館）憩いの広場についても緑の拠点として位置づけ、市民の身近な憩いと安らぎの空間としての機能充実に努めるとともに、適切な維持管理などによる安全な利用環境の維持を図るほか、つばきの郷公園については防災拠点としての役割も担う。

②環状緑地軸

- 木呂川緑道、林口川緑道などと街路樹がある幹線道路を結び、市街地を周回する「環状緑地軸」として位置づける。
- 環状緑地軸については、中心市街地をはじめ、拠点となる緑（近隣公園、地区公園、総合公園、広場）を連絡する経路となることから、それらの拠点を緑でネットワークし、市民が歩いて暮らせるまちづくりの軸とする。

③農業地区

- 主として西南部地域の市街化調整区域を「農業地区」として位置づける。
- 農業地区については、農業の振興を図るとともに、地球温暖化や生物多様性など自然環境の保全、保水・浸透機能を有するグリーンインフラとしての防災対策、市街地と調和した良好な景観形成など多面的機能を有する都市の緑として、適切な保全や活用を推進する。



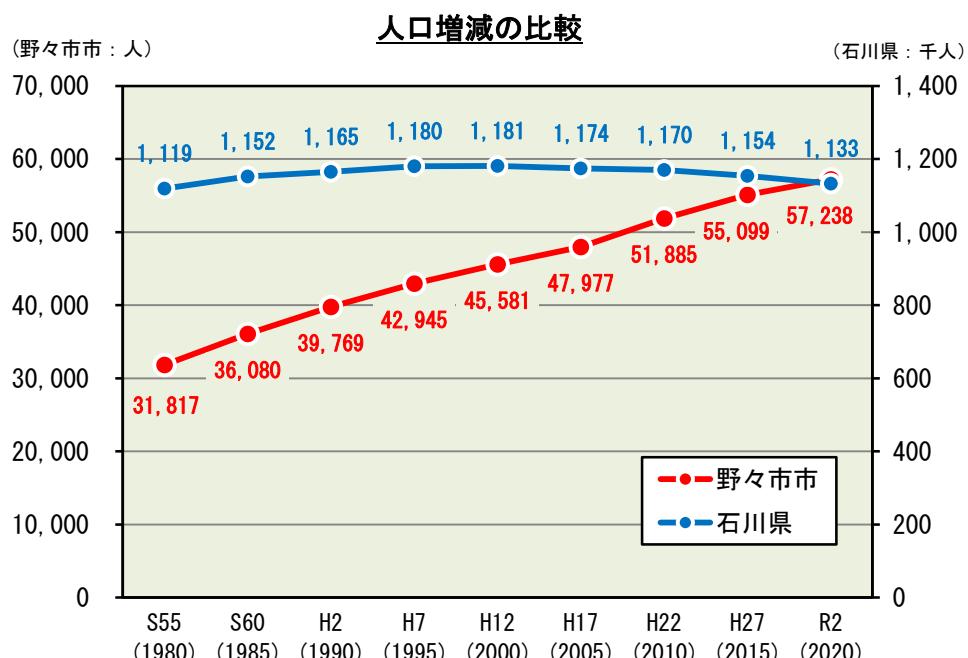
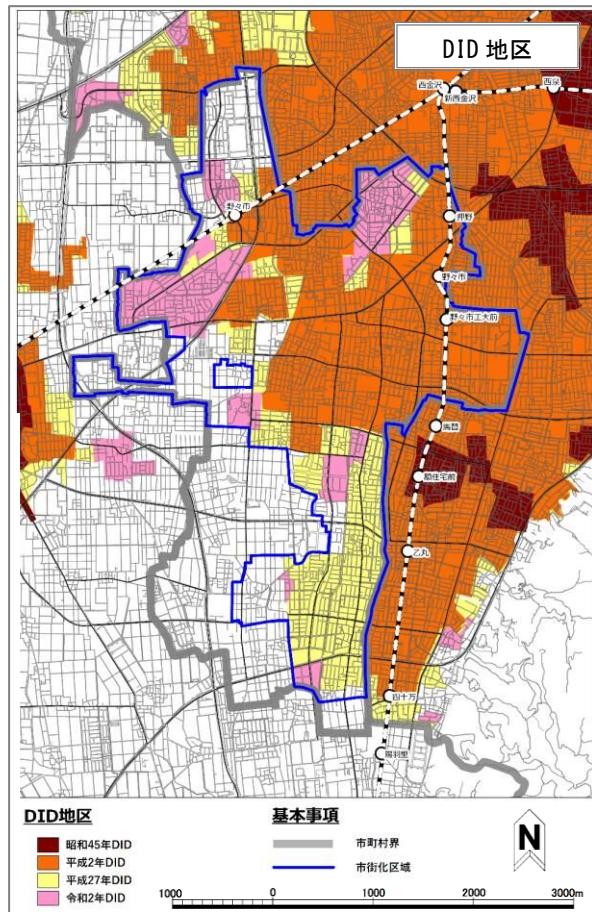
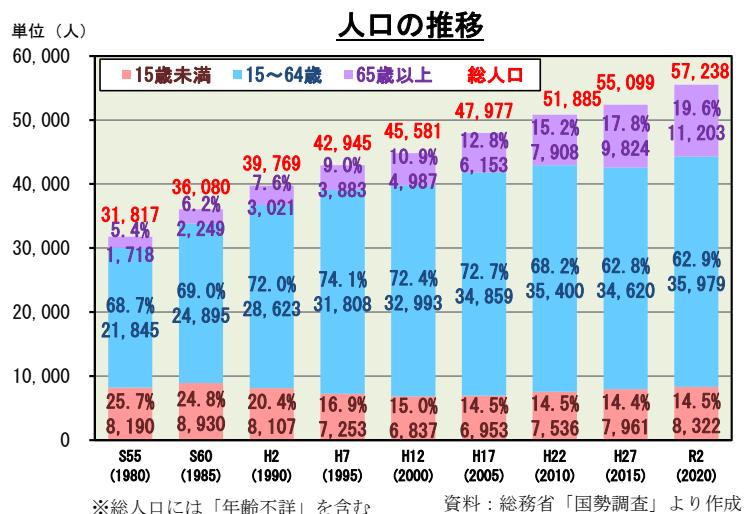
資料：野々市市「緑の基本計画（令和4年）」

第3章 現況・課題の整理

3-1. 人口から見た現況・課題

■これまでの人口

本市は、土地区画整理事業をはじめとする計画的なまちづくりに取り組んできたことなどにより、現在も人口の増加傾向が続いています。その結果、昭和55年から令和2年までの40年間に、人口が25,421人増えており、DID地区も市域の西側を中心に拡大を続けています。その一方、高齢化率は全国的な傾向と同様に上昇しています。

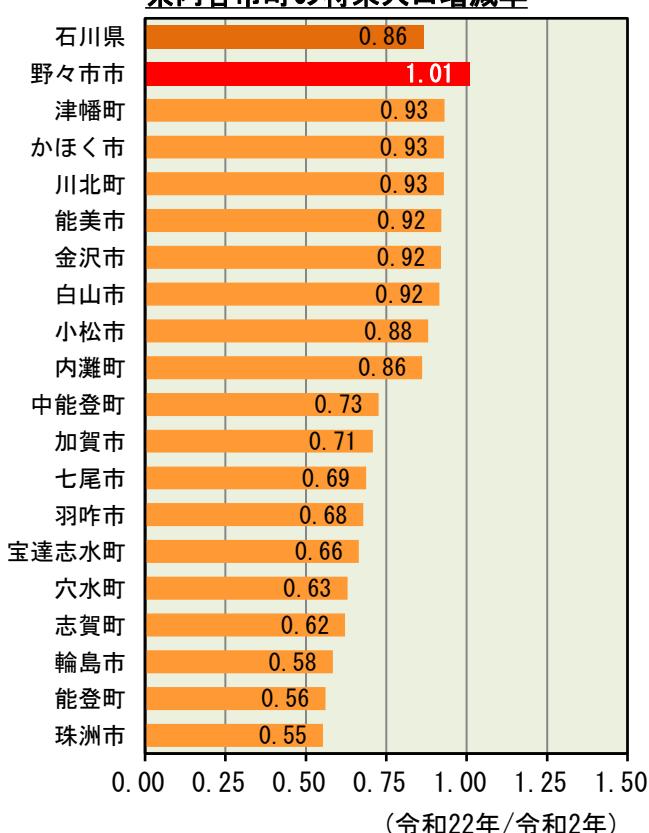


■これから的人口

本市は、今後もしばらく人口増加が続くものと想定されており、令和22年（2040年）には、57,776人になると予測されます。こうした人口増加は、県内で1位の伸び率となります。

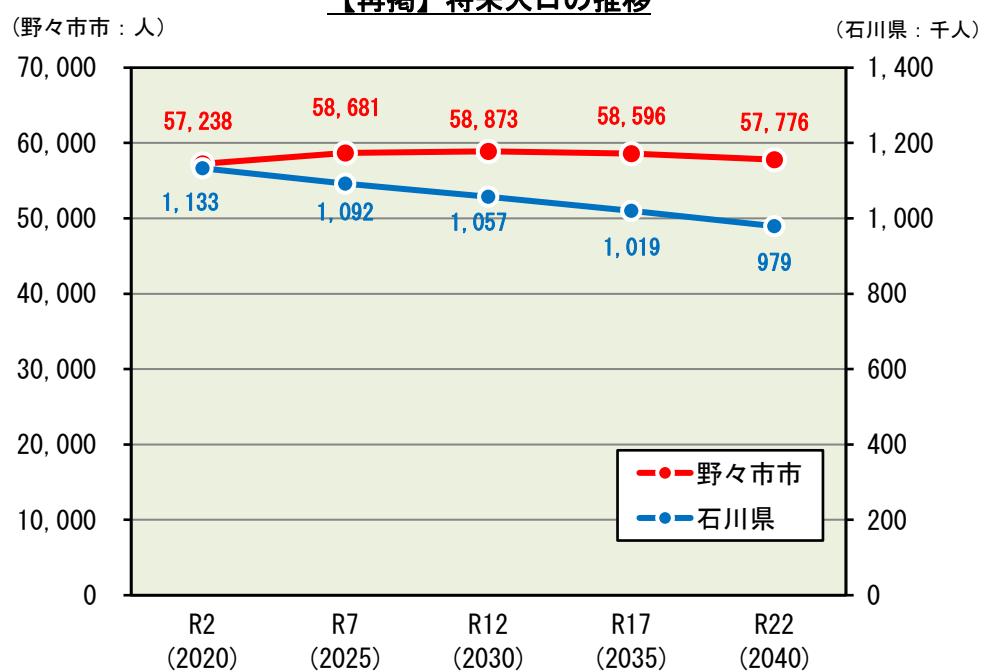
しかし、本市においても、令和12年（2030年）頃を境に人口減少に転じるのではないかと想定されています。本計画の策定当初は令和22年（2040年）頃を境に人口減少に転じると予測されていたことから、人口減少へのスピードが早まっていることがわかります。

県内各市町の将来人口増減率



資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」より作成

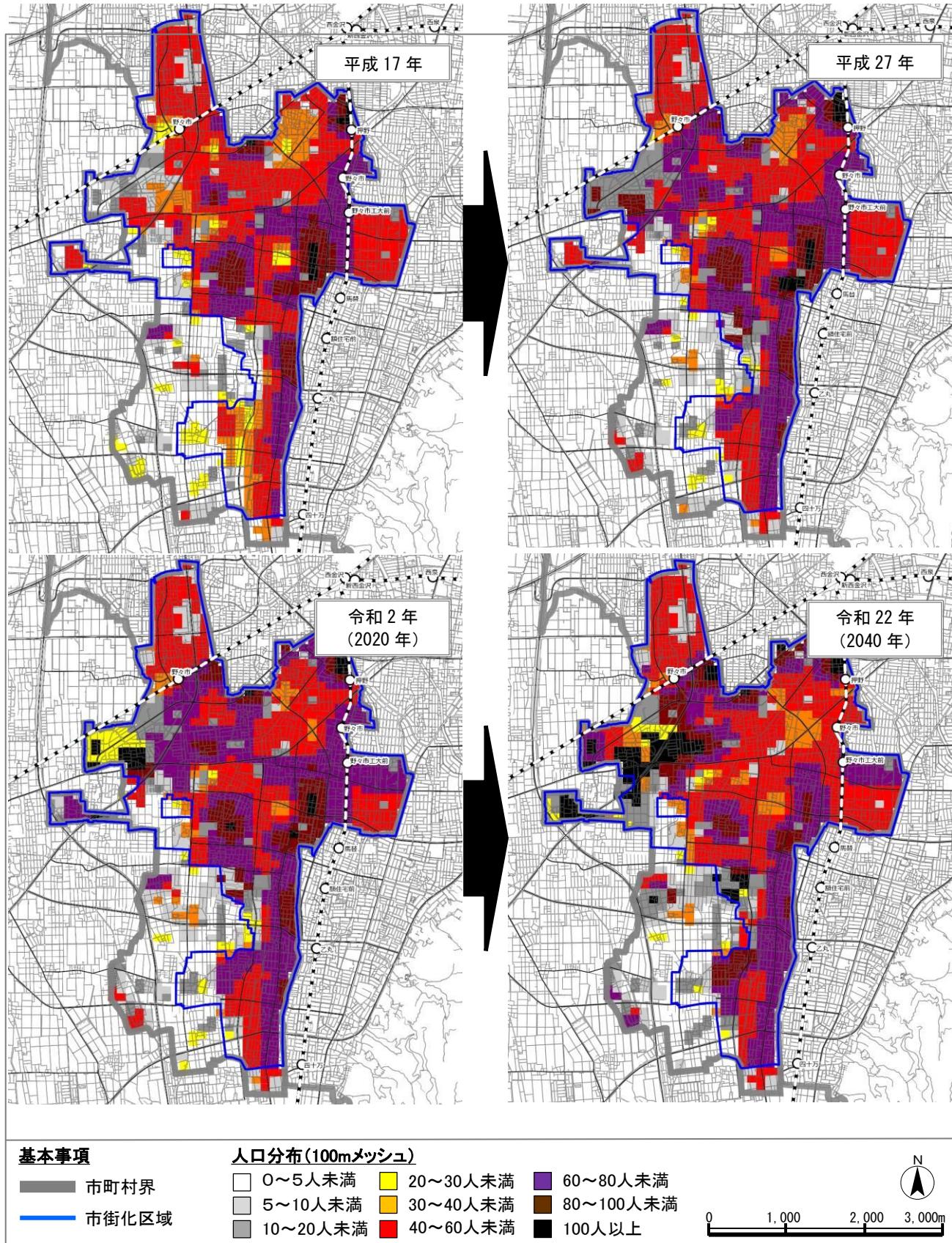
【再掲】将来人口の推移



資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」より作成

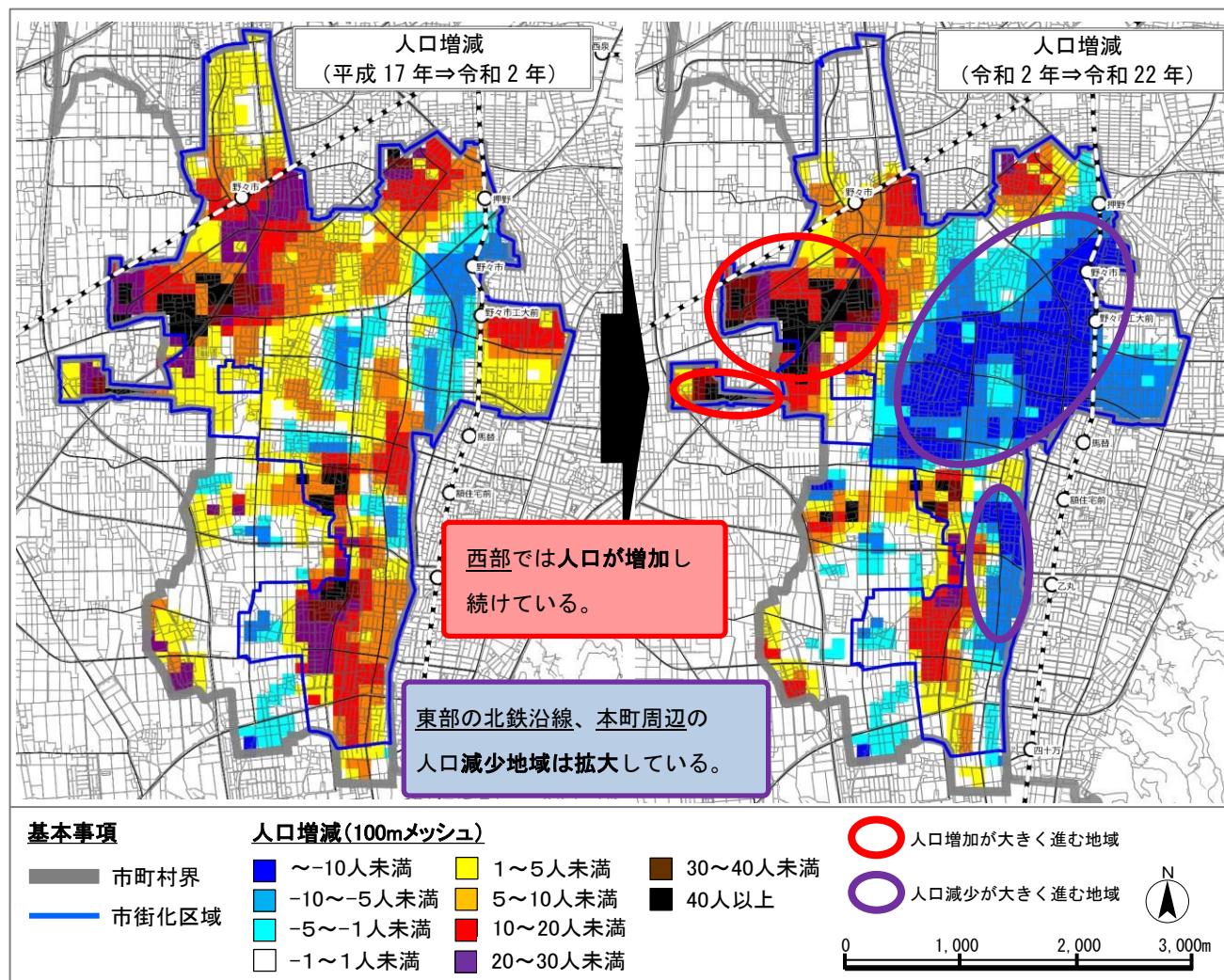
■人口分布

市街化区域では、今後、市域西側を中心に 100 人/ha 以上の箇所が増えると見込まれます。一方で、市域東側では平成 27 年時点で 100 人/ha 以上だった箇所が減少しています。



資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

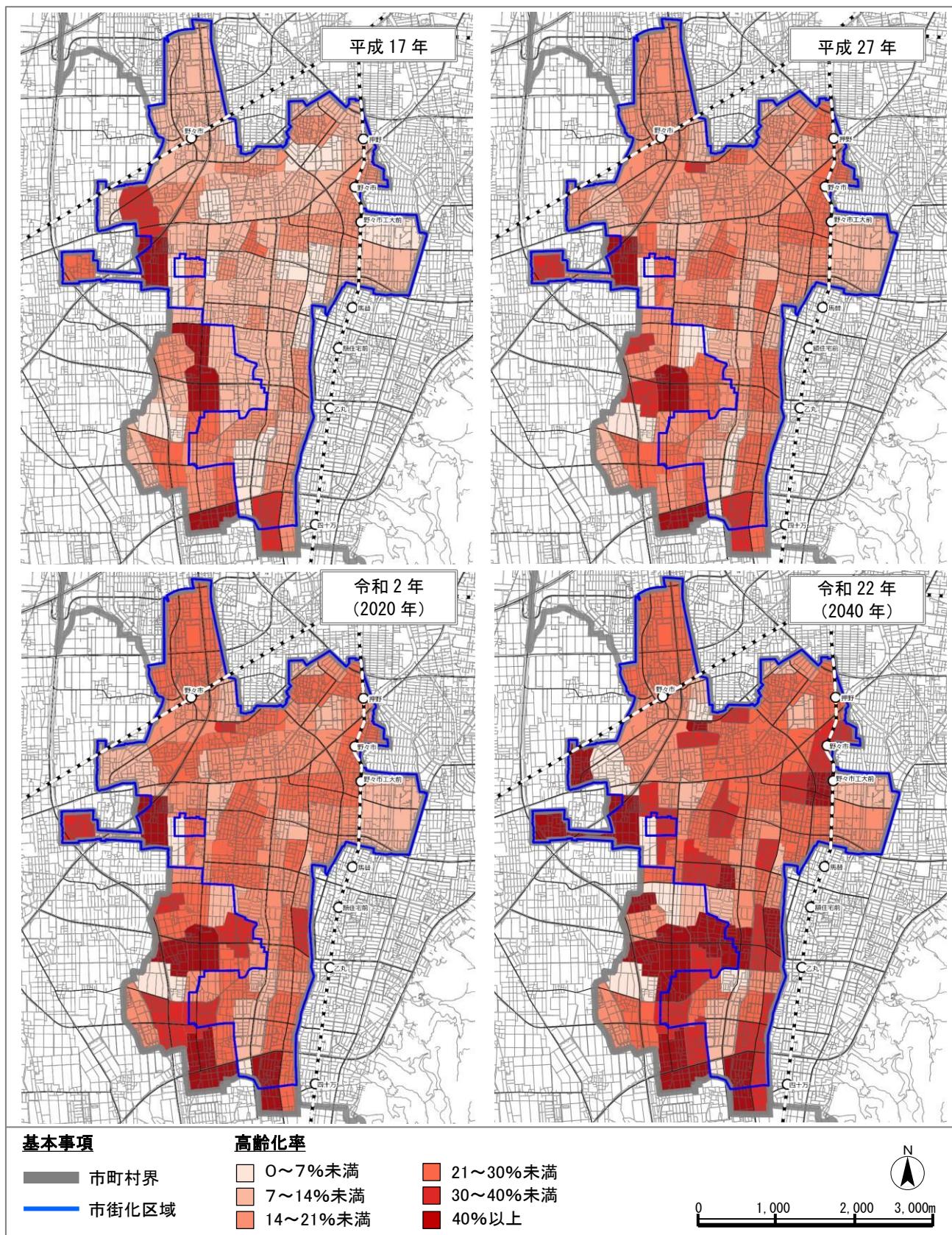
人口増減では、顕著に地区特性が現れており、市域西側で人口の増加、市域東側の旧来の市街地およびその周辺で人口が減少することが予測されます。



資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■高齢化率

高齢化率（全人口に対する65歳以上の人口の割合）は、平成17年には14%未満の地域が多く見られましたが、令和22年（2040年）には21%を超える地域が市域全体に広がると予測されます。

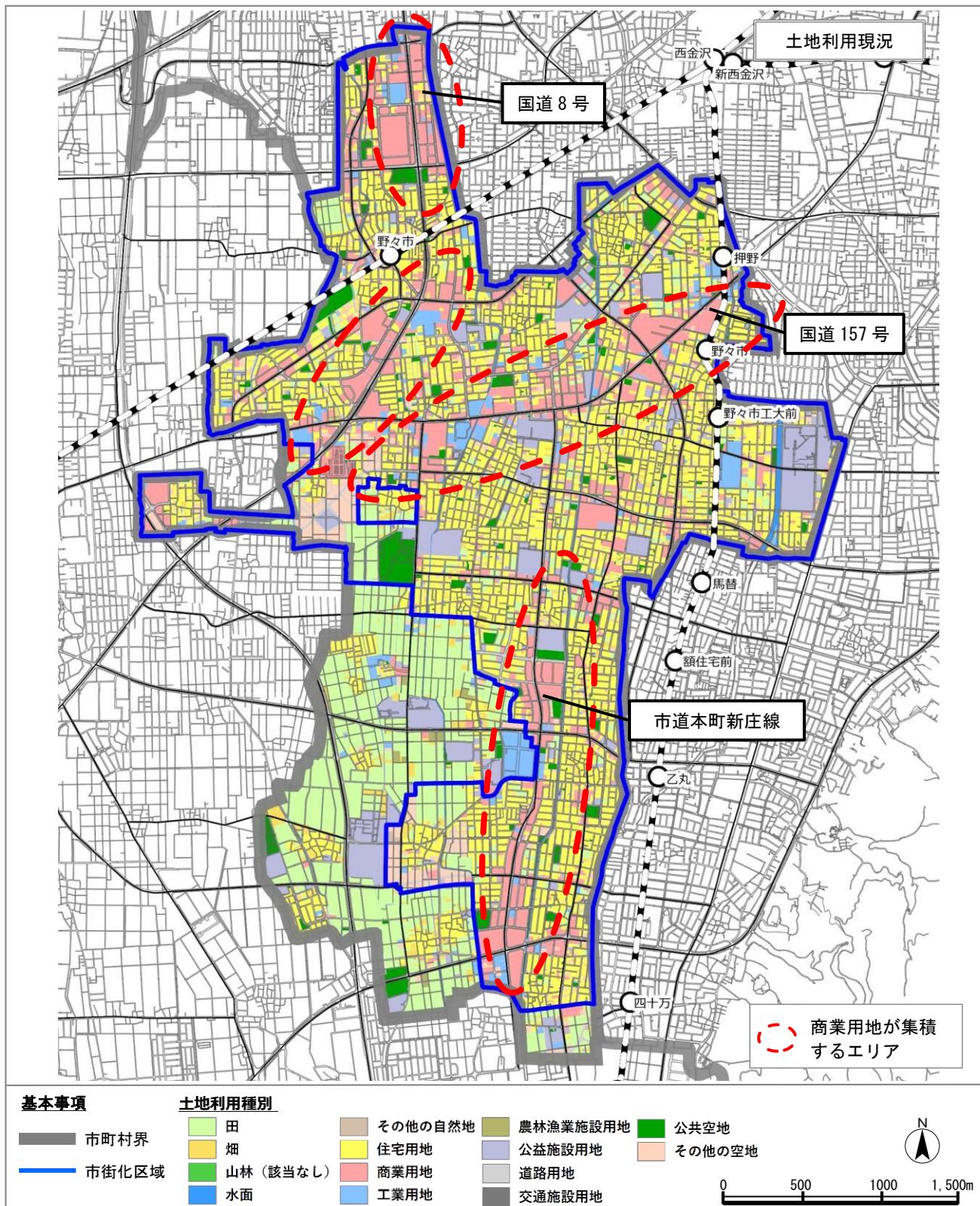


資料：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

3-2. 土地利用から見た現況・課題

■土地利用現況

市街化区域内は、住宅用地・商業用地が大半を占めます。そのうち商業用地は、国道8号・国道157号・市道本町新庄線沿いに集積しています。土地利用現況の推移をみると、平成26年と比較して、田や畠が減少し、住宅用地や公共・公益用地等が増加しています。



資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

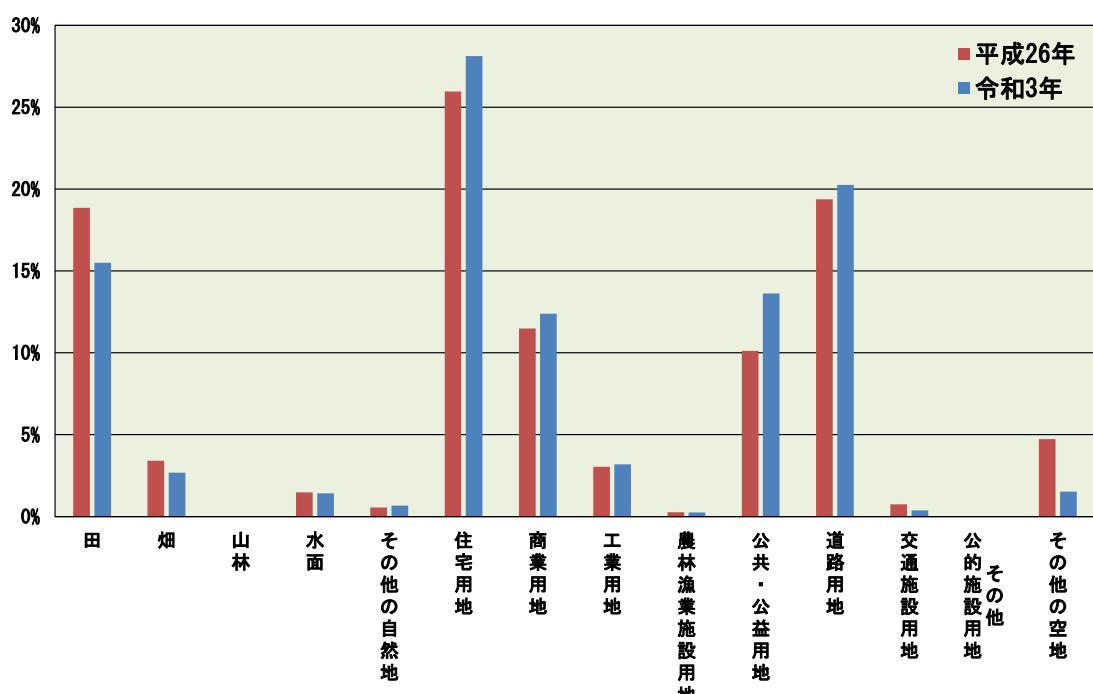
土地利用現況の比較

(単位 : ha)

市街地区分	自然的土地利用	都市的土地利用														合計				
		農地				宅地				農林漁業施設用地				公共・公益用地						
		田	畠	小計	山林	水面	その他の自然地	小計	住宅用地	商業用地	工業用地	小計	農林漁業施設用地	公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	公的施設用地	その他の施設用地	その他の空地	
平成26年	市街化区域	51.5	23.6	75.1	0.0	14.7	4.4	94.2	321.4	147.2	28.7	497.3	0.8	97.9	210.8	5.2	0.0	59.8	871.8	966.0
		4%	2%	6%	0%	1%	0%	7%	24%	11%	2%	37%	0%	7%	16%	0%	0%	4%	64%	71%
	市街化調整区域	204.1	22.7	226.8	0.0	5.4	3.0	235.2	30.6	8.5	12.5	51.6	2.7	39.4	51.9	4.9	0.0	4.3	154.8	390.0
		15%	2%	17%	0%	0%	0%	17%	2%	1%	1%	4%	0%	3%	4%	0%	0%	0%	11%	29%
	計	255.6	46.3	301.9	0.0	20.1	7.4	329.4	352.0	155.7	41.2	548.9	3.5	137.3	262.7	10.1	0.0	64.1	1,026.6	1,356.0
		19%	3%	22%	0%	1%	1%	24%	26%	11%	3%	40%	0%	10%	19%	1%	0%	5%	76%	100%
令和3年	市街化区域	55.0	21.3	76.3	0.0	15.9	6.0	98.2	356.0	164.3	32.4	552.7	0.6	139.3	229.7	5.1	0.0	20.4	947.8	1,046.0
		4%	2%	6%	0%	1%	0%	7%	26%	12%	2%	41%	0%	10%	17%	0%	0%	2%	70%	77%
	市街化調整区域	155.2	15.1	170.3	0.0	3.3	3.0	176.6	25.4	3.7	10.8	39.9	2.8	45.4	45.0	0.0	0.0	0.3	133.4	310.0
		11%	1%	13%	0%	0%	0%	13%	2%	0%	1%	3%	0%	3%	3%	0%	0%	0%	10%	23%
	計	210.2	36.4	246.6	0.0	19.2	9.0	274.8	381.4	168.0	43.2	592.6	3.4	184.7	274.7	5.1	0.0	20.7	1,081.2	1,356.0
		16%	3%	18%	0%	1%	1%	20%	28%	12%	3%	44%	0%	14%	20%	0%	0%	2%	80%	100%

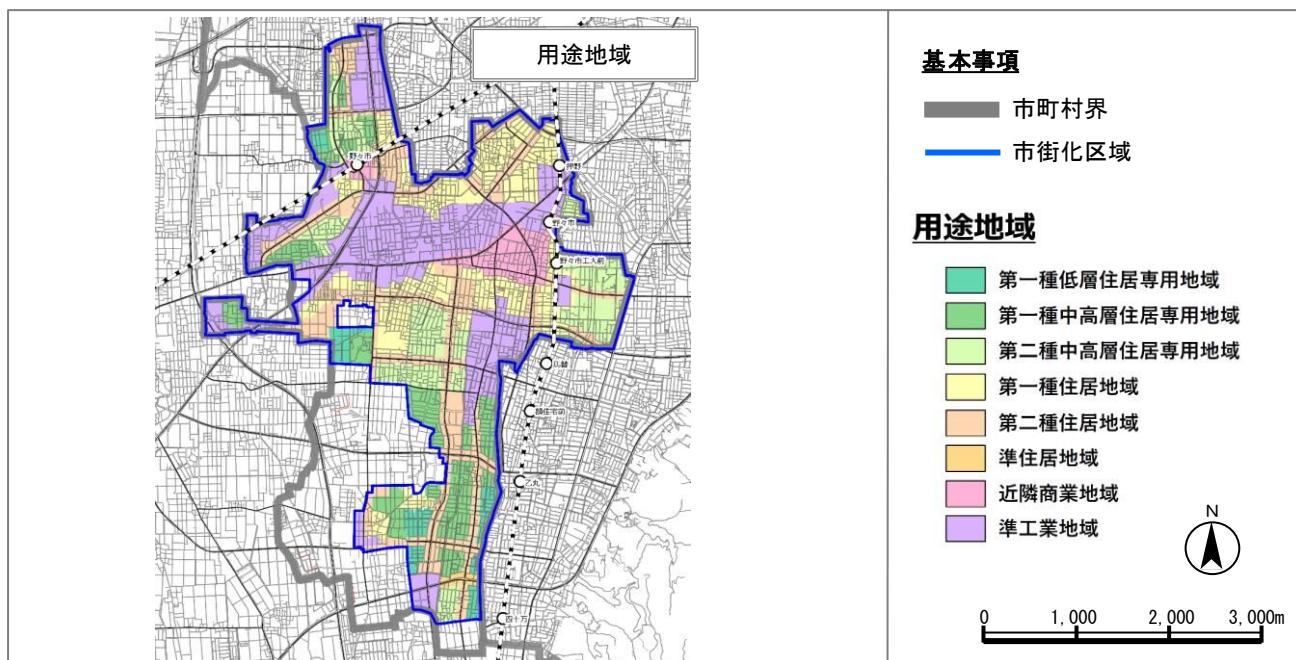
資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」より作成

土地利用現況の推移



■用途地域

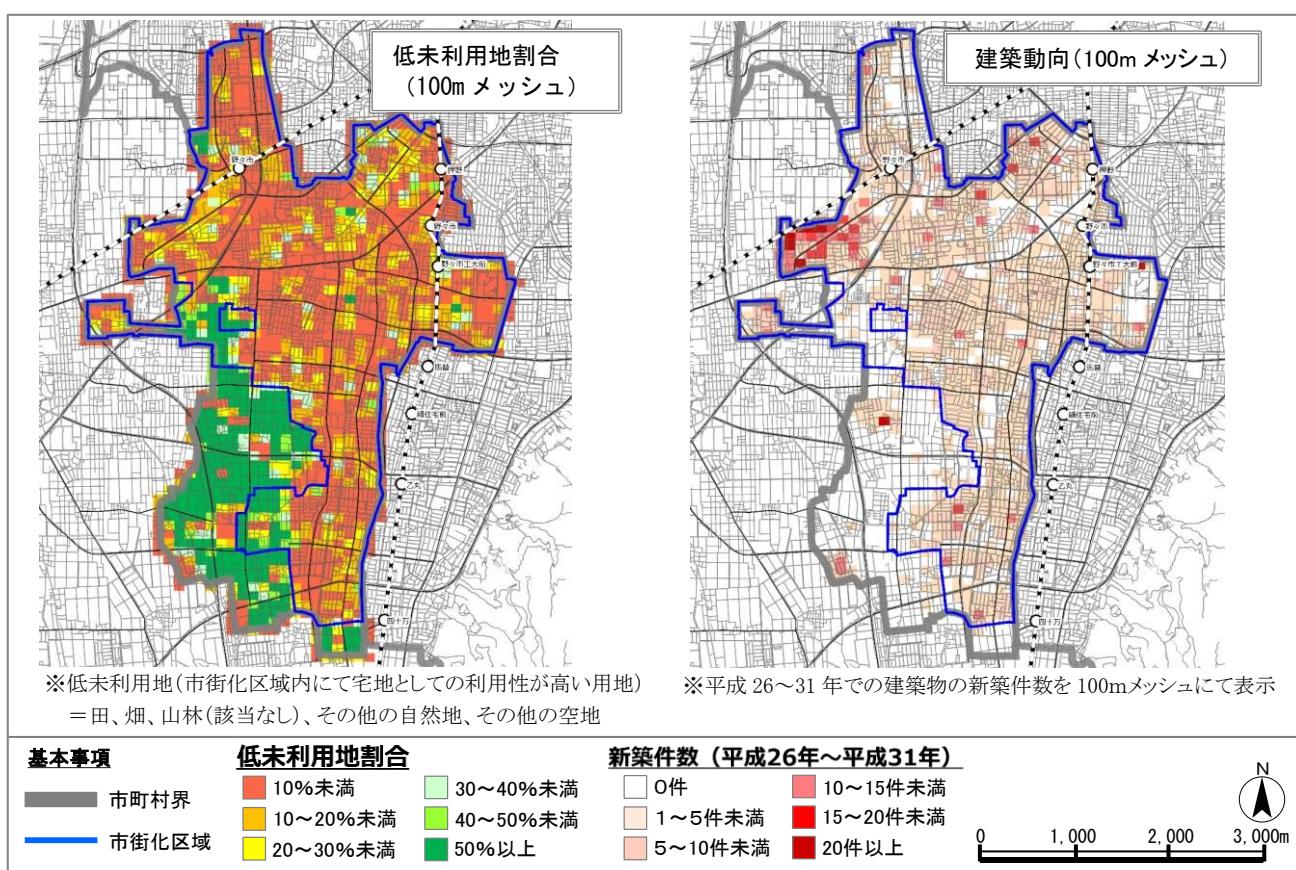
国道8号・国道157号沿いを中心に準工業地域が、東部の市街地やIRいしかわ鉄道野々市駅周辺に近隣商業地域が分布しています。その他は、住居系の用途地域が広がっています。



資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」

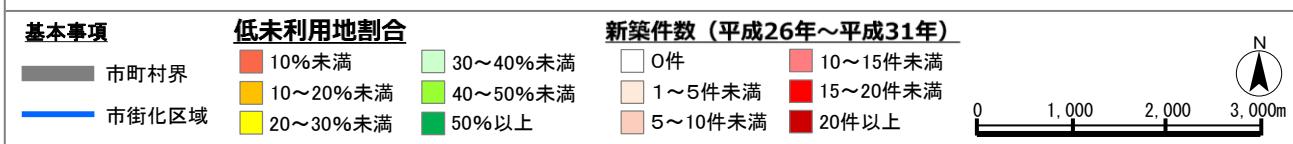
■低未利用地・建築動向

低未利用地は、市街化区域内にもまとまって分布している箇所が残っています。これらのうち、建築動向が活発な地区が市域の西側である一方、その他の地域では農地が維持されています。



※低未利用地(市街化区域内にて宅地としての利用性が高い用地)
=田、畠、山林(該当なし)、その他の自然地、その他の空地

※平成26~31年での建築物の新築件数を100mメッシュにて表示



資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成



■新築動向

平成26年～平成31年までの新築動向は、約300件～350件/年で推移しています。

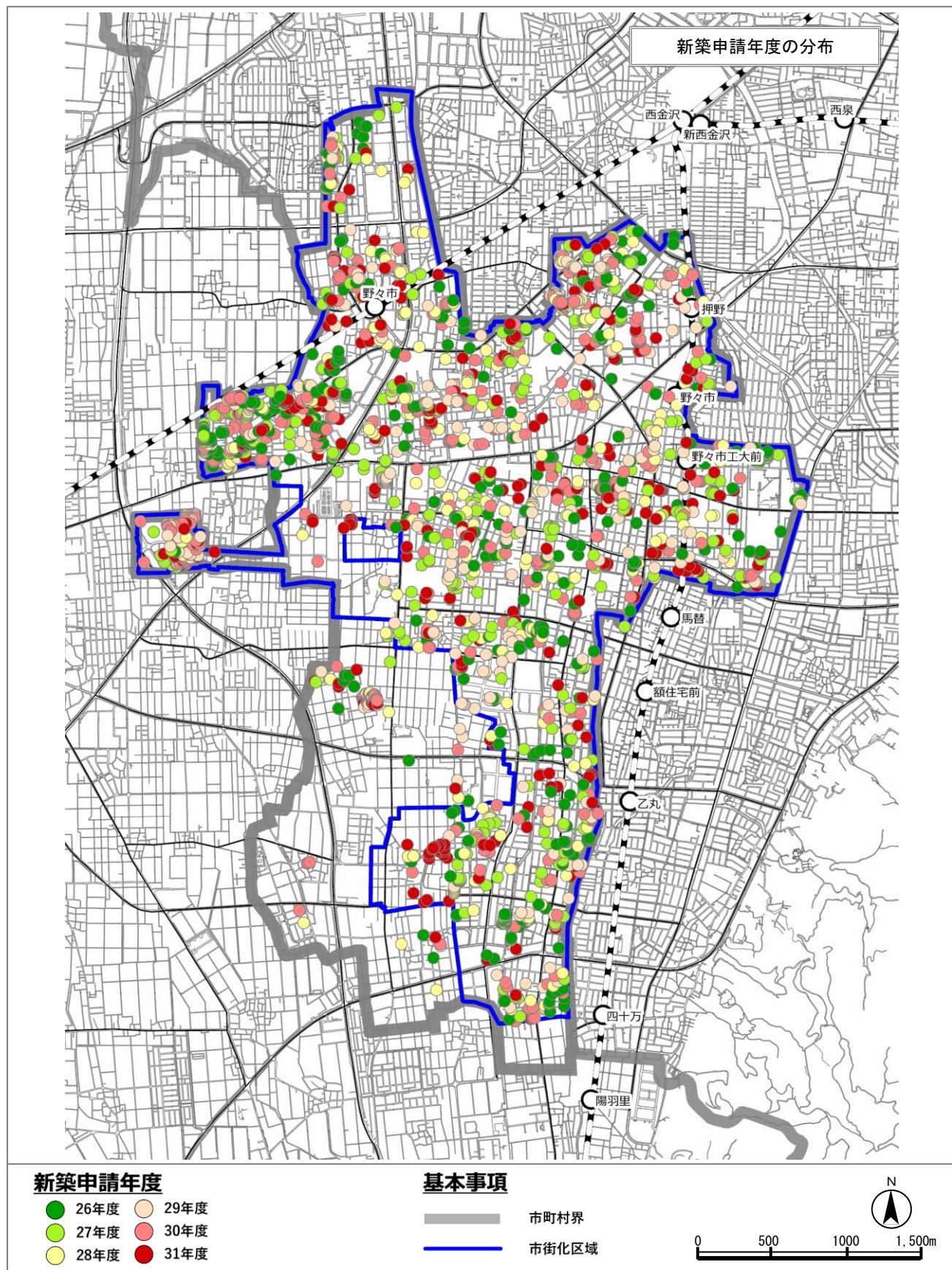
申請年度別の分布では、市域内で偏りなく分布しています。

用途別では、住宅の件数が最も多く、市道本町新庄線、市道高尾郷線、市道森本野々市線沿いで商業の新築が多くみられます。一方で、商業の全体の新築面積は、年々減少傾向にあります。

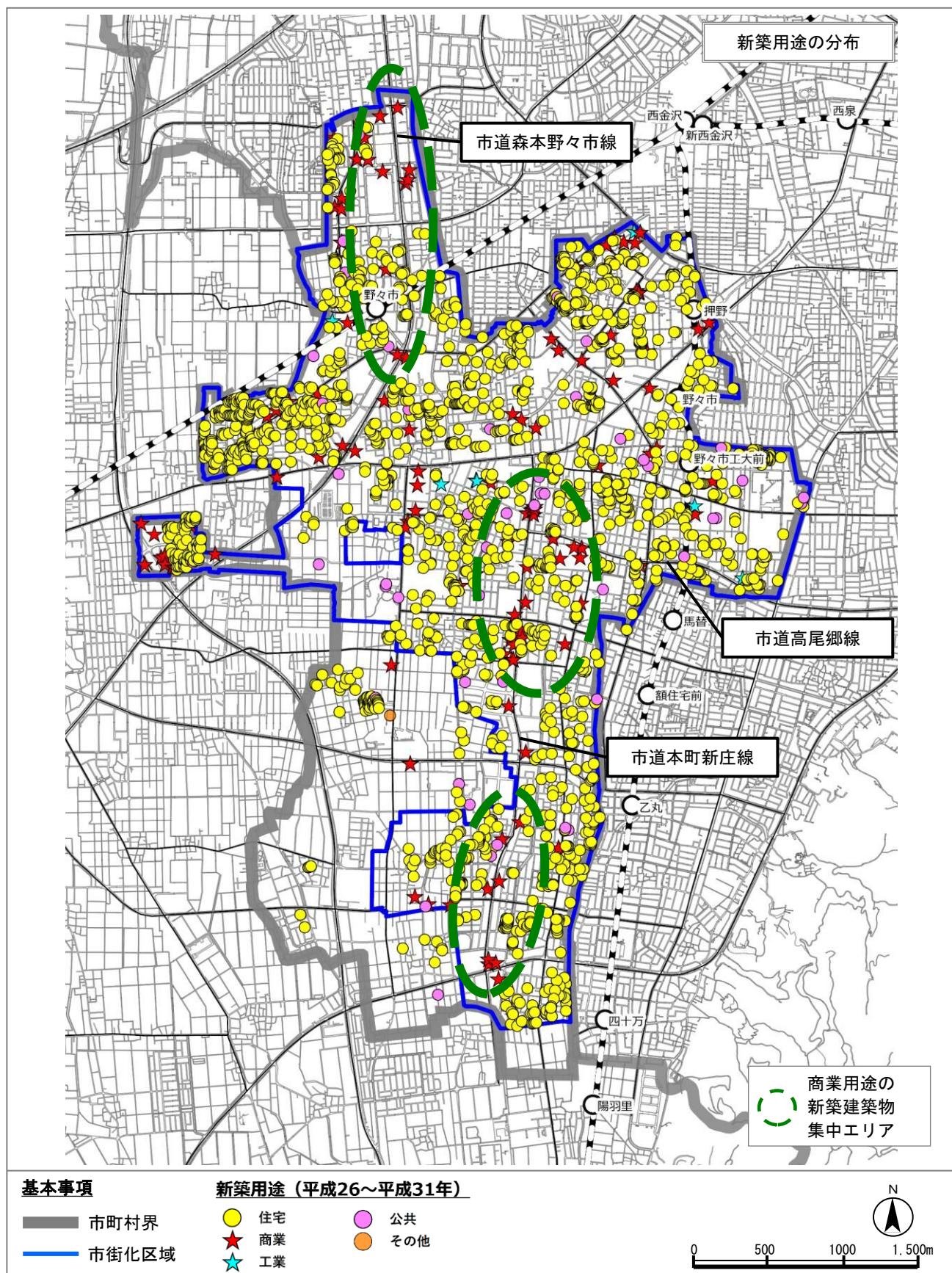
新築動向の推移

		合計		住宅		商業		工業		公共施設用地		その他	
		件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)						
市 街 化 区 域	平成26年	339	56,722	302	28,210	26	25,181	0	0	11	3,331	0	0
	平成27年	318	51,363	287	25,942	21	23,850	2	197	8	1,374	0	0
	平成28年	270	37,395	241	21,148	20	10,234	1	67	8	5,946	0	0
	平成29年	288	31,490	263	23,212	19	6,109	0	0	6	2,169	0	0
	平成30年	321	38,826	300	26,684	13	8,987	0	0	8	3,155	0	0
	平成31年	287	32,391	257	25,051	22	5,500	4	1,196	4	644	0	0
市 街 化 調 整 区 域	平成26年	9	1,613	7	575	1	12	0	0	1	1,026	0	0
	平成27年	3	438	2	314	1	124	0	0	0	0	0	0
	平成28年	10	1,148	8	669	0	0	0	0	1	10	1	469
	平成29年	19	1,769	18	1,307	0	0	0	0	1	462	0	0
	平成30年	20	1,346	19	1,344	0	0	0	0	1	2	0	0
	平成31年	14	1,051	14	1,051	0	0	0	0	0	0	0	0
計	平成26年	348	58,335	309	28,785	27	25,193	0	0	12	4,357	0	0
	平成27年	321	51,801	289	26,256	22	23,974	2	197	8	1,374	0	0
	平成28年	280	38,543	249	21,817	20	10,234	1	67	9	5,956	1	469
	平成29年	307	33,259	281	24,519	19	6,109	0	0	7	2,631	0	0
	平成30年	341	40,172	319	28,028	13	8,987	0	0	9	3,157	0	0
	平成31年	301	33,442	271	26,102	22	5,500	4	1,196	4	644	0	0

資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」より作成



資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

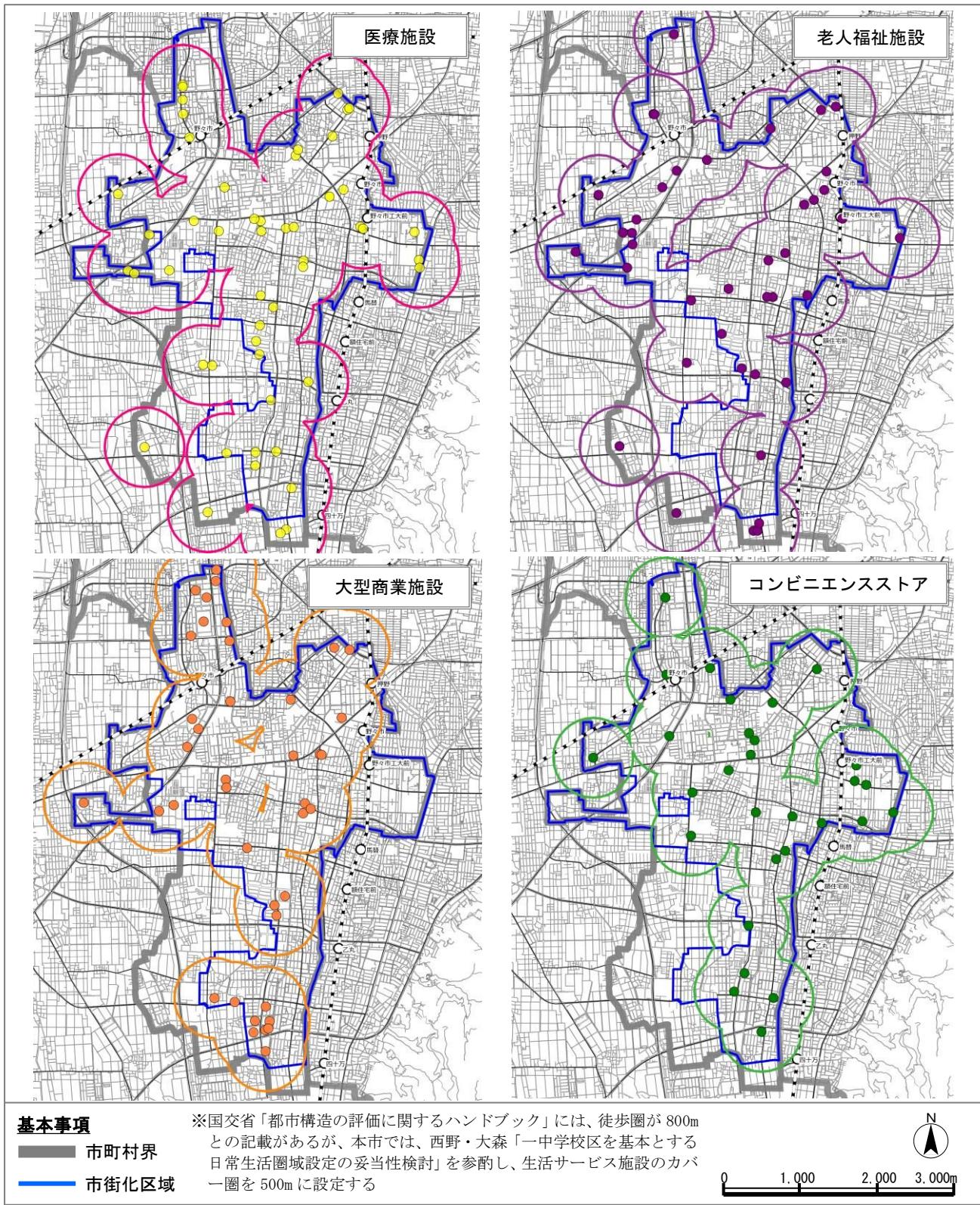


資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

3-3. 都市機能から見た現況・課題

■生活サービス施設

医療施設・コンビニエンスストア・老人福祉施設・大型商業施設の生活サービス施設は、市街化区域内の広範囲をカバーして存在します。



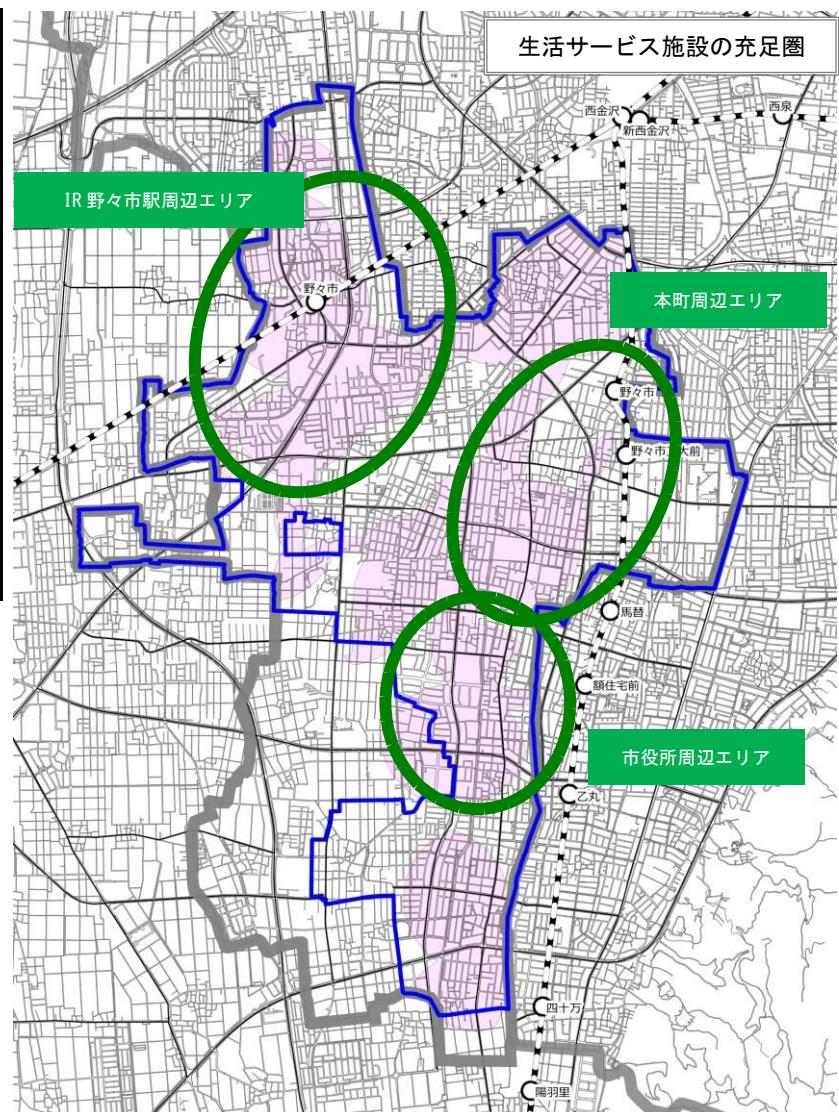
資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、各種コンビニエンスストアHP、国土数値情報、国土地理院「基盤地図情報」より作成

令和2年における生活サービス施設の圏域人口は、以下の通りです。

生活サービス施設全てのカバー圏に含まれる圏域（充足圏）の人口は31,214人で、市全体（57,238人）の54.5%となっています。充足圏は大きく分けて、本町周辺、IR野々市駅周辺、市役所周辺の3区域となります。

圏域	圏域人口 (市全体比)
医療施設	52,545人 (91.8%)
老人福祉施設	49,574人 (86.6%)
大型商業施設	45,008人 (78.6%)
コンビニエンスストア	48,840人 (85.3%)
充足圏*	31,214人 (54.5%)

*医療施設・老人福祉施設・大型商業施設・コンビニエンスストアの全てのカバー圏に含まれる圏域



基本事項

- 市町村界
- 市街化区域

■ 生活サービス施設の充足圏
(生活サービス施設のカバー圏は500mに設定)



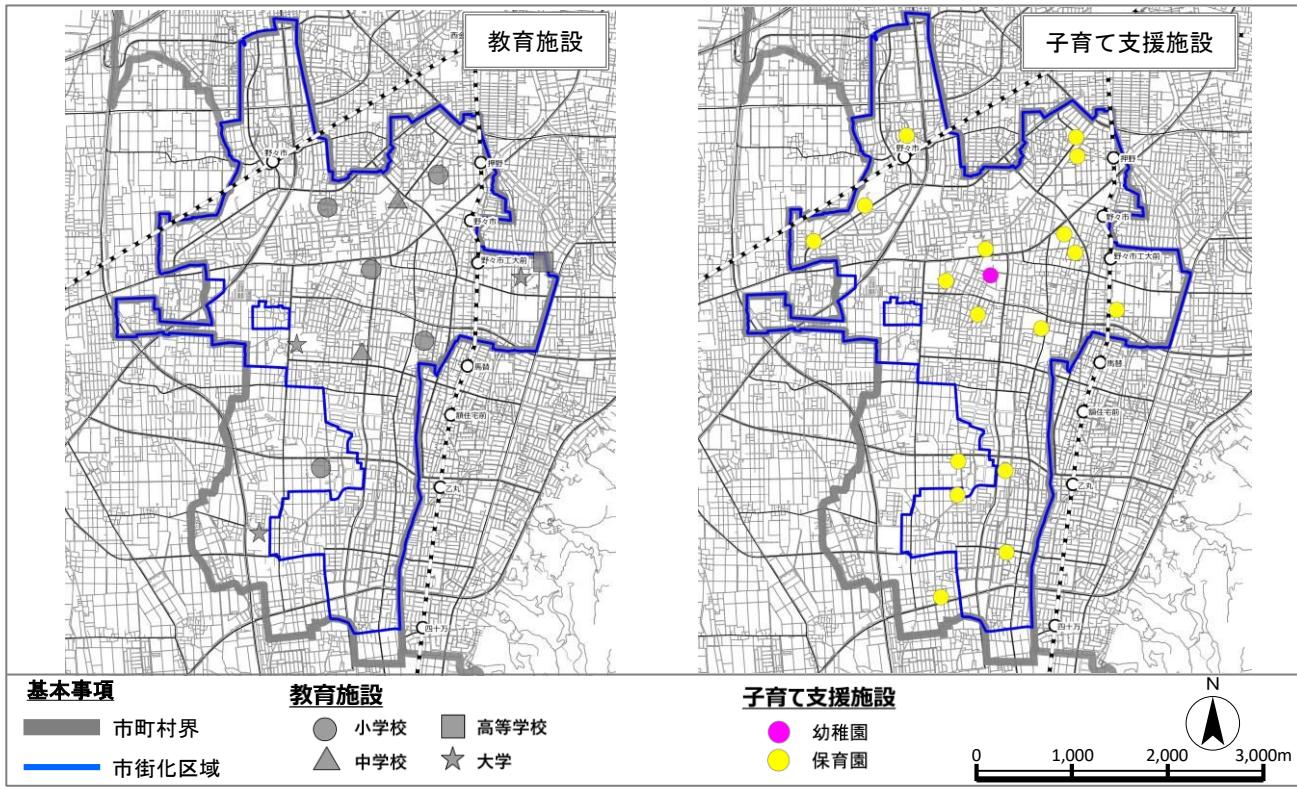
0 500 1,000 1,500 2,000m

資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、各種コンビニエンスストアHP、総務省「国勢調査（令和2年）」、国土数値情報、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■教育施設・子育て支援施設

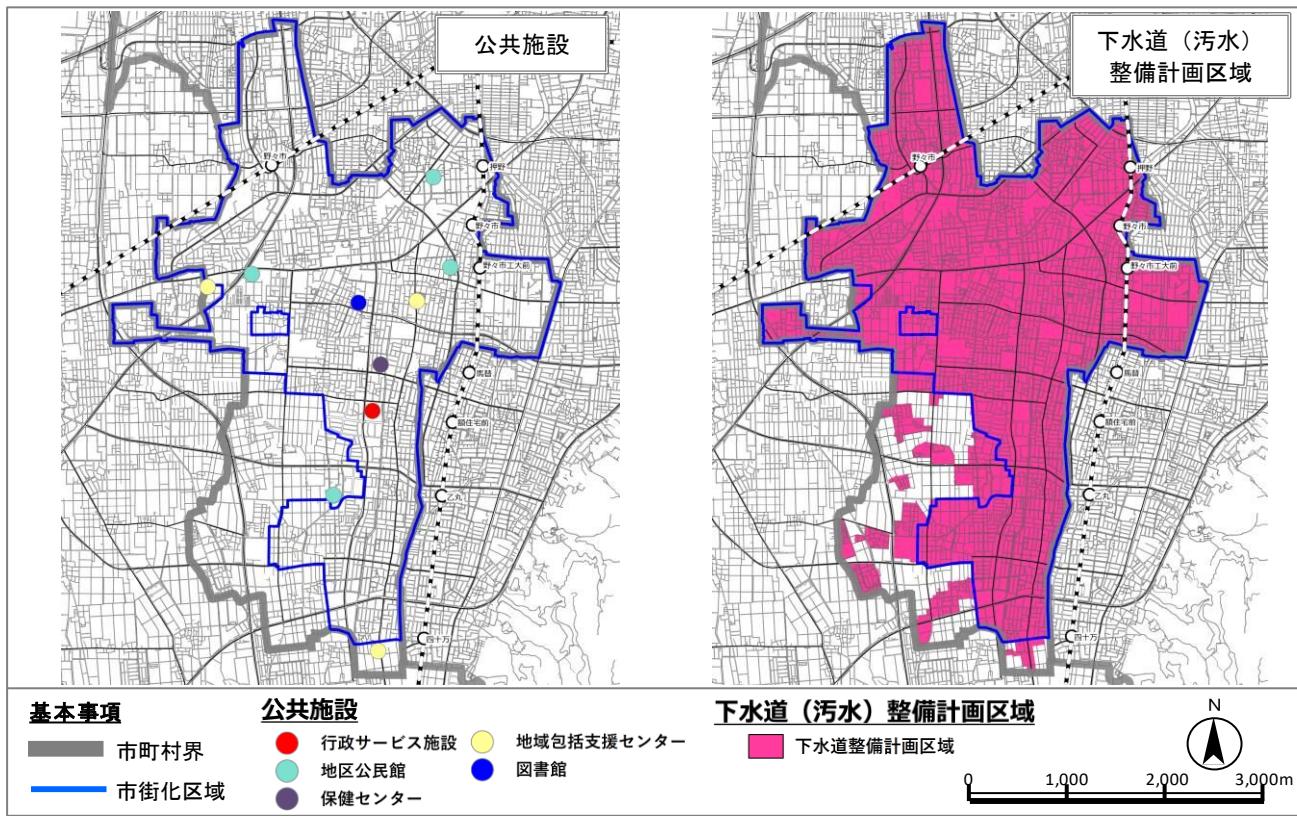
市内には、小学校が5校、中学校が2校、高校が2校、大学が2校あります。

また幼稚園が1園あり、保育園が市内に広く分布しています。



■主な公共施設

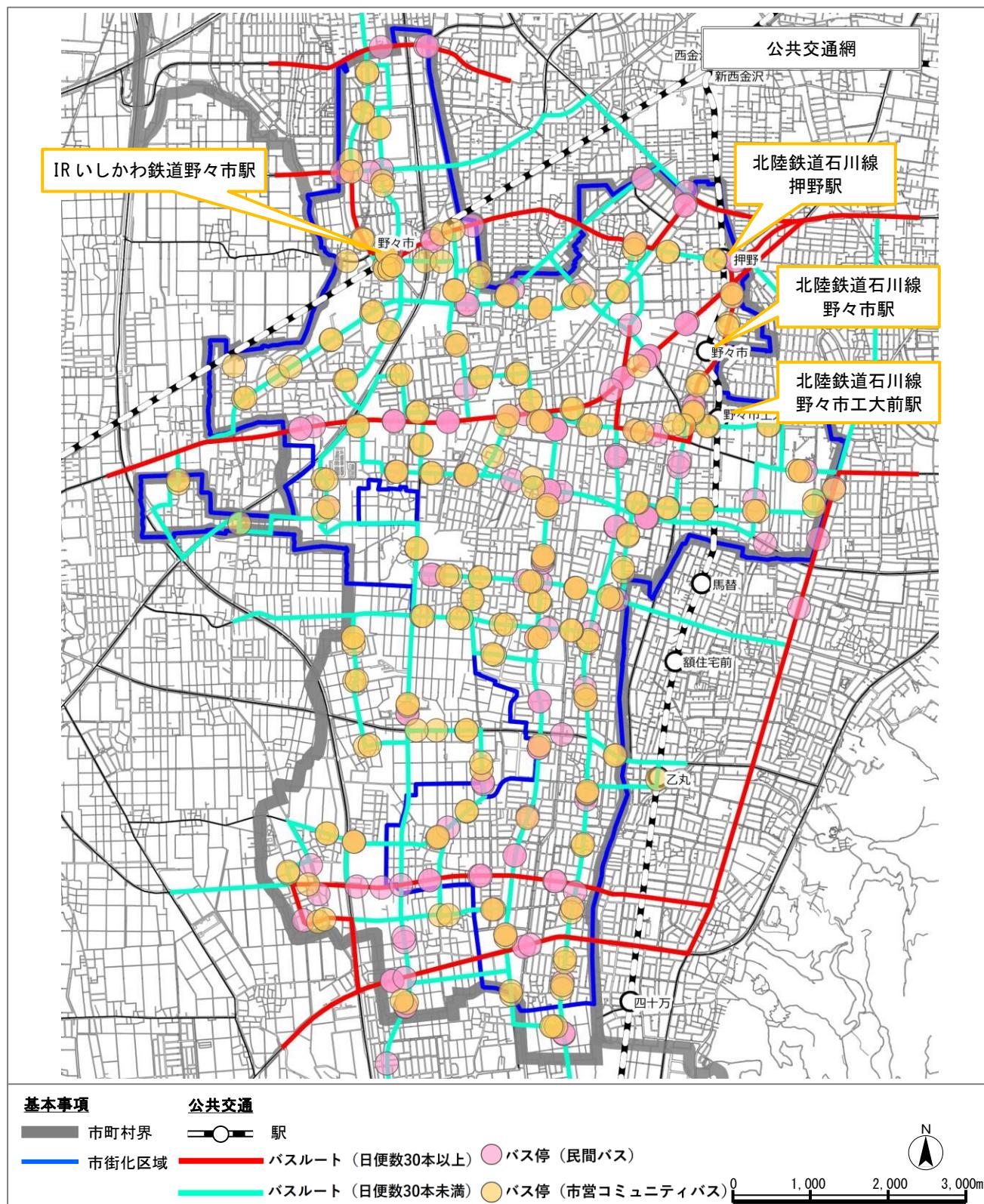
行政サービス施設が1箇所、地区公民館が4箇所あり、各地区的拠点として配置されています。



3-4. 公共交通から見た現況・課題

鉄道はIRいしかわ鉄道の駅が1箇所、北陸鉄道石川線の駅が3箇所あります。

バス停は市内のほぼ全域に広く分布していますが、日便数に地域的な差が生じています。

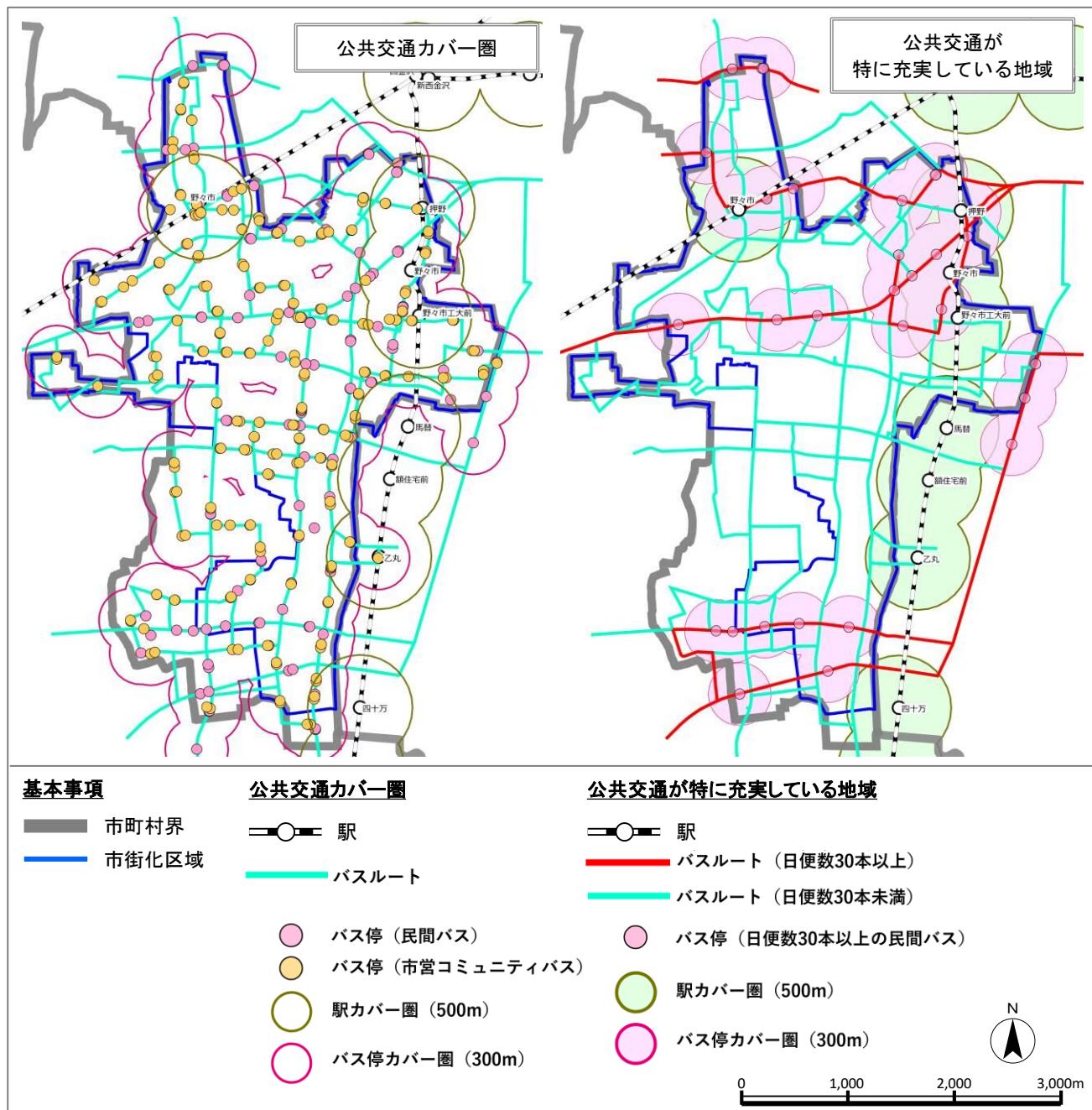


資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、国土数値情報、国土地理院「基盤地図情報」より作成

公共交通カバー圏は、市全域をほぼ網羅しており、令和2年におけるこの圏域の人口は56,351人で、市全体（57,238人）の98.5%を占めています。

市域北側は日便数が多いバスルートが多く、特に公共交通が充実しており、令和2年におけるこの圏域の人口は29,080人で、市全体の50.8%となっています。

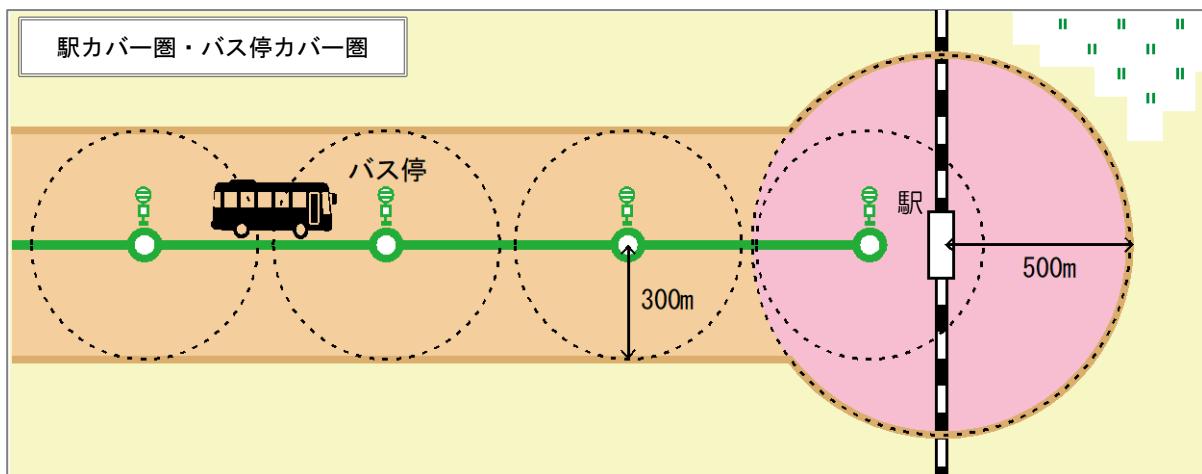
圏域	圏域人口 (市全体比)
公共交通カバー圏	56,351人 (98.5%)
公共交通が特に充実している地域	29,080人 (50.8%)



資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3年）」、国土数値情報、国土地理院「基盤地図情報」より作成

◇ 公共交通カバー圏の設定 ◇

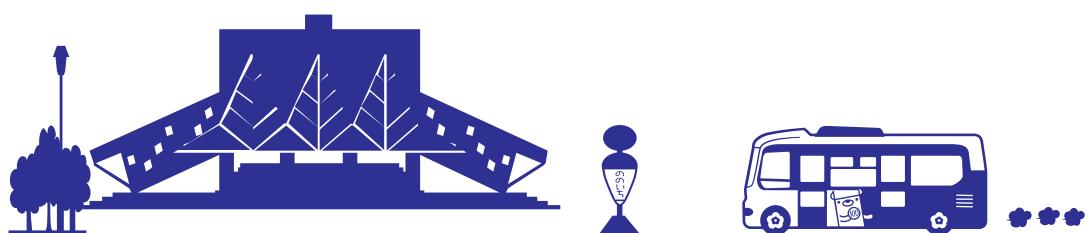
公共交通カバー圏については、国交省「都市構造の評価に関するハンドブック」に駅カバー圏が800m、バス停カバー圏が500mとの記載があります。ただし本計画では、金沢市を事例とした研究資料を基に、駅カバー圏・バス停カバー圏を以下のように設定します。なお、市街化区域が連担し、同一都市計画区域を形成する金沢市においても、同様の考え方で公共交通カバー圏を設定しています。



＜高齢者の歩行による外出距離の平均値（金沢市を対象）＞

○健康な高齢者：481m ○要支援・要介護者：358m

資料：西野・大森「一中学校区を基本とする日常生活圏域設定の妥当性検討」
(日本建築学会計画系論文集, 第79巻, 第699号, 1109-1118, 2014年5月)



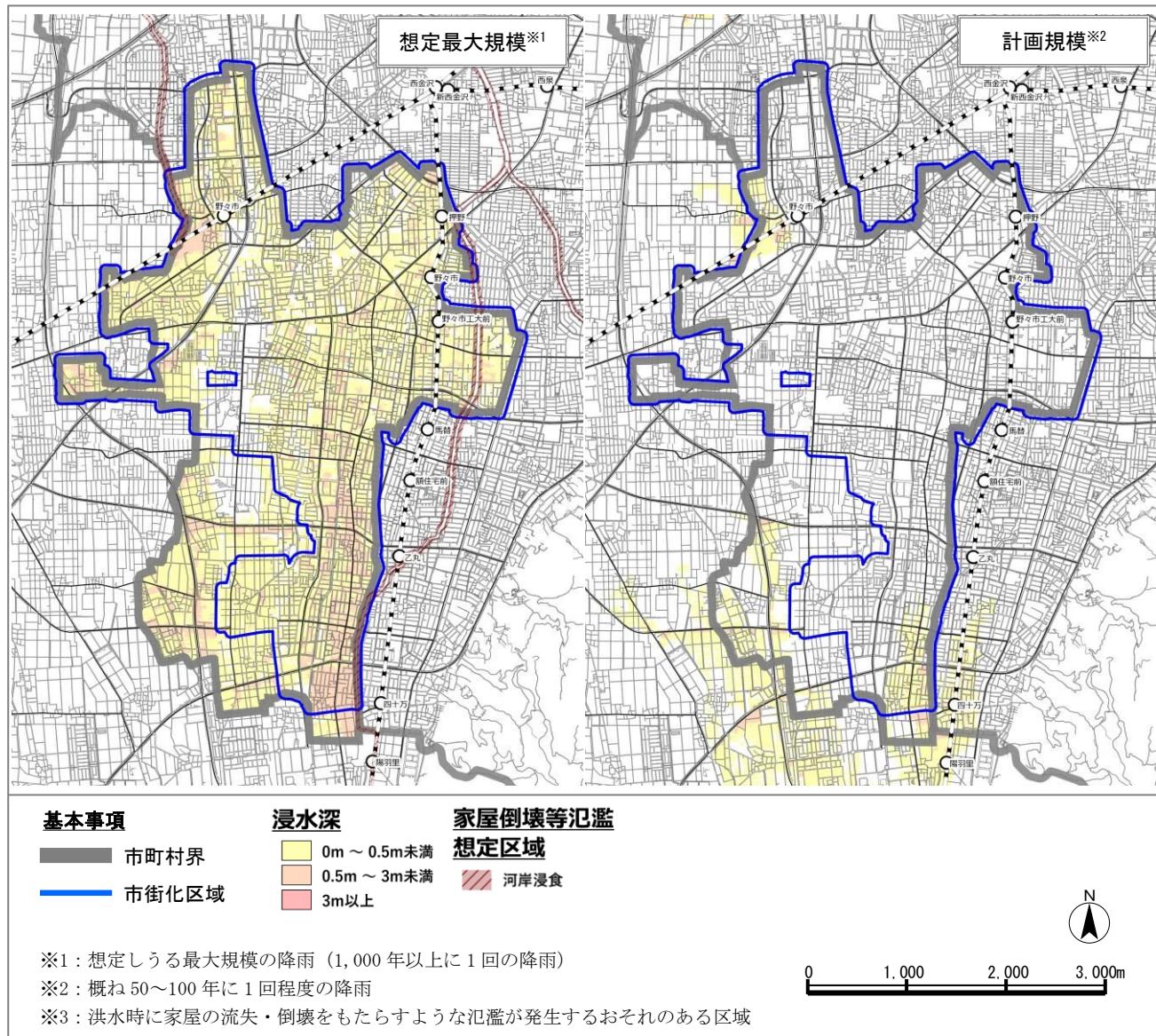
3-5. 災害から見た現況・課題

■浸水想定区域（想定最大規模※1、計画規模※2）、家屋倒壊等氾濫想定区域※3

計画規模降雨を超える1000年に1回程度の大雨（想定最大規模降雨）の際に想定される浸水範囲は、市域内の広範囲に及びます。2階床下部分に相当する浸水深3m以上の箇所はみられません（一部道路のアンダーパスを除く）。

また、上記降雨により河川が氾濫した場合に、家屋が流出・倒壊する恐れのある区域は、市域北側の一部地域と、市域東側、市域南側の市堺付近にみられます。

計画規模での浸水想定範囲は、市域南側とIR野々市駅周辺にわずかに存在していますが、浸水深は0~0.5m未満と高くはありません。



資料：R2年本市浸水想定区域データ、石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ、
国土地理院「基盤地図情報」より作成

■想定最大規模の浸水想定区域（浸水深3m以上拡大、浸水継続時間）

計画規模降雨を超える1000年に1回程度の大雨（想定最大規模降雨）の際の想定では、浸水深3m以上の箇所は、北陸鉄道石川線と県道194号宮永横川町線、高尾郷線とのアンダーパスのみとなっている。

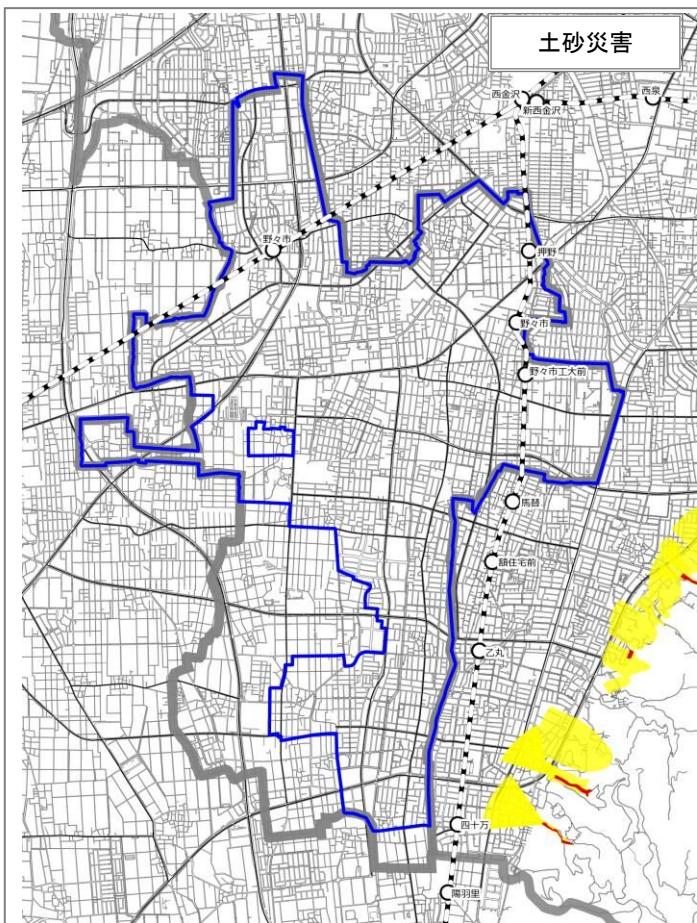
想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が72時間（3日）以上継続する区域として、IR野々市駅南側と県道189号沿いで一部みられます。



資料：R2年本市浸水想定区域データ、石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■土砂災害警戒区域

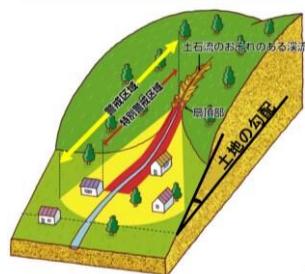
本市域外東側に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が設定されておりますが、本市域内には土砂災害警戒区域の指定はありません。



土砂災害警戒/特別警戒区域の指定範囲(イメージ)

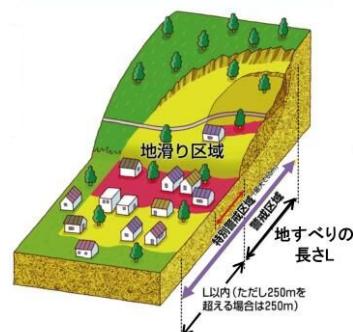
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は
溪流の土石等が一體となって流下する
自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自
然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

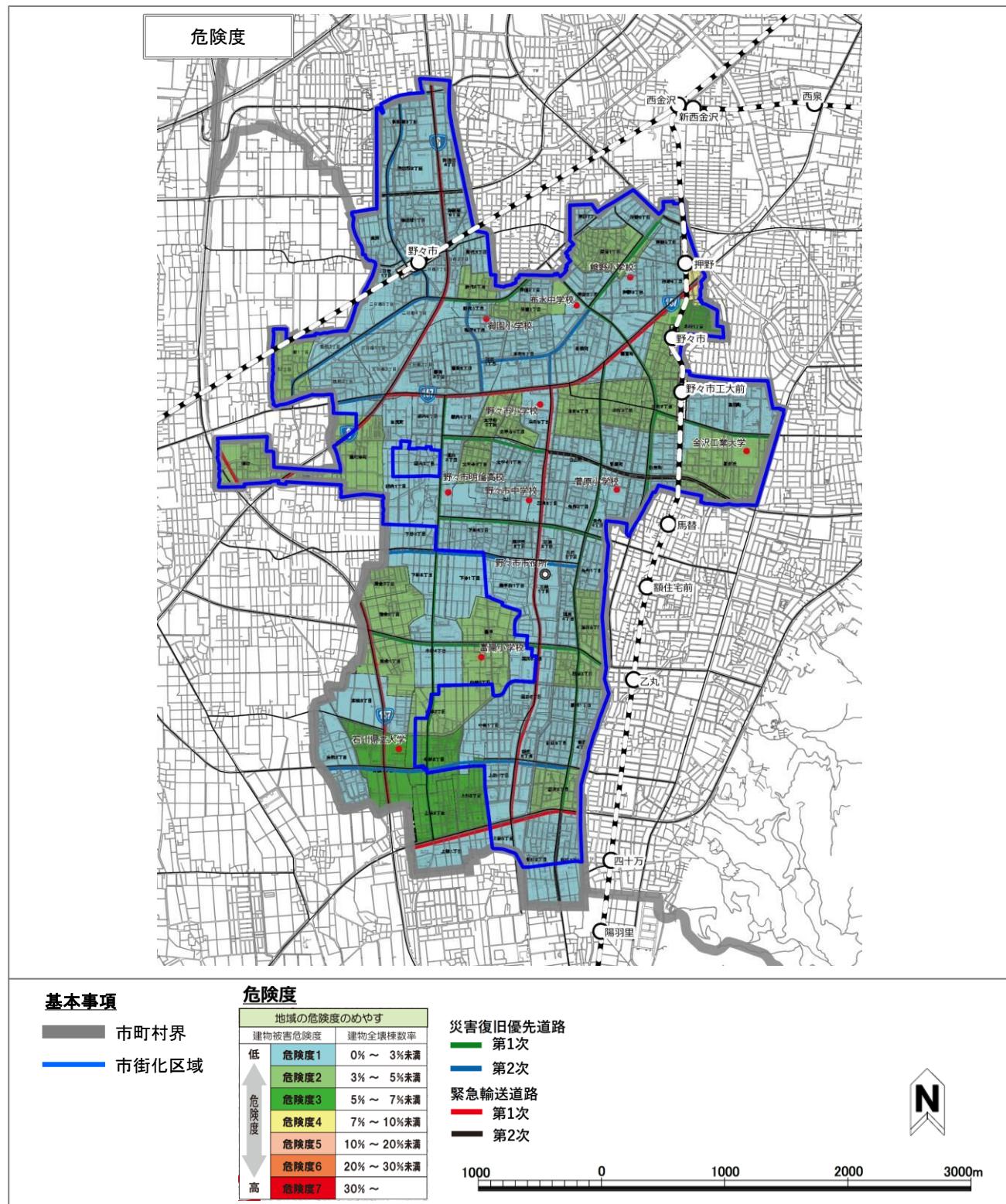
※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



資料：国土数値情報、国土地理院「基盤地図情報」、立地適正化計画手引きより作成

■地震（危険度マップ）

平成21年に作成された地域の危険度マップは、建物に被害が生じる度合いを地図上に表したもので、本マップは地震による個々の建物の危険度を示したものではなく、各地域の平均的な建物被害の危険度を示したものであり、建築年の古い木造住宅が多い地域は建物被害危険度が高く示される傾向があります。



資料：本市作成「危険度マップ」、国土数値情報、国土地理院「基盤地図情報」より作成

■地震（液状化）

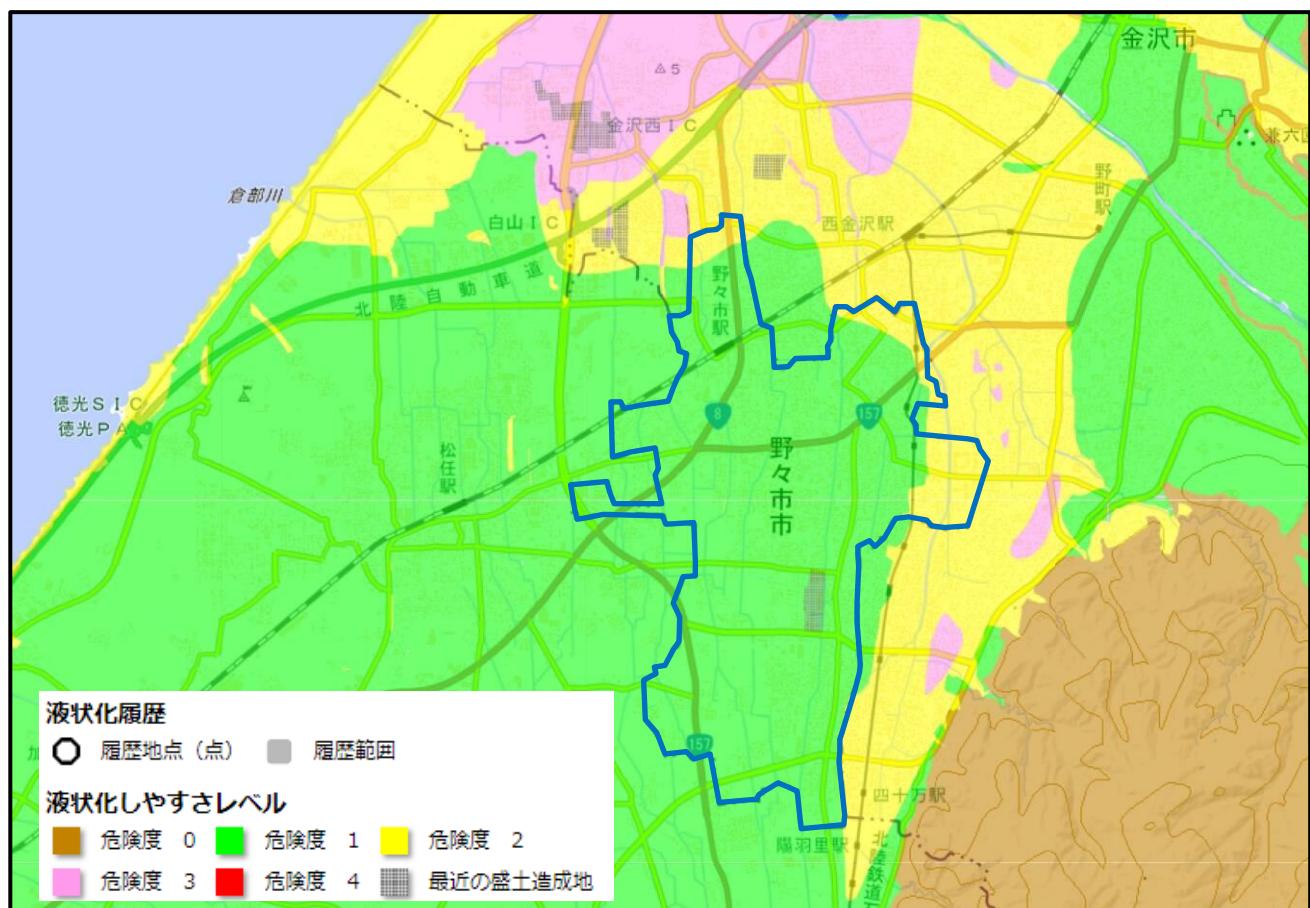
石川県内とその周辺には多数の活断層があり、県内のどの地域も約100年に一度程度の割合でかなりの規模の地震被害を経験しており、県全体としては30年に一度の割合で被害の大きい地震が発生しています。

また本市東側の金沢市内には森本・富樫断層帶があり、今後30年以内に地震が発生する確率は2～8%と、国内の活断層の中では発生確率が高いグループに位置付けられています。

一方で液状化の被害については、危険度1～2と比較的小さいと考えられています。



資料：政府 地震調査研究推進本部「森本・富樫断層帯」を加工

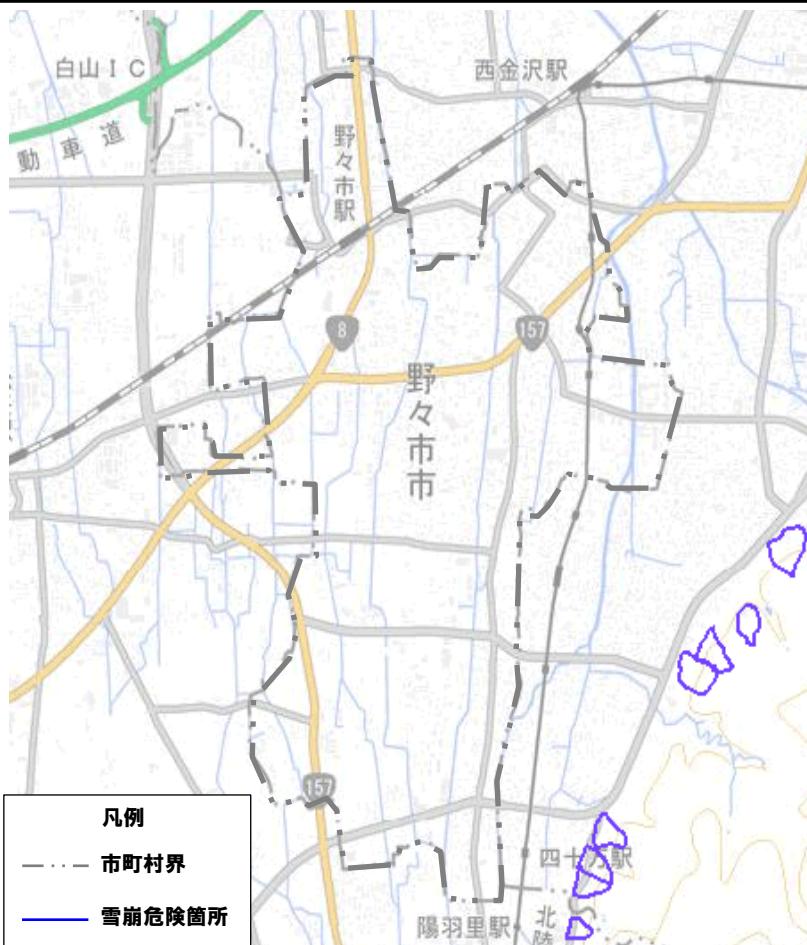


資料：国交省北陸地方整備局「石川県内の液状化しやすさマップ」を加工

■雪害

本市域外東側には雪崩危険箇所が存在するが、本市域内にはありません。本市はなだらかな地形条件下にあるため、雪崩の発生の可能性はないと考えられます。

また本市では、積雪による交通等への影響について、住民生活の安定と産業経済の振興に資することを目的とした道路除雪計画を策定しており、市が管理する道路について機械除雪を主体として実施し、冬期間における道路交通の確保を行っています。



資料：石川県土砂災害情報システム SABO アイ

市が除雪する路線	除雪の概要
除雪重点路線	常時2車線以上の幅員を確保する。
第1次路線 のっティ除雪路線	2車線以上の幅員確保を基本とし、常時交通を確保する。
第2次路線	2車線の幅員確保を基本とし、状況により1.5車線または1車線の幅員で待避所を設ける。
歩道除雪	歩行スペースを確保する。
その他の市道	1車線の幅員確保で必要な待避所を設ける。（雪害時に実施）

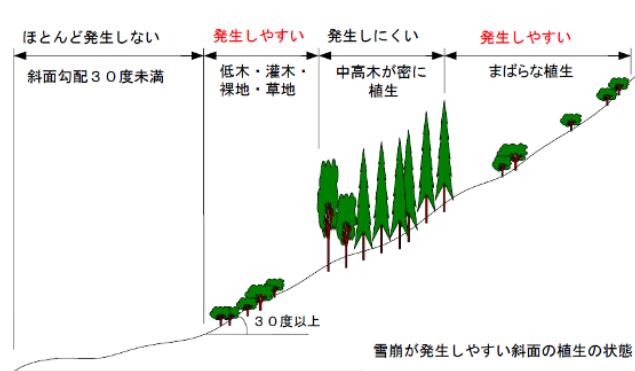


図 雪崩の発生しやすい地形及び植生条件

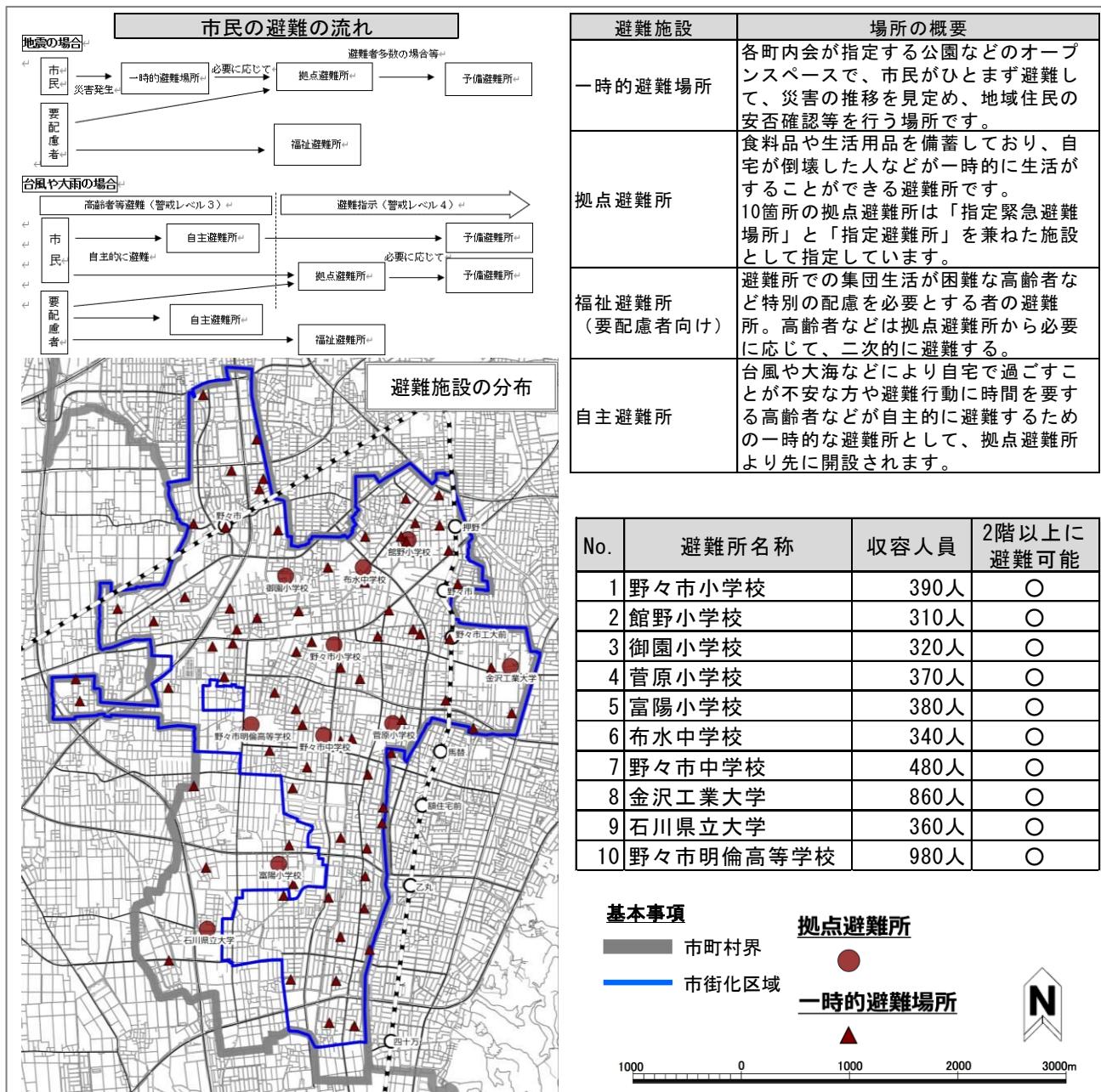
資料：本市 道路除雪実施計画書、国土交通省

■避難施設

避難施設は、食料品や生活用品を備蓄しており、自宅が倒壊した人などが、一時的に生活することができる避難所です。避難施設として、地域住民の安否確認等を行う場所となる一時的避難場所と、自宅が倒壊した人などが生活することができる拠点避難所が設置されています。その他にも、避難所での集団生活が困難な高齢者など特別の配慮を必要とする者の避難所となる福祉避難所、台風などにより自宅で過ごすことが不安な方や避難行動に時間を要する高齢者などが自主的に避難するための一時的な避難所となる自主避難所があります。

拠点避難所は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を兼ねた施設として10箇所を指定しています。全て、地上高3.0m(2階)以上に避難可能となっています。

災害時の市民の避難の流れは、下記の通りとなっています。台風や大雨の場合は、一時的避難場所の利用は想定されていません。



資料：本市HP 災害時避難場所

3-6. 野々市市が抱える課題まとめ

本市が抱える課題について、現状・将来見通しを踏まえ、以下のとおり整理します。

◇人口から見た課題

- これまで増加してきた人口は、令和12年（2030年）頃までは増加すると予測される一方で、高齢化は継続して進行していくことが予測されます。
- 人口密度は、全体的に増加傾向にあるものの、市域東側で人口減少が予測される等、地域別での傾向の違いが想定されます。

◇土地利用から見た課題

- 市街化区域内は、住宅・商業等の都市的利用が大半を占め、まとまりのある低未利用地（宅地として利用転換することが可能な土地）は、一部に存在します。
- 今後も継続する人口増加の傾向から、需要に応じて市街化区域内の低未利用地の宅地化を進める必要がありますが、良好な居住環境の維持に留意した計画的な居住地の確保が求められます。

◇都市機能から見た課題

- 生活サービス施設は、国道をはじめとする幹線道路沿いを中心に市域全体に分布しています。
- 立地状況が地域によってばらついており、今後の高齢者人口の増加を踏まえた検討等が必要です。

◇公共交通から見た課題

- 鉄道は、市域東側にて北陸鉄道石川線が南北方向に、市域北側を横断するようにIR線が伸びています。
- バスは、民間バス・市営コミュニティバスを含めると概ね市域全体を広くカバーしていますが、市域南側では、日便数が少ないという点で北側に比べて利便性が低くなっています。

◇災害から見た課題

- 1000年に1回程度の大雨（想定最大規模降雨）の際に想定される浸水範囲は、市域内の広範囲に及び、ハザードマップ等による周知や防災意識の向上、早期避難の促進等の取り組みが必要です。
- 本市東側の金沢市内に森本・富樫断層帯がありますが、本市の直下ではなく、また地震による建物全壊被害については、市域全体として比較的被害が小さいと考えられています。その他、液状化の被害については、危険度1～2と比較的小さいと考えられています。
- 自然災害の発生リスクに対して、日頃から市民の防災意識向上や、災害発生時の対応等について、官民が一体となった取り組みが必要です。
- 土砂災害は、市内における発生はないと考えられます。

第4章 目指すコンパクトシティの基本方針・将来都市構造

4-1. 立地適正化計画で取り組む課題

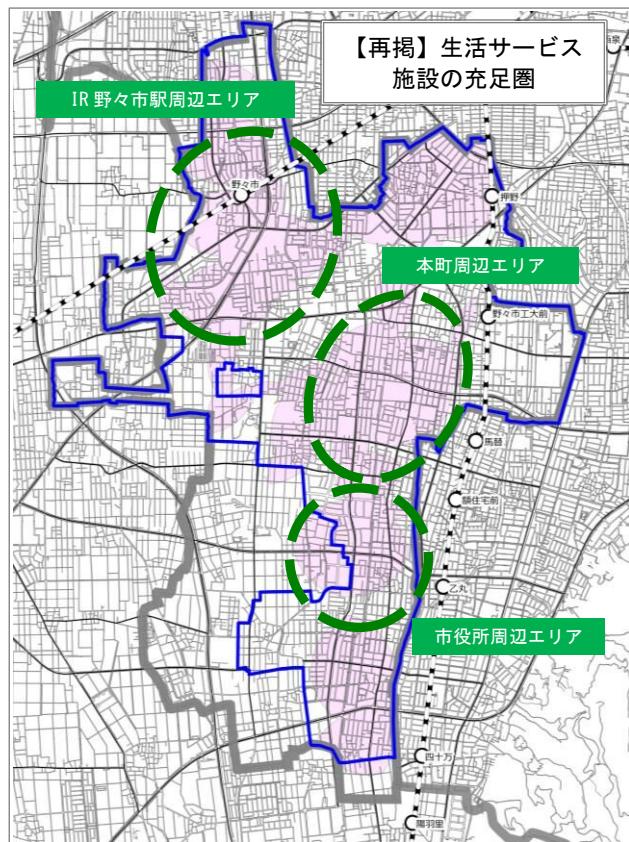
◇都市機能・交流

本町周辺、IR野々市駅周辺、市役所周辺の3つのエリアで利便性が高くなっていますが、市全域に都市施設が分散しており、拠点が明確ではありません。そこで、都市機能が集約・連携した利便性の高い都市を目指し、拠点の明確化が必要です。

また、本市は市外からの転入者も多く、新旧住民の混在が進展しています。そうした中、住民同士のつながりが希薄化しており、交流を促進する必要があります。

都市機能・交流における重点課題

- 都市拠点が不明確
- 地域間・世代間の交流が衰退



◇連携

公共交通が市内を網羅しているものの、充実している地域は限定的です。そのため公共交通よりも自動車が利用される傾向にあり、自動車がなければ暮らしにくい都市になっています。

連携における重点課題

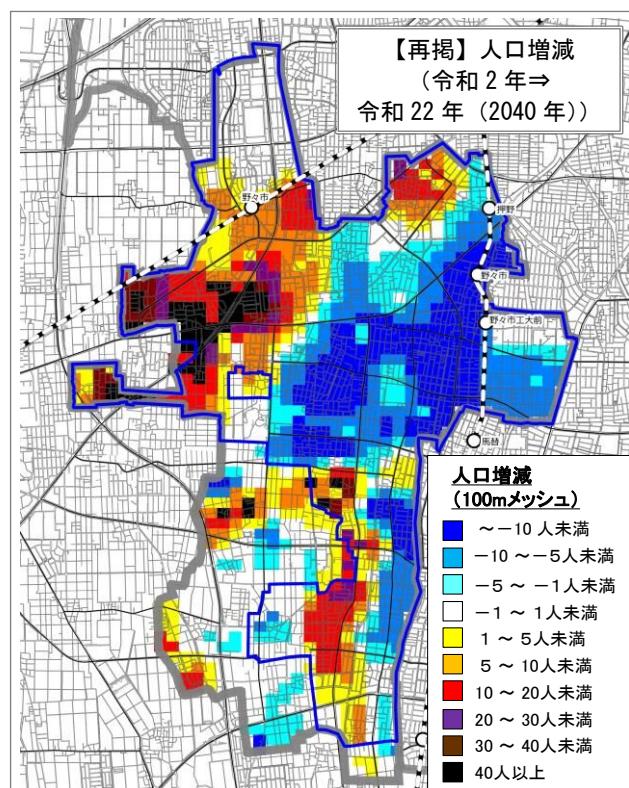
- 交通弱者の移動手段が少ない

◇居住

総人口が増加傾向にある中で、本町周辺を中心とした地域では人口が減少しており、地域間の格差が生じています。本町周辺は公共交通が充実し、利便性の高い地域であるため、積極的な誘導施策が必要です。

居住における重点課題

- 公共交通の利便性の高い地域で人口が減少



4-2. 立地適正化計画の基本方針

前項の重点課題等を踏まえ、本市が目指すコンパクトシティの姿（ターゲット）として、以下の基本方針を定めます。

基本方針

これまでの市の成長過程において不明確になっている都市拠点の明確化と地域コミュニティを維持するための人口密度の適正化に取り組み、それぞれの地域における利便性の高い生活を基本としつつ、徒歩・自転車や公共交通による市内の拠点へのアクセス性を確保したコンパクトシティの姿として、基本方針を以下に定めます。

それぞれの地域生活圏の連携・補完による 歩いて暮らせるまち ののいち ～3つの拠点と公共交通でつくる のっティタウン～

都市機能・交流

3つの都市拠点の集約化・住民同士の交流の促進

- ⇒明確な拠点のない本市においては、公共交通、文化、行政の3つの拠点の形成を促すことが必要です。
- ⇒3つの都市拠点が強力に結びつくことにより、市の中心拠点を形成します。
- ⇒また新旧住民の交流が少なくなっており、地域内の活動を支援する等、住民の交流を促進します。

連携

市全体での連携の促進

- ⇒本市は、市域が小さいにも関わらず、自動車がないと不便なまちになっています。
- ⇒公共交通の充実を図るなど、市全体での連携を促進します。
- ⇒石川中央都市圏地域公共交通計画と連携し、持続可能な公共交通の実現を目指します。

居住

人口密度の適正化

- ⇒令和22年（2040年）頃まで人口が維持される本市では、現段階からコンパクトな居住誘導区域を設定することは難しい状況です。
- ⇒そうした中、人口密度は、全体的に増加傾向にあるものの、市域東側で人口減少が予測される等、地域別での傾向の違いが想定されます。
- ⇒そこで、市街化区域の大部分を居住誘導区域としつつ、特に市域東側の本町周辺において、人口増加対策を強化します。

◇ 都市拠点を結ぶ2つの軸 ◇

- ・都市拠点は、それぞれ公共交通や緑のネットワーク（環状緑地軸）で強力に連携するものとします。
- ・公共交通は拠点間連携軸を対象に、徒歩や自転車は環状緑地軸を対象にし、それぞれが快適に行き来できるよう、2つの軸を形成します。



4-3. 将来都市構造

前項で定めた基本方針を基に、本市の将来都市構造を以下に示します。





第5章 防災指針

5-1. 防災指針策定の背景

5-1-1. 国の取り組みと防災指針の位置付け

国では、防災まちづくりの推進を図るため、過去の災害による教訓等を踏まえ、平成25年に「防災都市づくり計画策定指針」を定め、都市計画の目的の一つとして自然災害による被害の抑止・軽減を位置付け、災害リスクの評価に基づく都市計画の策定や市街地整備を進めていくこと等を示しました。

また、近年、特に水災害については頻発・激甚化の傾向を見せており、防災まちづくりの検討においては、洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水）、土砂災害などの災害要因毎に検討を行うことが必要であるとともに、同時に発生することによる被害の拡大等も想定し、統合的に検討することが必要です。被害を想定するにあたっては、設定するハザード情報の条件（降雨の規模等）や治水事業等のハード対策の現状及び将来の見通し等を踏まえた上でのリスク分析が必要となります。

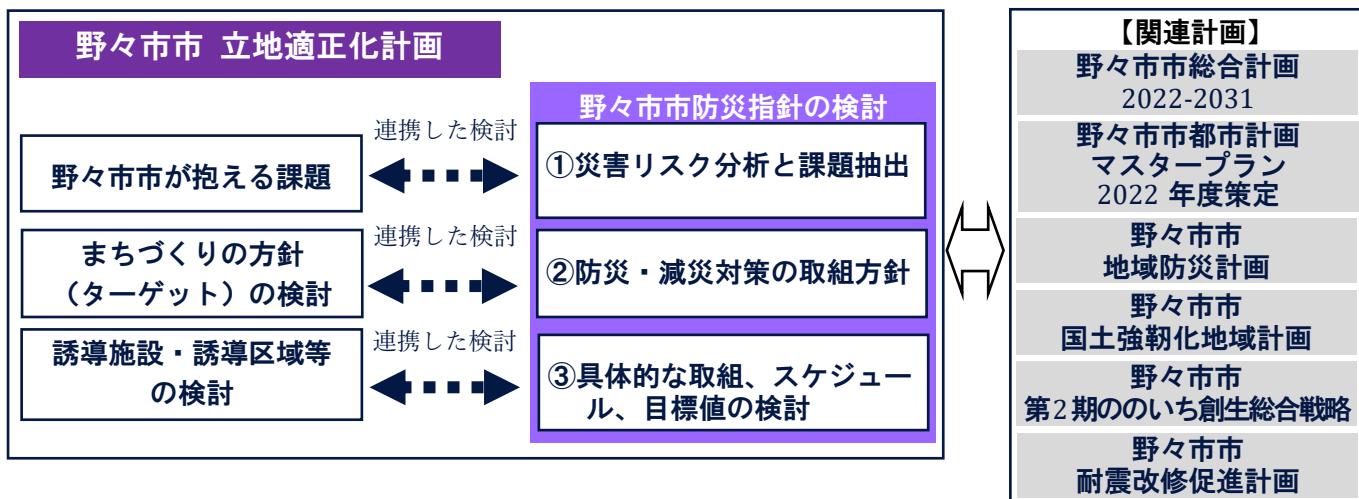
こうした背景から、令和2年9月に都市再生特別措置法の改正法が施行され、災害リスクが高い地域（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、津波災害特別警戒区域）について居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に「防災指針」を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組まなければならないことが示されました。市町村が独自に定める防災に関する計画と連携を図り、当該計画への防災指針の位置づけを進めることが重要となります。

防災指針の主な内容

本市の防災指針では、以下の3つのステップにより検討を行います。

- ① 災害リスクの分析、課題の抽出
- ② 課題解決に向けた防災・減災対策の取組方針の設定
- ③ 具体的な取組内容・スケジュール及び目標値の設定

これら検討により、第5章では平成31年3月に設定した居住誘導区域内における総合的な防災・減災対策を示すとともに、まちづくりの方針（ターゲット）等についても連携した検討を行い、防災指針の内容と整合を図ります。また、防災指針の検討結果に基づき、第6章において居住誘導区域の見直しを行います。



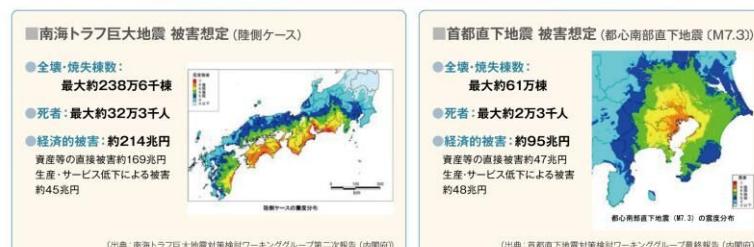


5-1-2. 近年の災害発生状況を踏まえた複合災害への国の取組み

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生も切迫しているところであります。そこで、大規模自然災害における事前防災の取り組みの飛躍的な加速化を図るとともに、大規模自然災害が複合的に発生した場合の対応や感染症まん延下での災害対応等についても早急に検討していくと示されました。



今後、発生が予想されている巨大地震



資料：R3年内閣府 パンフレット「国土強靭化進めよう！」

複合災害への国の取組み	
複合災害	<ul style="list-style-type: none"> ・地震と水害をマルチハザードと捉えて対策の検討を進める際には、行政区画単位で検討するのではなく、地形的、社会的な一つのまとまりである流域単位で検討することも有効である。 ・災害対応を迅速に実施し、社会機能を維持していくため、電力をはじめとする社会インフラの強靭化をより一層進める必要がある。 ・大規模自然災害時には被害が甚大・広域に及ぶことから、長期に及ぶ避難のあり方について総合的に検討していく必要がある。

資料：R3年内閣府 防災・減災、国土強靭化新時代の実現のための提言

事前防災・複合災害ワーキンググループ提言



5-2. 災害リスク分析と課題の抽出

5-2-1. 災害ハザード情報等の収集、整理

市内の災害リスク分析を行うに際して、以下の災害ハザード情報を GIS 上で整理し、現在の居住誘導区域との関係をはじめ、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置等の現状や将来の見通しなど各種の都市の情報と、災害ハザード情報を重ね合わせることにより、人的被害や社会・経済被害等の観点から災害リスクを分析しました。

表 対象となるハザード情報

項目	災害リスクの把握で用いる情報	根拠法	備考
洪水	浸水想定区域 (想定最大規模※)	水防法	府内資料 (R2 年本市浸水想定区域データ、石川県洪水浸水想定区域図オーブンデータ、野々市市内水ハザードマップ)
	浸水継続時間		国土数値情報 (R4 公表)
	家屋倒壊等氾濫想定区域※ (氾濫流) (河岸侵食)		
土砂災害	土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	国土数値情報 (R4 公表)
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	国土数値情報 (R3 公表)
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土数値情報 (R3 公表)
地震	地域の危険度 (マップ)	—	府内資料 (耐震改修促進計画)
雪害	雪崩危険箇所	—	石川県土砂災害情報システム SABO アイ

※想定最大規模降雨 : 想定しうる最も大きな規模の降雨量（およそ 1000 年に 1 回程度）

※家屋倒壊等氾濫想定区域 : 泛濫流における被害リスクは市内にはないため、河岸浸食によるリスクのみを分析します。



5-2-2. 災害リスクと課題抽出の手法

本市の市街地に被害をもたらす主な災害は水害と土砂災害であり、災害リスクは、これらの災害が発生する可能性を示す「災害ハザード情報」と、災害が発生した場合の被害規模に影響する「市街地特性」を組み合わせることにより、分析・評価を行います。

課題抽出にあたっては、地域別・災害種類別ごとに、水害・土砂災害・地震それぞれに関する分析結果から想定されるリスクの大小や被害の規模から、地域別・災害種類別の防災上または避難上の課題を抽出します。

情報の組み合わせによる災害リスク分析

災害ハザード情報 (災害が発生する可能性)		
水害	外水*	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域 <input type="checkbox"/> 家屋倒壊等氾濫想定区域 <input type="checkbox"/> 浸水継続時間 (想定最大規模*)
	内水*	<input type="checkbox"/> 浸水想定区域 (想定最大規模*)
土砂災害		<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域
地震		<input type="checkbox"/> 地域の危険度

*想定最大規模：想定しうる最も大きな規模

(1000年に1回程度)

*内水浸水想定区域図作成マニュアルによる外水と内水の

浸水リスクの考え方：

内水浸水想定区域が対象とする浸水リスクの範囲は、河川の堤防の決壊や河川からあふれた水による氾濫が発生あるいはその発生が予想される時点までとなり、それ以降は外水の浸水想定区域（内水浸水想定区域との連携を含む）が住民の避難行動に活用されることなど、洪水浸水想定区域との関連性を十分に留意する必要があります。

市街地特性 (災害が発生した場合の被害規模に影響)	
人口集中箇所	<input type="checkbox"/> 100人/ha以上の箇所
避難場所	<input type="checkbox"/> 拠点避難所* ¹ <input type="checkbox"/> 一時的避難場所* ²
都市機能	<input type="checkbox"/> 教育施設 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 大型商業施設

*1：災害のため自宅で過ごすことが困難になった時、一定期間、避難生活をする場所

*2：地震などから身を守るために、一時的に逃げ込む場所



地域別・災害種類別の課題抽出

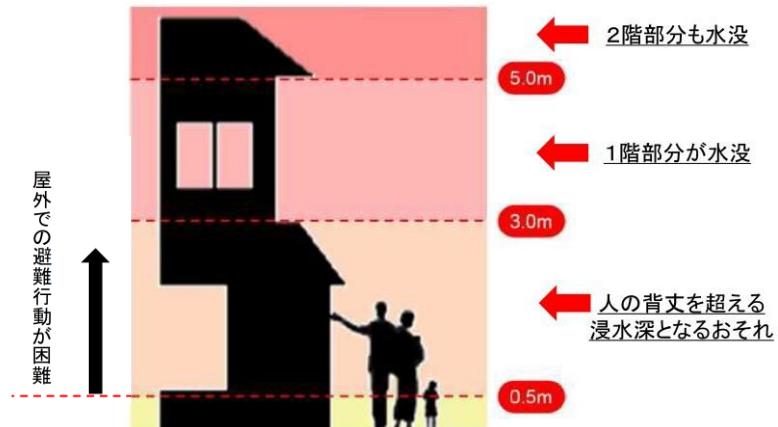


リスクの評価にあたっては、浸水深や浸水継続時間などのハザード情報が、どのような被害につながるのか等について、過去の調査や実験等に基づく客観的、科学的知見として示されているデータ等を紹介し、評価の視点を示します。

① 浸水深と人的被害のリスク

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているかが一つの目安となる。2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である。

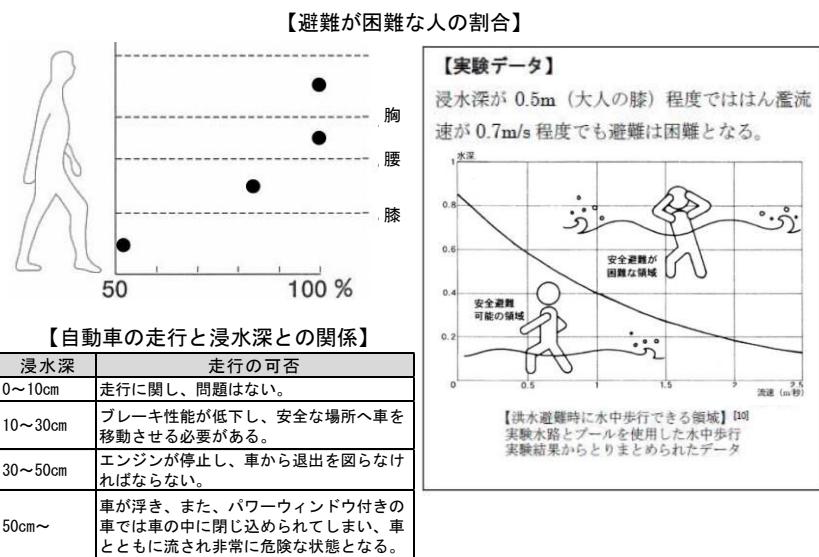
⇒浸水深3mが居住地の目安



② 浸水深・流速と避難行動について

避難行動時における被災リスクの程度を、浸水深や流速から検討することが考えられる。関川水害(H7)における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)以上になると、殆どの人が避難困難であったとされる。また、実験では、0.5mの水深では流速が0.7m/sでも避難は困難となり、流速が2.0m/sを超えると水深が0.2m程度でも避難が困難となるとされる

⇒浸水深0.5m以上が垂直避難の目安

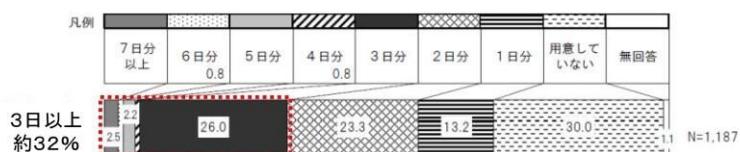


③ 浸水継続時間と避難生活環境

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある。

⇒浸水継続時間72時間以上が避難生活の目安

Q あなたのお宅では、非常持ち出し用を含めて家族の何日分の食料を用意していますか。



Q あなたのお宅では、何日分の飲料水を備蓄していますか。
ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。



平成19年度東海地震についての県民意識調査(平成19年8月、静岡県総務部防災局防災情報室)⁶

資料：国土交通省 令和5年改訂 立地適正化計画作成の手引き

平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書

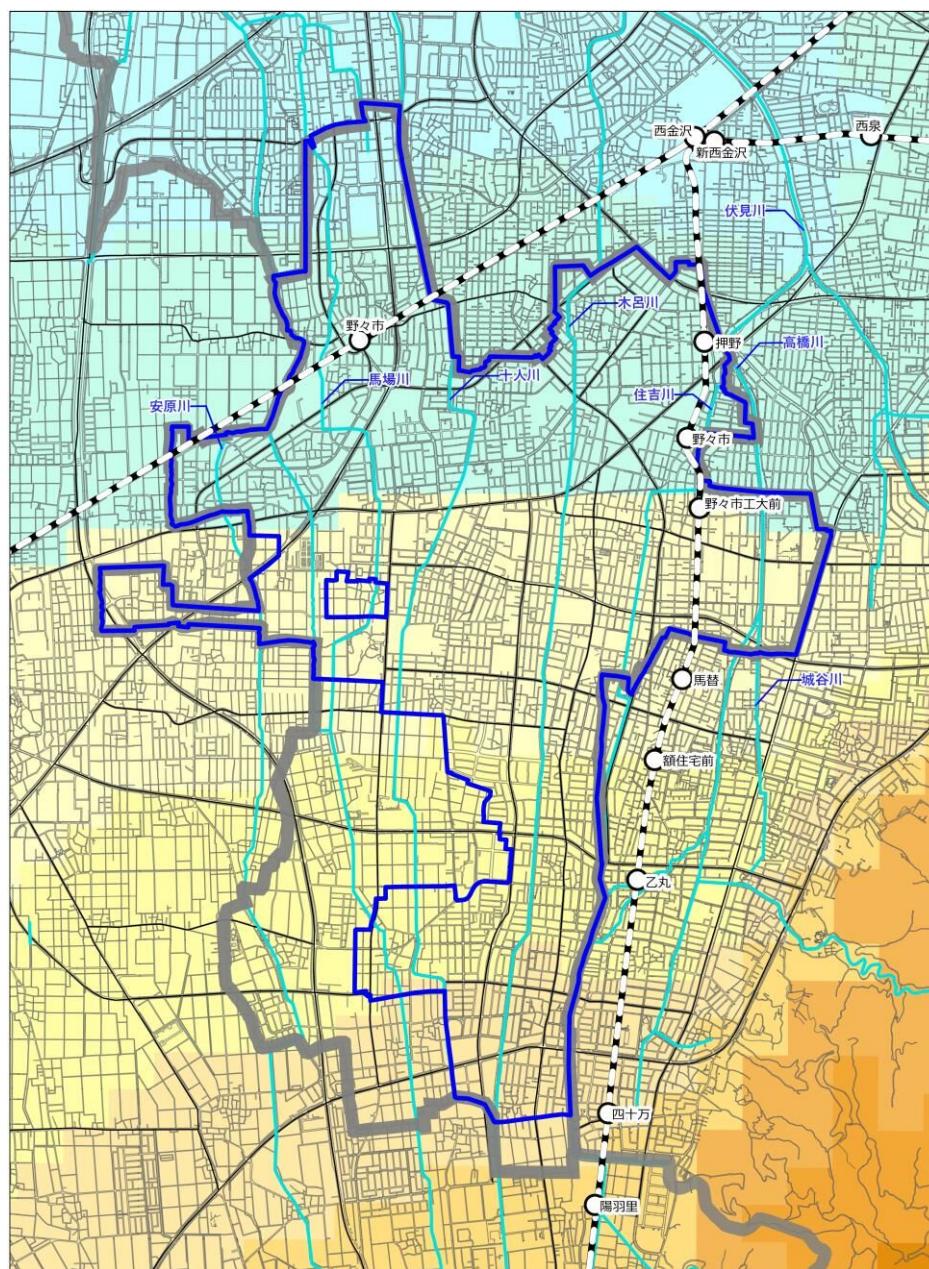


5-2-3. 災害リスクの高い地域等の抽出

(1) 地形条件

本市は、標高 10m から 50m の地帯で、山・海のない平らな土地となっている。

地形図



標高（平均）

0 ~ 10
10 ~ 20
20 ~ 30
30 ~ 40
40 ~ 50
50 ~ 100
100 ~ 200
200 ~ 300
300 ~ 400
400 ~ 500

基本事項

■	市町村界
—	市街化区域

1000 0 1000 2000 3000m



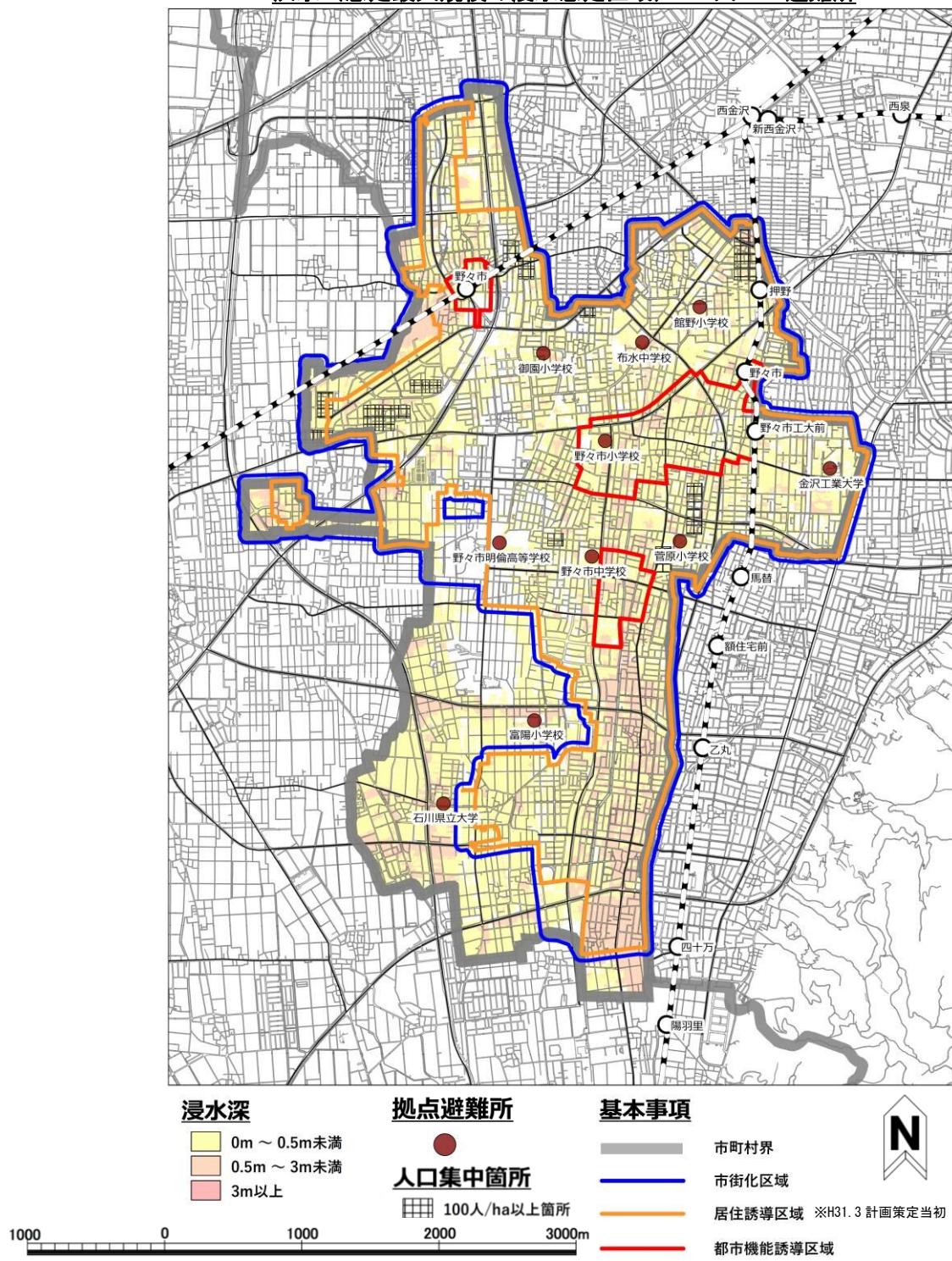


(2) 地域別の災害リスク分析

■洪水（想定最大規模の浸水想定区域）× 人口/都市機能/避難所

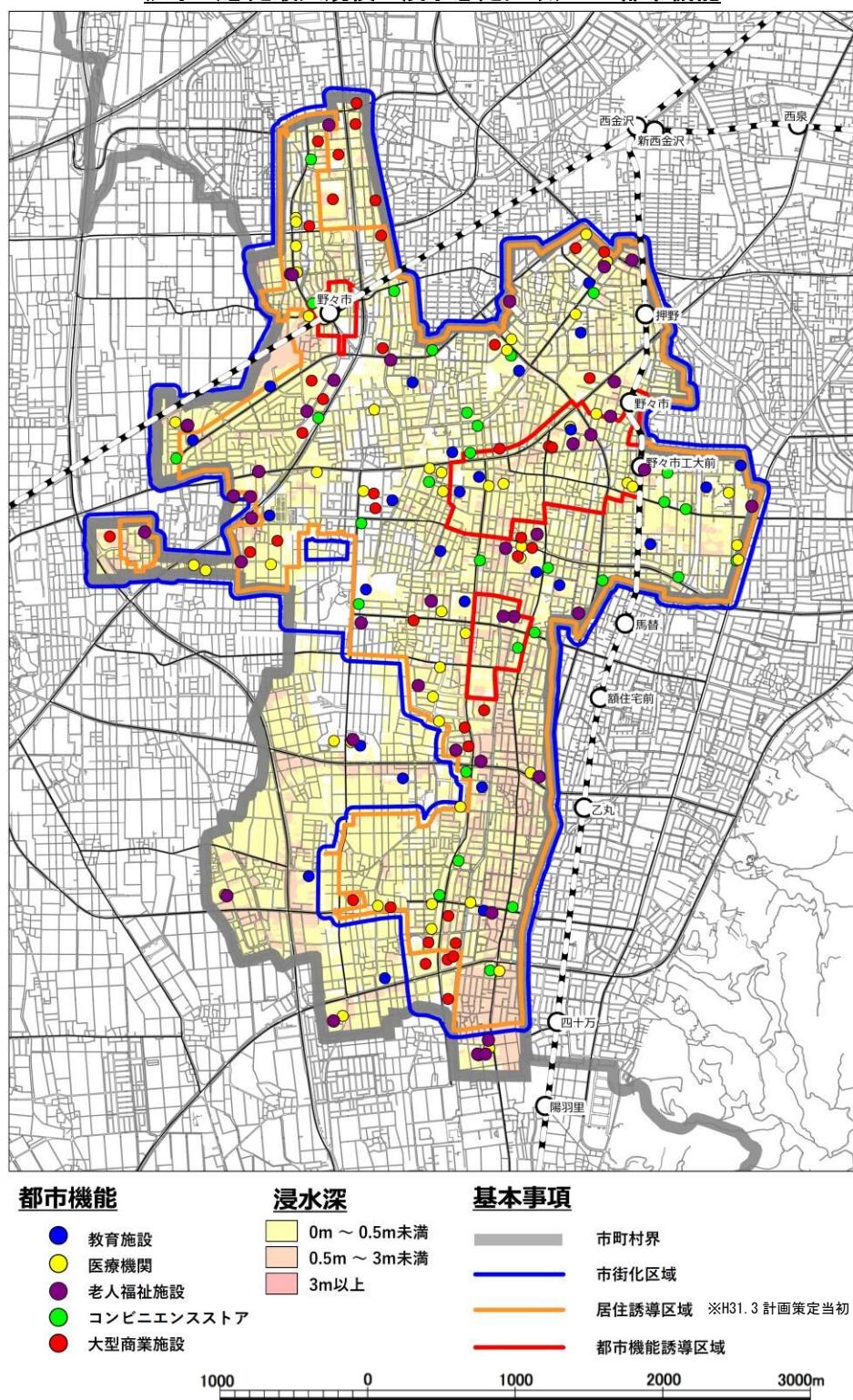
計画規模降雨を超える1000年に1回程度の大浴（想定最大規模降雨）の際に想定される浸水範囲は、広範囲に及びます。2階床下部分に相当する浸水深3m以上の箇所はみられません（一部道路のアンダーパスを除く）。ただし、避難困難とされる浸水深0.5m以上の箇所は広範囲に及び、ハザードマップ等による周知や防災意識の向上、早期避難の促進等の取り組みとともに、道路のアンダーパスが冠水して不通になる可能性があり、避難路の利用にあたって注意すべき点等を確認する必要があります。

洪水（想定最大規模の浸水想定区域）× 人口・避難所



資料：R2年本市浸水想定区域データ、石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ、R2国勢調査

洪水（想定最大規模の浸水想定区域）× 都市機能

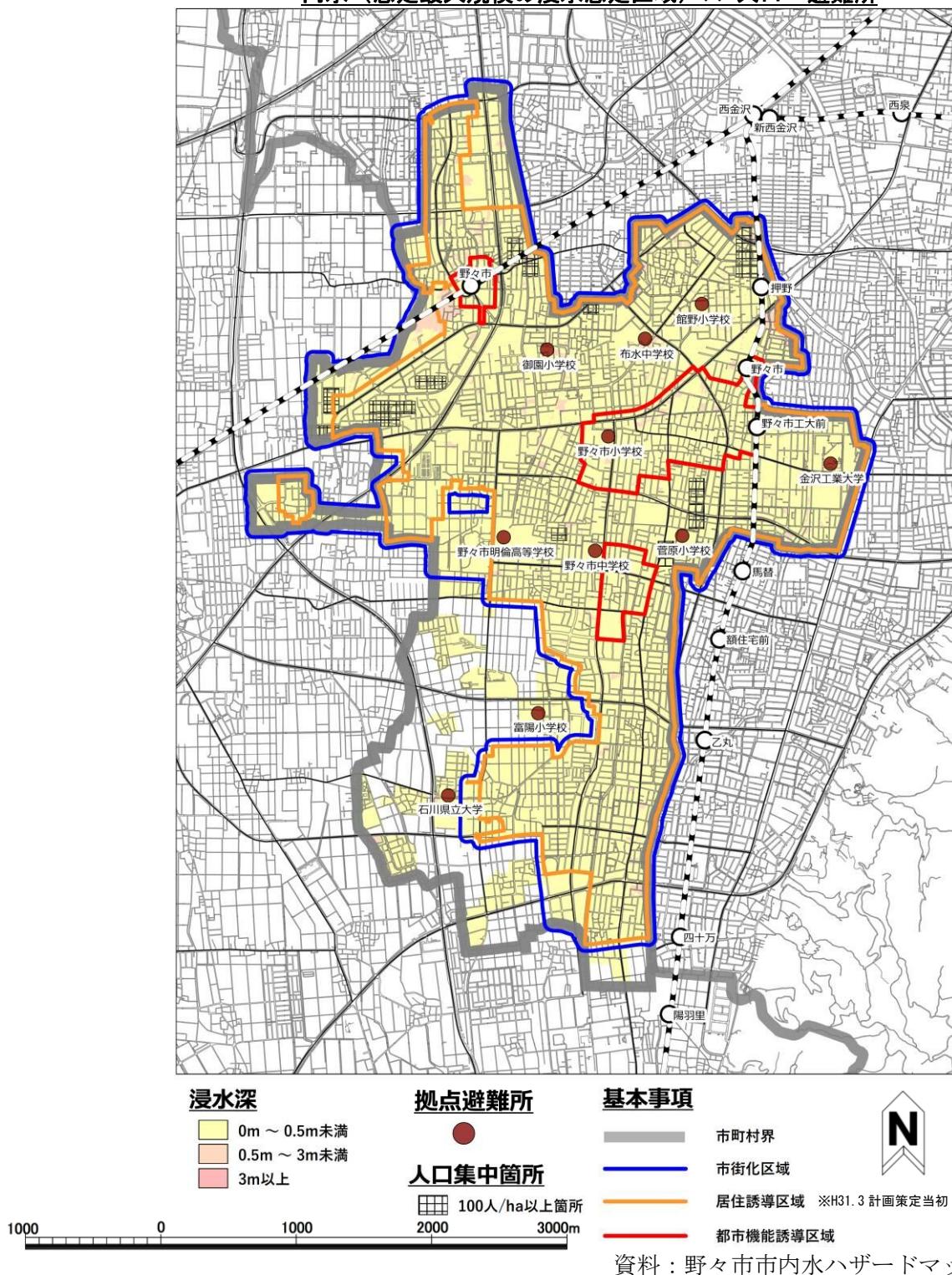


資料：R2 年本市浸水想定区域データ、石川県洪水浸水想定区域オープンデータ、国土数値情報

**■内水（想定最大規模の浸水想定区域）× 人口/都市機能/避難所**

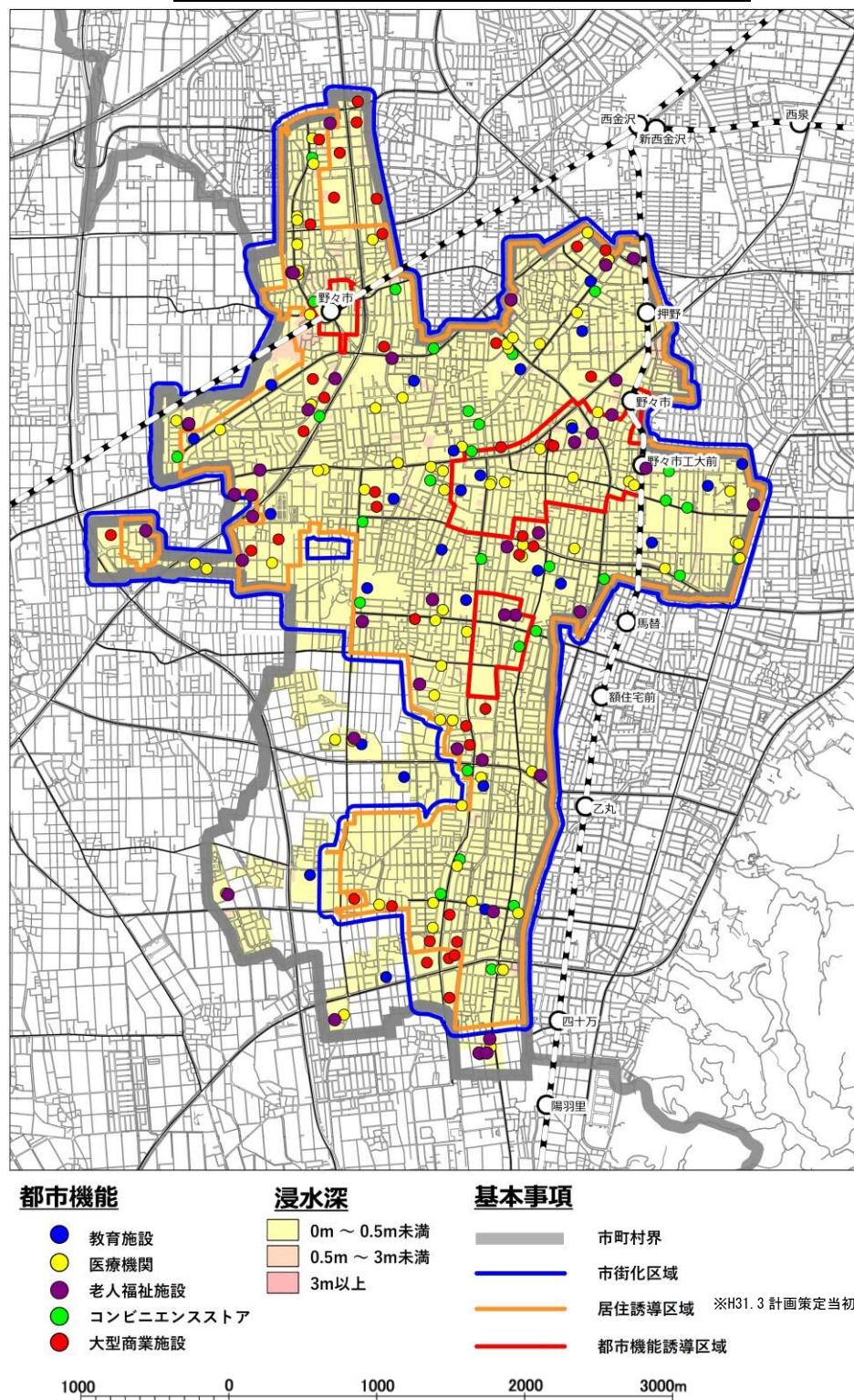
内水浸水想定区域は、前述の洪水浸水想定区域と比較し、一般的に区域及び浸水深が小さいが、内水による浸水被害は、洪水による浸水被害と比較し、発生頻度が高く、近年では、洪水による浸水被害と同様、内水による被害も非常に大きな割合を占めることから、社会経済的な影響も大きく、避難のきっかけとなる「トリガー情報」と定め、避難行動の起点として公表・周知する必要がある。

市内のほぼ全域で、0.5m未満の浸水が確認でき、道路のアンダーパスが冠水するなど交通の途絶を引き起こす可能性がある他、避難路の利用にあたって注意すべき点等を確認する必要があります。

内水（想定最大規模の浸水想定区域）× 人口・避難所



内水（想定最大規模の浸水想定区域）× 都市機能



資料：野々市市内水ハザードマップ、本市 HP

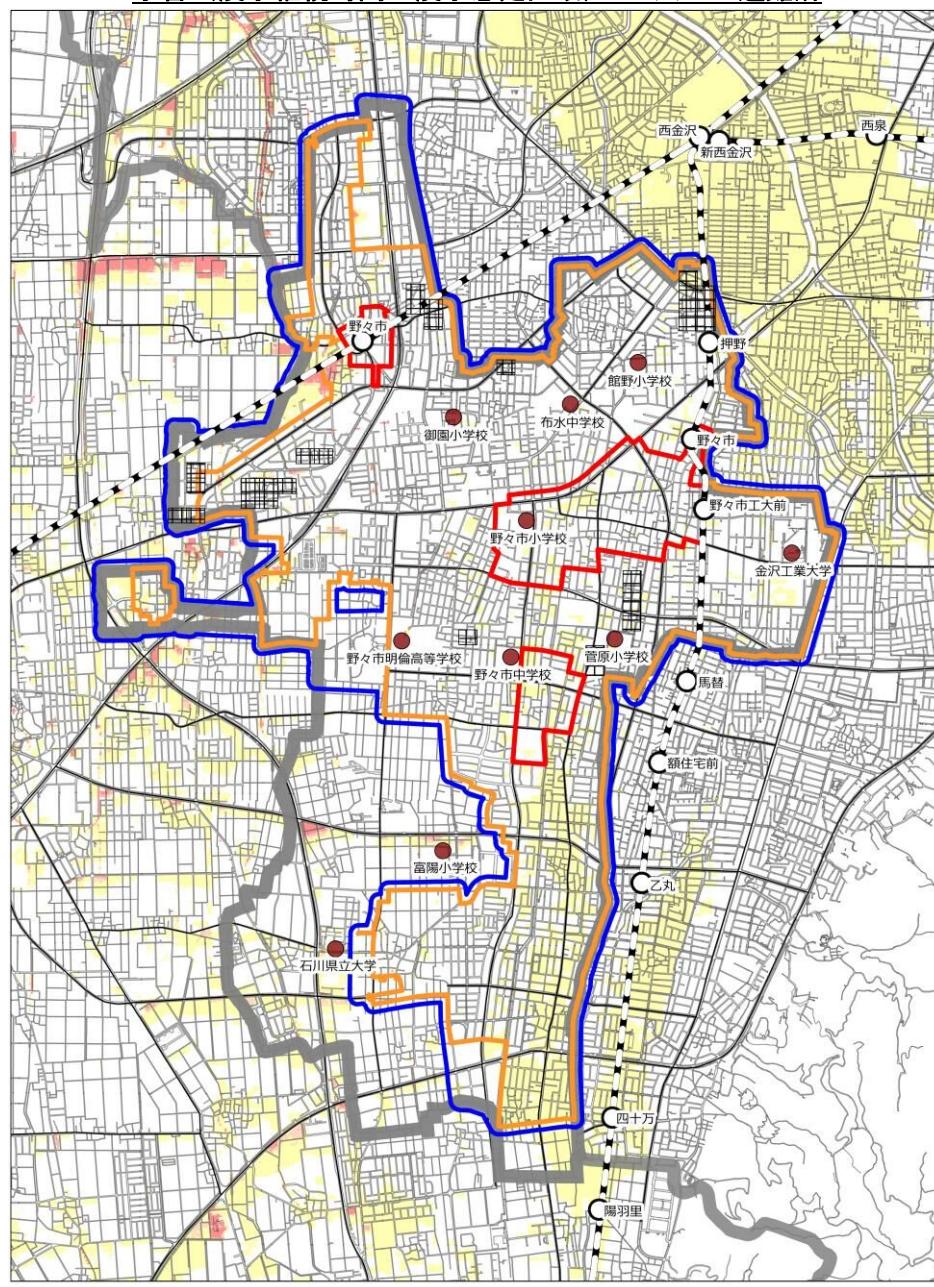


■水害（浸水継続時間の浸水想定区域）× 人口/都市機能/避難所

計画規模降雨を超える1000年に1回程度の大雨（想定最大規模降雨）の際に、浸水継続時間72時間以上（3日以上）の区域は、北部地域のIRいしかわ鉄道野々市駅の南側と北側、また南部地域の富陽小学校周辺部でみられます。

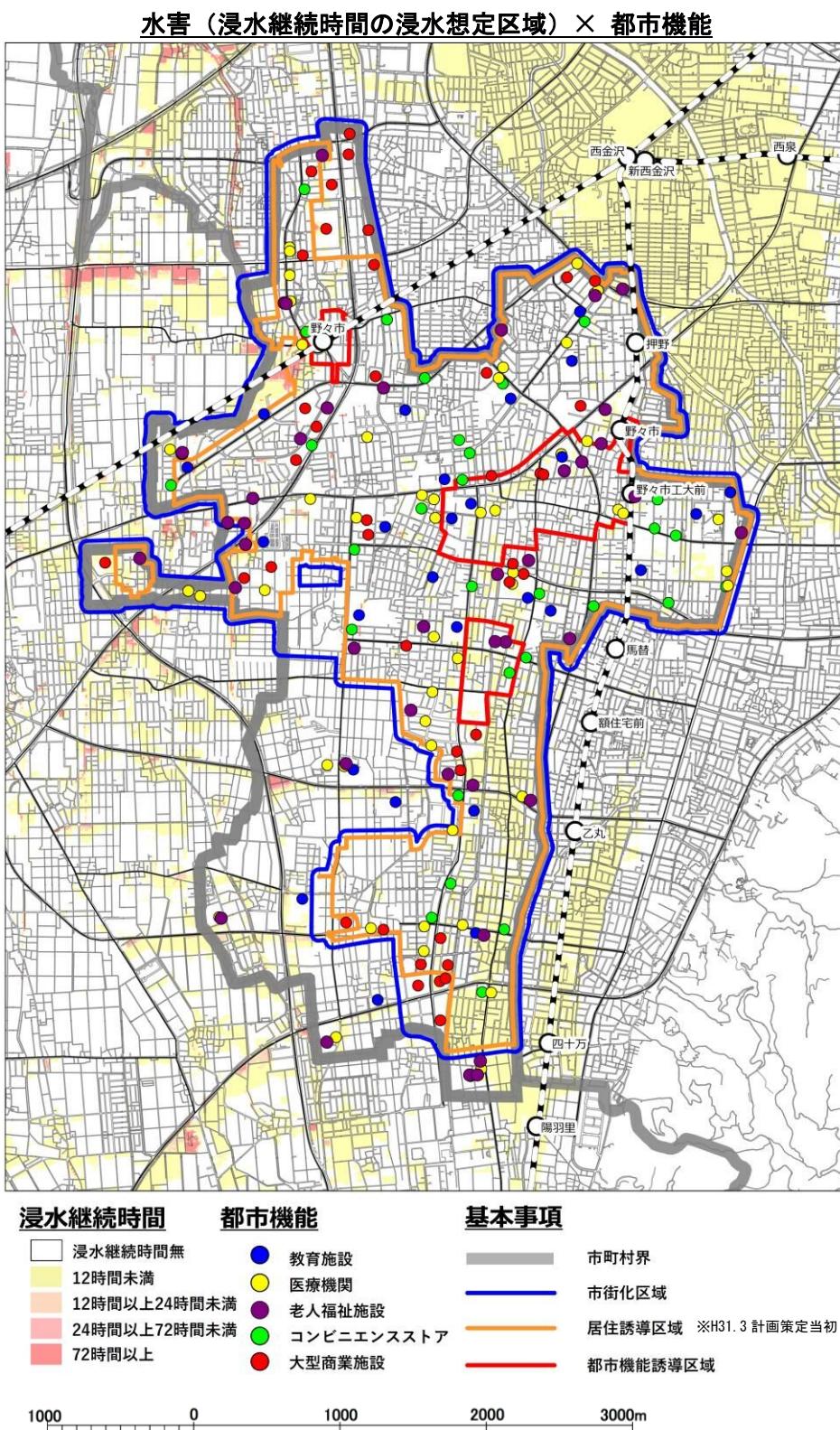
浸水が発生した場合、浸水継続時間72時間以上（3日以上）の区域は、家屋内の高い場所への避難（垂直避難）では安全が確保できないため、拠点避難所への早めの水平避難が必要です。

水害（浸水継続時間の浸水想定区域）× 人口・避難所



1000 0 1000 2000 3000m

資料：R2年本市浸水想定区域データ、石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ、R2国勢調査



資料：R2年本市浸水想定区域データ、石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ、国土数値情報

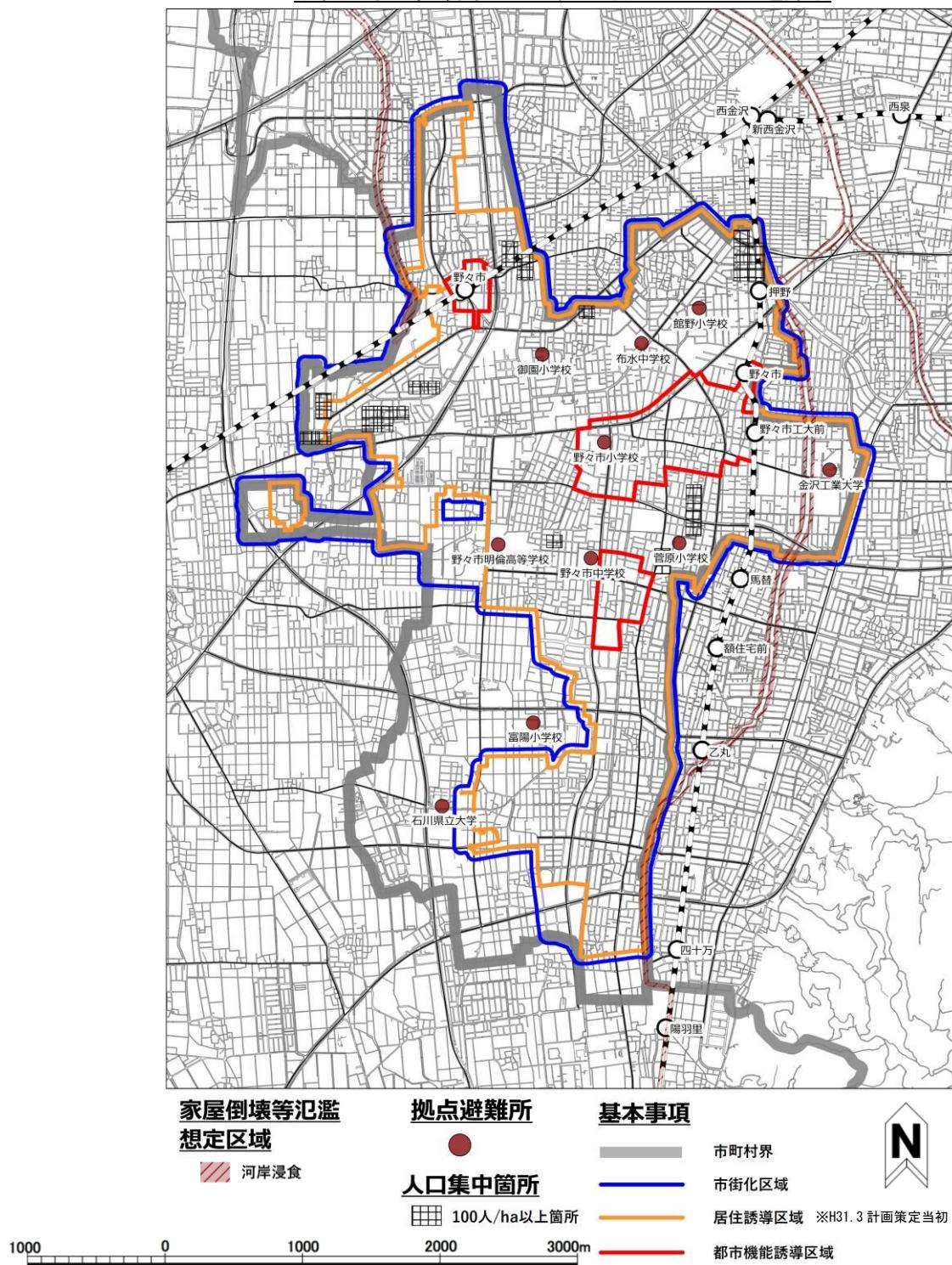


■水害（家屋倒壊等氾濫想定区域）× 人口/都市機能/避難所

計画規模降雨を超える1000年に1回程度の大雨（想定最大規模降雨）の際に、家屋倒壊等をもたらすような河川の氾濫が想定される区域は、市域内の東部でみられます。

水害が発生した場合、家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋内の高い場所への避難（垂直避難）では安全が確保できないため、拠点避難所への早めの水平避難が必要です。

水害（家屋倒壊等氾濫想定区域）× 人口・避難所

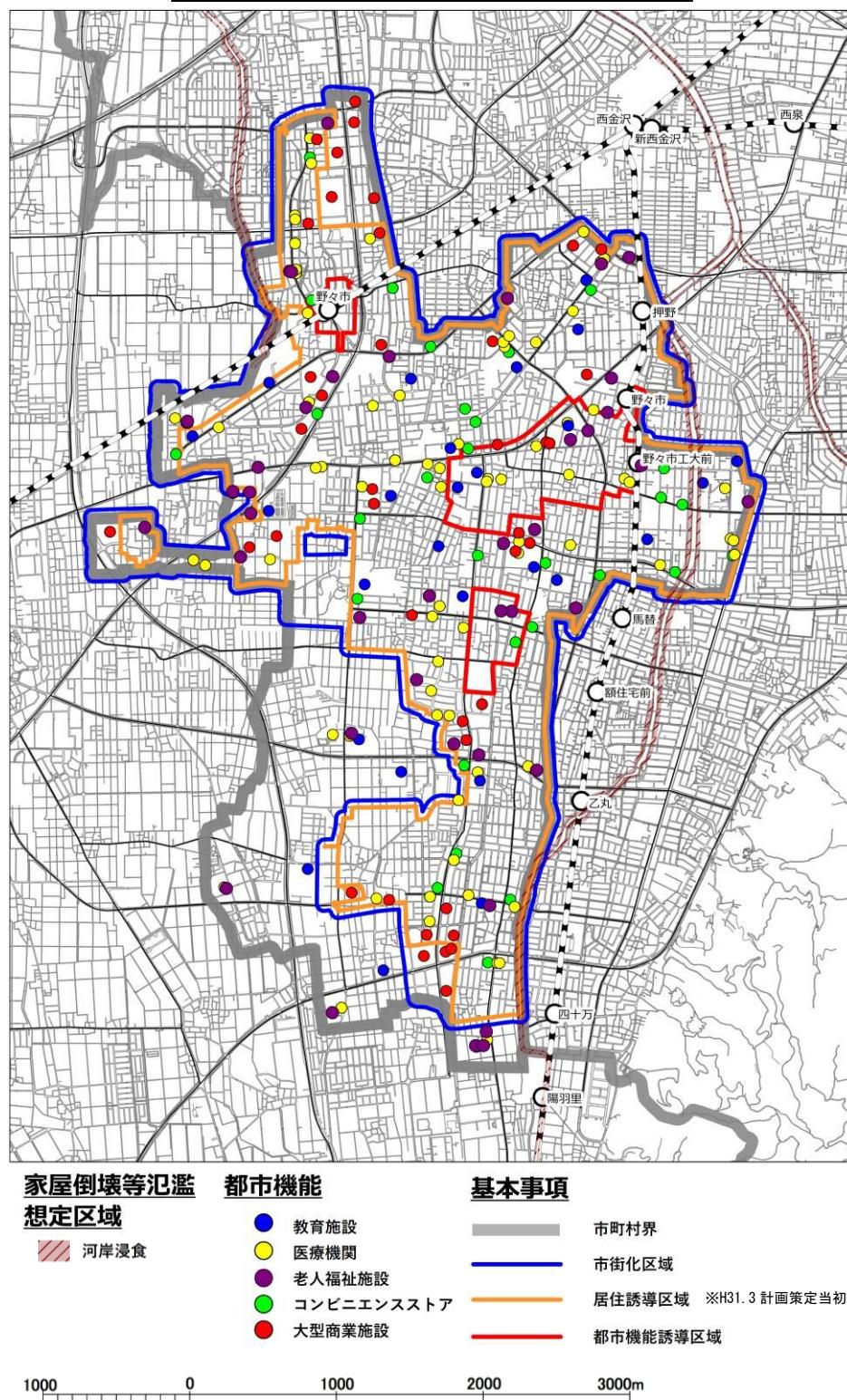


河岸侵食：河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流失し、住宅が倒壊・流出するおそれのある区域

資料：国土数値情報、R2 国勢調査



水害（家屋倒壊等氾濫想定区域）× 都市機能



河岸侵食：河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流失し、住宅が倒壊・流出するおそれのある区域

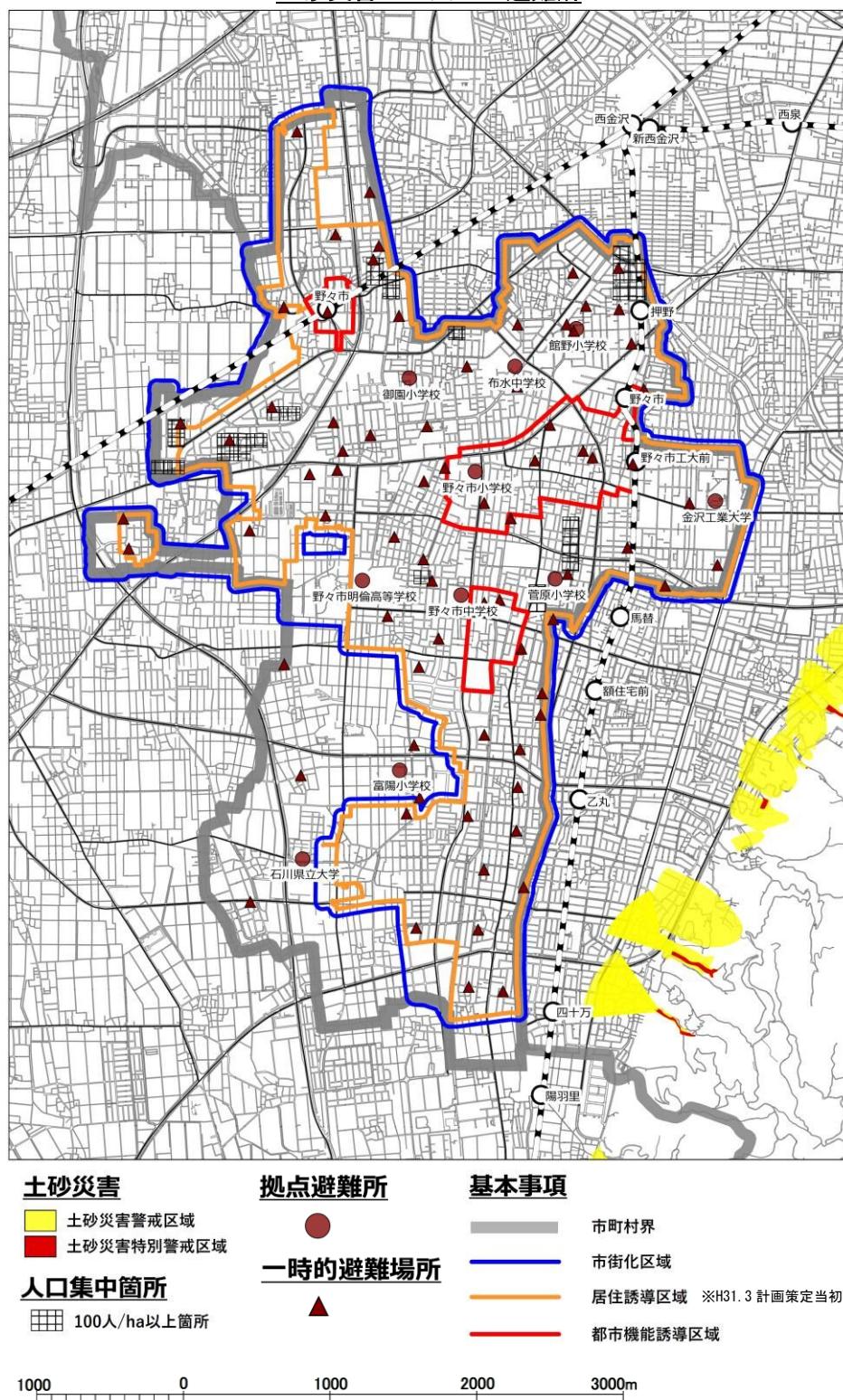
資料：国土数値情報



■土砂災害 × 人口/都市機能/避難所

本市では、市域外東側等に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が設定されており、市内には土砂災害警戒区域の指定はありません。

土砂災害 × 人口・避難所

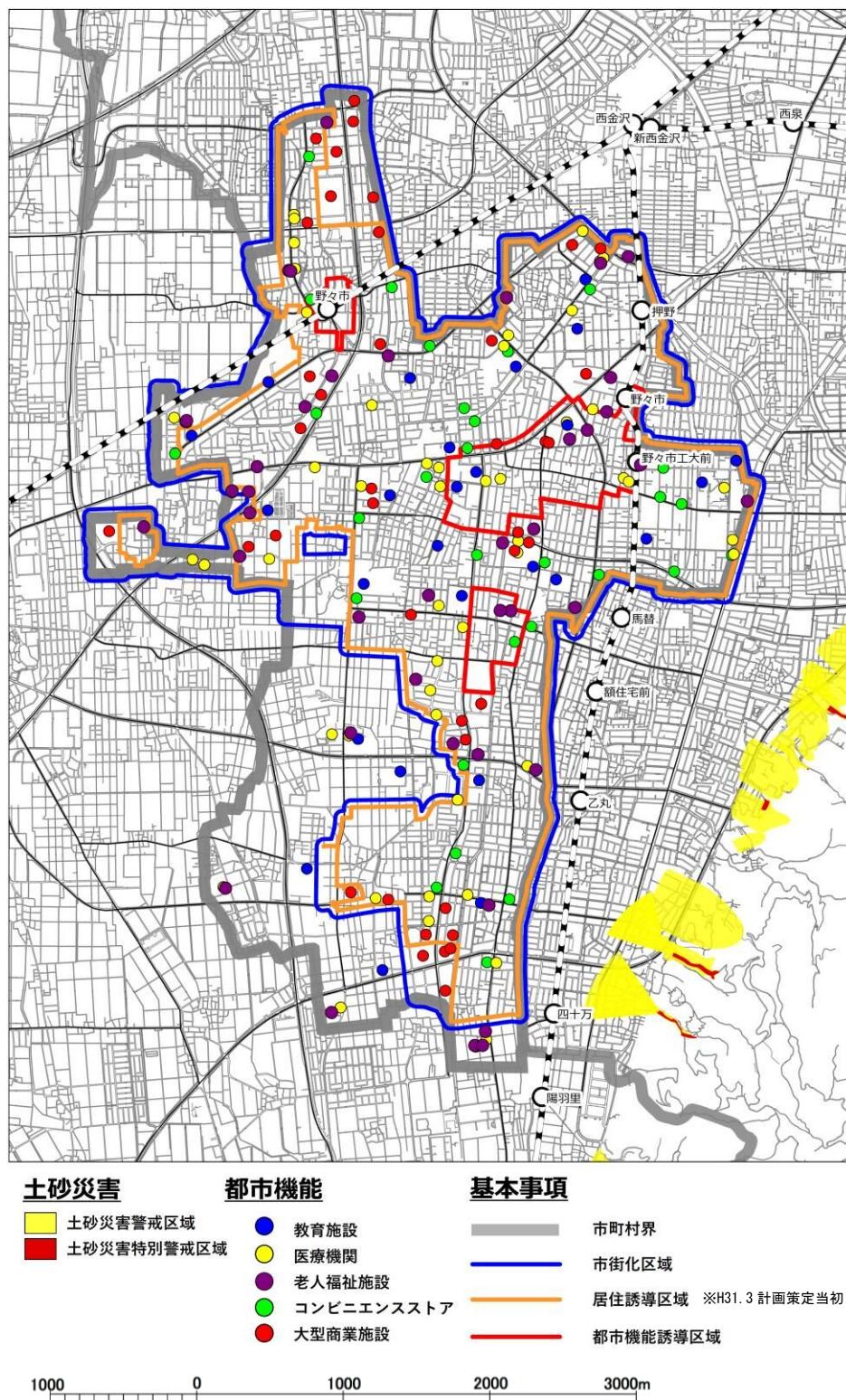


※地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、市内には位置していない

資料：国土数値情報、R2 国勢調査



土砂災害 × 都市機能



※地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、市内には位置していない

資料：国土数値情報



■地域の危険度 × 人口/都市機能/避難所

●地域の危険度マップ（平成21年作成）について

近年、兵庫県南部地震や新潟県中越地震、能登半島地震など、日本全国で大きな地震が頻発しています。犠牲者の多くが、倒壊した住宅に押しつぶされて亡くなる「圧死」でした。このような被害を減らすためには、住宅等の耐震化が重要になってきます。

本市では、防災意識の向上や人命や個人財産を守る住宅等の耐震化を促進することを目的とし「地域の危険度マップ」としてまとめています。

地域の危険度マップとは、建物に被害が生じる度合いを地図上に表したもので、想定される最大深度と町丁を単位とした地域ごとに分布する建物の特性（建物の構造（木造・非木造）、建築年次）に基づき、地震の揺れの大きさによる建物全壊率（地域内のすべての建物の中で揺れにより全壊する建物の割合）を評価し、地震による被害を想定しています。

過去の地震被害における全壊建物のほとんどが、建築基準法改正前の昭和56年5月以前に建築された木造建物であることから、古い木造住宅が多い地域で、揺れが大きいほど相対的に危険度が高くなります。

なお、この地域の危険度マップは、地震による個々の建物の危険度を表したものではなく、各地域の平均的な建物被害の危険性を表示したものです。

●市で想定される地震について

市への影響があると想定される地震は下記のとおりです。この中でも特に影響が大きいと想定される地震は、野々市市に近接する下記1及び4、5と考えられ、共に最大震度6強が予測されます。

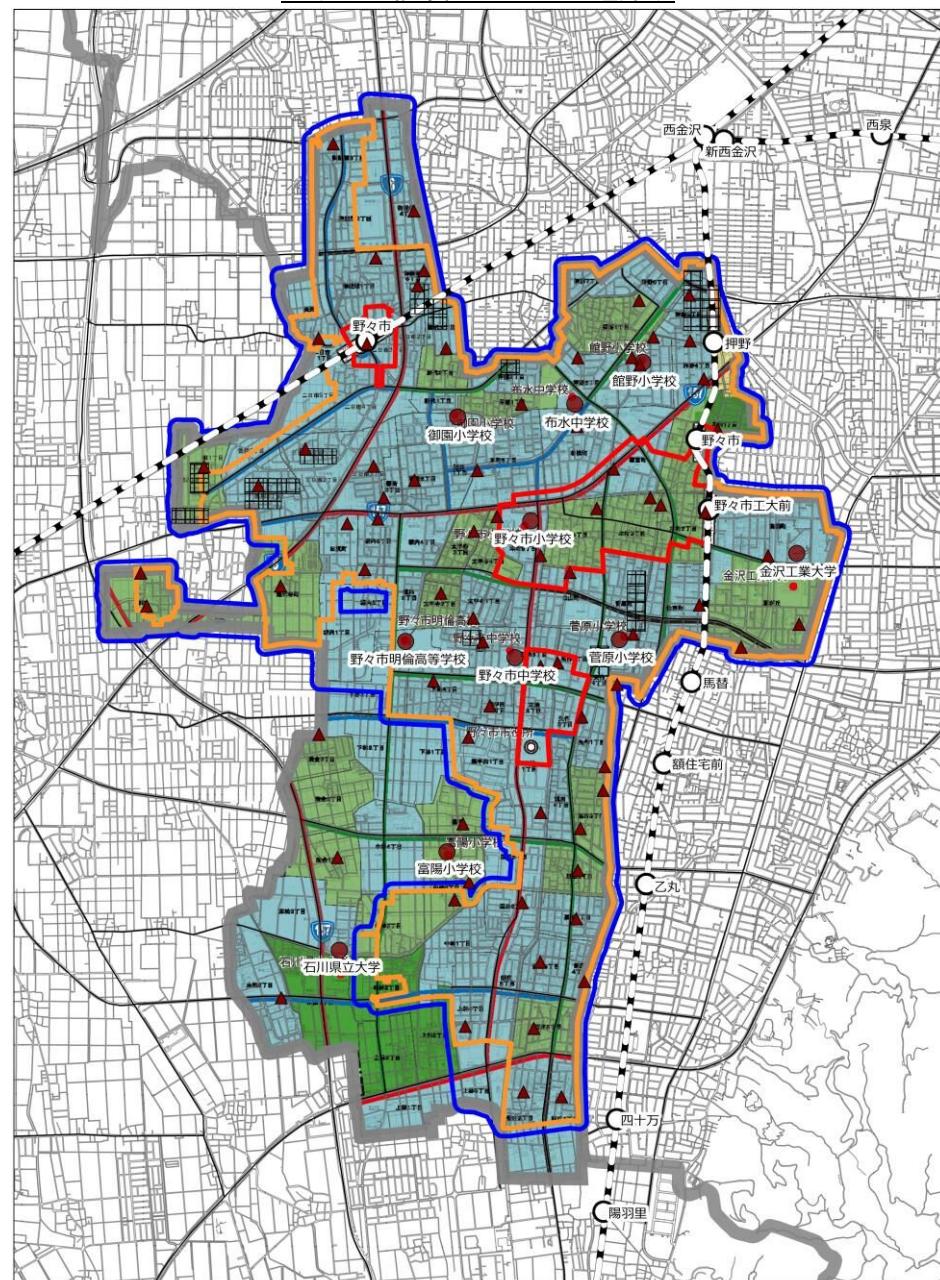
1. 庄川断層帯で発生する地震（予想M7.9・市での震度6弱から6強）
2. 邑知潟断層帯で発生する地震（予想M7.6・市での震度5強から6弱）
3. 福井平野東縁断層帯で発生する地震（予想M7.6・市での震度5強から6弱）
4. 森本・富樫断層帯で発生する地震（予想M7.2・市での震度6弱から6強）
5. どこでも起こりうる直下型の地震（予想M6.9・市での震度6弱から6強）
6. 佐渡島北方沖で発生する地震（予想M7.8・市での震度3以下）

資料：本市「地域の危険度マップ」



市内で最大震度6強を想定した地域の危険度によると、地域により危険度は異なりますが、人口集中箇所や拠点避難所周辺の地域の危険度は比較的小さいと考えられます。

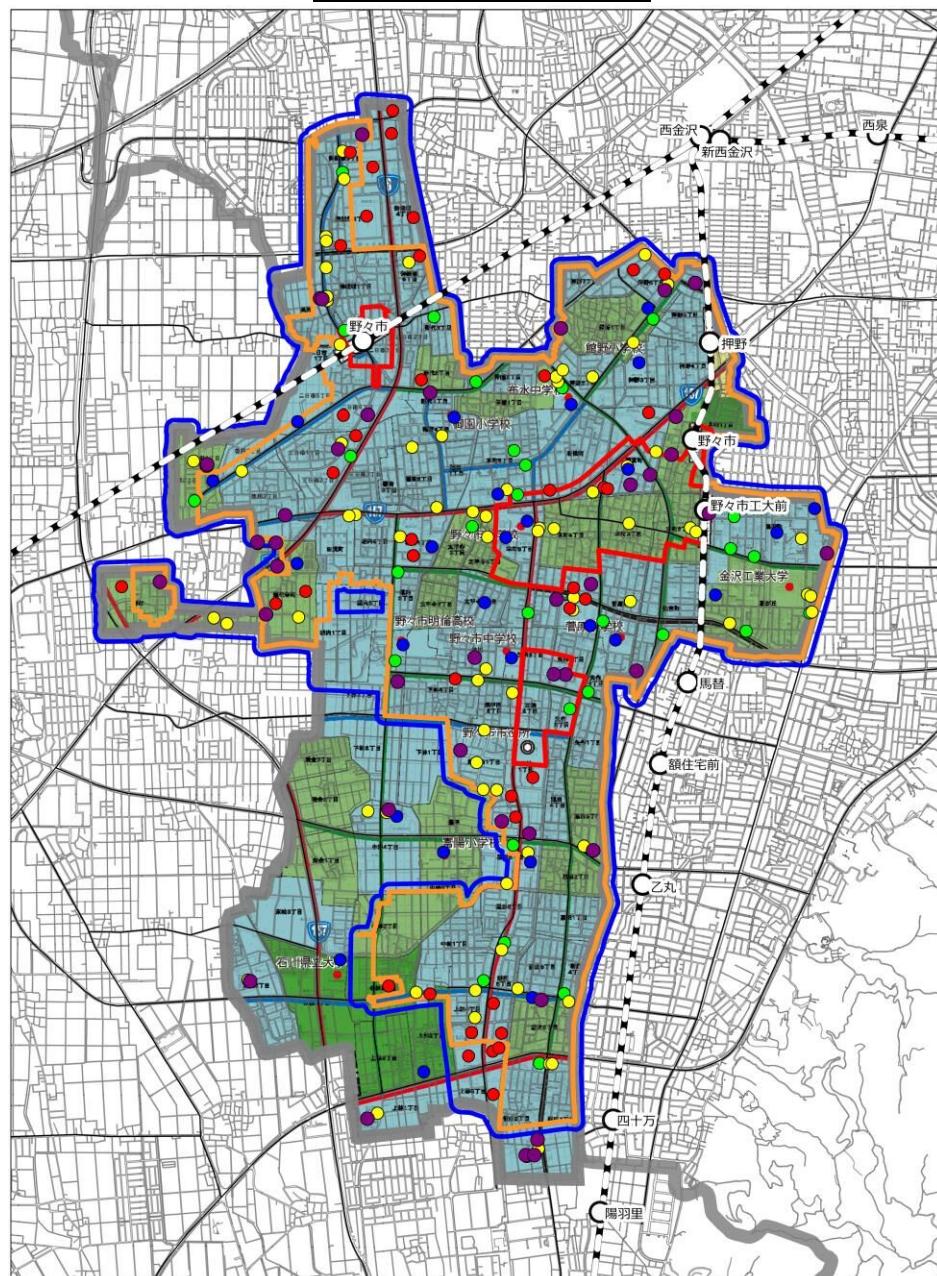
地域の危険度 × 人口・避難所



資料：本市「地域の危険度マップ」、R2 国勢調査



地域の危険度 × 都市機能



危険度

地域の危険度のめやす	
	建物被害危険度 建物全壊棟数率
低	危険度1 0% ~ 3%未満
	危険度2 3% ~ 5%未満
	危険度3 5% ~ 7%未満
	危険度4 7% ~ 10%未満
	危険度5 10% ~ 20%未満
	危険度6 20% ~ 30%未満
高	危険度7 30% ~

都市機能

- 教育施設
 - 医療機関
 - 老人福祉施設
 - コンビニエンスストア
 - 大型商業施設
- 災害復旧優先道路 緊急輸送道路
- 第1次
 - 第2次
 - 第1次
 - 第2次

基本事項

- 市町村界
- 市街化区域
- 居住誘導区域 ※H31.3 計画策定当初
- 都市機能誘導区域



1000 0 1000 2000 3000m

資料：本市「地域の危険度マップ」、国土数値情報



●本ページと次ページでは、本市で想定される地震について紹介します。

森本・富樺断層帯の地震は、我が国の主な活断層における相対的評価が“Sランク”となっており、今後30年間にマグニチュード7.2程度の地震が発生する確率が2~8%と報告されています。また、本地震による被害は、全壊222棟(1.08%)、半壊1,454棟(7.1%)と想定されています。

《本市における地震想定1》森本・富樺断層帯の地震

【想定地震の規模等】

想定地震	震源断層規模
森本・富樺断層帯の地震	長さ 26km
	幅 17~31km程度
	傾き 40~60度
	M 7.2

資料 政府地震調査研究推進本部（平成25年）

【想定地震の震源断層の位置】



【環境省の調査結果】

		森本・富樺断層帯の地震
全壊 建物	棟	222
	率(%)	1.08
半壊 建物	棟	1,454
	率(%)	7.1
出火炎上件数		6
延焼棟数		565
死者数		-
負傷者数		-
要救出者数		-
避難者数		2,471
上水道 配水管	(被害箇所)	-
	被害箇所/km	-

No	断層帯名 (起震断層／活動区分)	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード*)	我が国の主な活断層における相対的評価 ランク	地震発生確率		
				30年以内	50年以内	100年以内
①	森本・富樺断層帯	7.2程度	Sランク	2~8%	3~10%	7~30%
②	邑知渴断層帯	7.6程度	Aランク	2%	3~4%	5~8%
③	福井平野東縁断層帯 (主部)	7.6程度	Zランク	ほぼ0%~ 0.07%	ほぼ0%~ 0.1%	ほぼ0%~ 0.3%
	福井平野東縁断層帯 (西部)	7.1程度	Xランク	不明	不明	不明

(参照：地震本部HP 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2017年1月1日での算定）)

資料：野々市市地域防災計画



また、大聖寺の地震・加賀平野の地震・邑知潟の地震では、加賀平野の地震で最も大きな被害が想定されており、本地震による被害は、全壊8棟(0.1%)、半壊499棟(4.1%)と想定されています。

《本市における地震想定2》大聖寺の地震・加賀平野の地震・邑知潟の地震

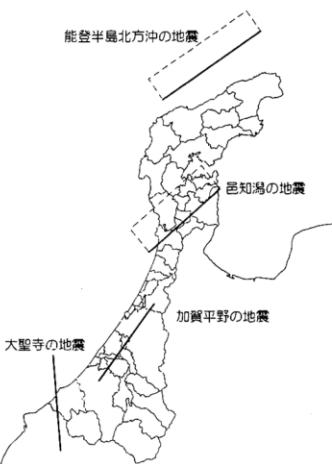
《石川県が想定した地震の概要》

過去に県内で発生した大規模な地震を参考とし、冬季間の夕刻に発生したと想定する。

【想定地震の規模等】

想定地震	震源断層規模
大聖寺の地震	長さ 40 km 幅 20 km 傾き 鉛直 M 7.0
加賀平野の地震	長さ 40 km 幅 20 km 傾き 鉛直 M 7.0
邑知潟の地震	長さ 40 km 幅 20 km 傾き 40度 M 7.0

【想定地震の震源断層の位置】



【石川県全体の想定被害】

		大聖寺の地震		加賀平野の地震		邑知潟の地震	
全壊	建物	野々市市	石川県	野々市市	石川県	野々市市	石川県
率 (%)	0.0	0.0	0.5	0.1	3.9	0.0	1.4
半壊	棟	1	9,279	499	53,865	0	17,386
建物	率 (%)	0.01	2.1	4.1	12.4	0.0	4.0
出火炎上件数		0	62	0	455	0	160
延焼棟数		0	56	0	3,854	0	488
死者数		1	253	6	2,182	0	700
負傷者数		0	1,869	53	7,829	0	3,663
要救出者数		0	957	5	4,841	0	1,426
避難者数		0	11,738	428	104,885	0	36,792
上水道	(被害箇所)	19	5,732	343	13,940	2	9,958
配水管	被害箇所/km	0.1	0.8	1.6	2.0	0.0	1.4

ただし、断層の連動等により地震の規模が大きくなり、建物被害、死傷者数等が想定より増えることが考えられるため、被害想定に捉われることなく防災対策に万全を期すものとする。

津波による被害

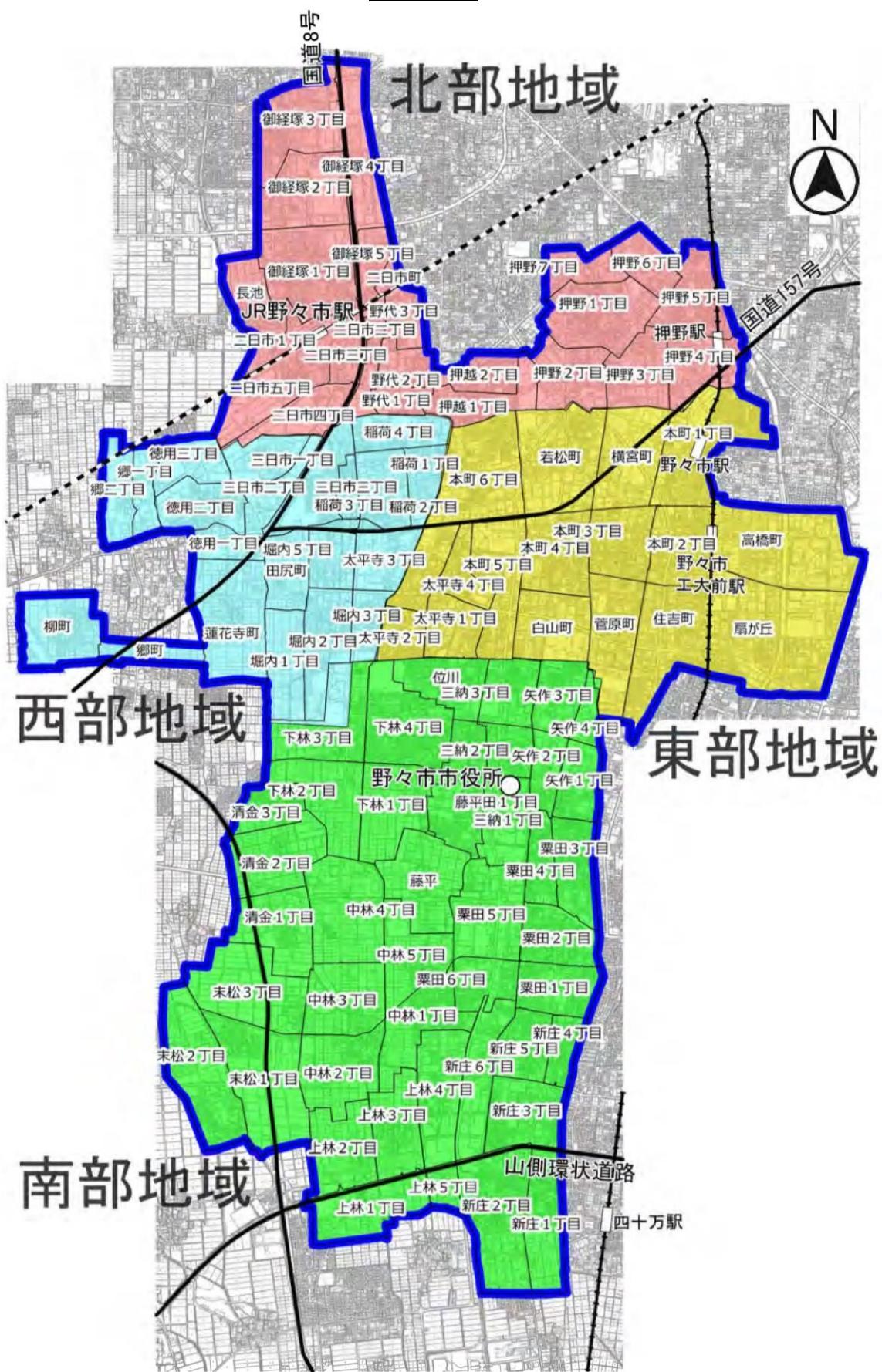
津波被害については、平成23年度に石川県が調査した津波による浸水想定の区域外であり、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約4キロ、海拔約9mという地理的状況であることから、本市の区域内に大きな被害はないと想定されている。



(3) 地域別・災害種類別の課題抽出

これまでの検討を整理し、本市における、地域別・災害種類別の課題を抽出します。

	ハザードの種類	100人/ha以上の有無	拠点避難所	影響がある都市施設の分布	課題
北部地域	水害	あり	あり	—	<ul style="list-style-type: none">・浸水継続時間72時間超の箇所があり、避難行動支援が必要・家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する箇所があり、河川沿いの建物が倒壊、流失するおそれがある。また、避難行動支援が必要
東部地域	水害	あり	あり	教育施設	<ul style="list-style-type: none">・家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する箇所があり、河川沿いの建物が倒壊、流失するおそれがある。また、避難行動支援が必要
西部地域	—	あり	あり	—	—
南部地域	水害	なし	あり	—	<ul style="list-style-type: none">・浸水継続時間72時間超の箇所があり、避難行動支援が必要・家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する箇所があり、河川沿いの建物が倒壊、流失するおそれがある。また、避難行動支援が必要
全域	地震	—	—	—	<ul style="list-style-type: none">・耐震化をはじめとするハード対策はもちろん、日頃から地震に備えたソフト対策を含む総合的なハード・ソフト対策が必要

地域区分図

500 0 500 1000 1500m

資料：野々市市都市計画マスタープラン



5-3. 防災まちづくりの取組方針

本市では、市街地内に含まれる災害リスクに対し、災害種別・地域別ごとに以下のような取組方針、実施主体（行政・市民・事業者）、防災・減災対策の取組内容を設定します。

《水害》

（ハード対策：●、ソフト対策：○）

	取組方針	実施主体	防災・減災対策の取組内容
北部地域		行政	●河川及び河川管理施設、雨水調整池等老朽化対策
		全	●県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」の推進
		全	○避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や住居の適正配置 ・治水対策の推進 ・総合的な流域治水対策の推進 ・河川及び河川管理施設等の維持管理 ・避難行動の周知徹底 	行政	●河川及び河川管理施設、雨水調整池等老朽化対策
		行政	○災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導
		全	●県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進
		全	○避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底
		全	●県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進
西部地域		行政	○避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底
		行政	●河川及び河川管理施設、雨水調整池等老朽化対策
		全	●県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進
南部地域		全	○避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底

《土砂災害》

	取組方針	実施主体	防災・減災対策の取組内容
全域	リスクなし	-	-

《地震》

	取組方針	実施主体	防災・減災対策の取組内容
全域	・住宅・建築物の耐震化	行政	●住宅及び多数の者が利用する建築物について耐震化を推進
	・空き家対策	行政	●空き家対策を推進
	・市街地整備	行政	●耐震性防火水槽等の整備を促進

《まちづくり全般対策》

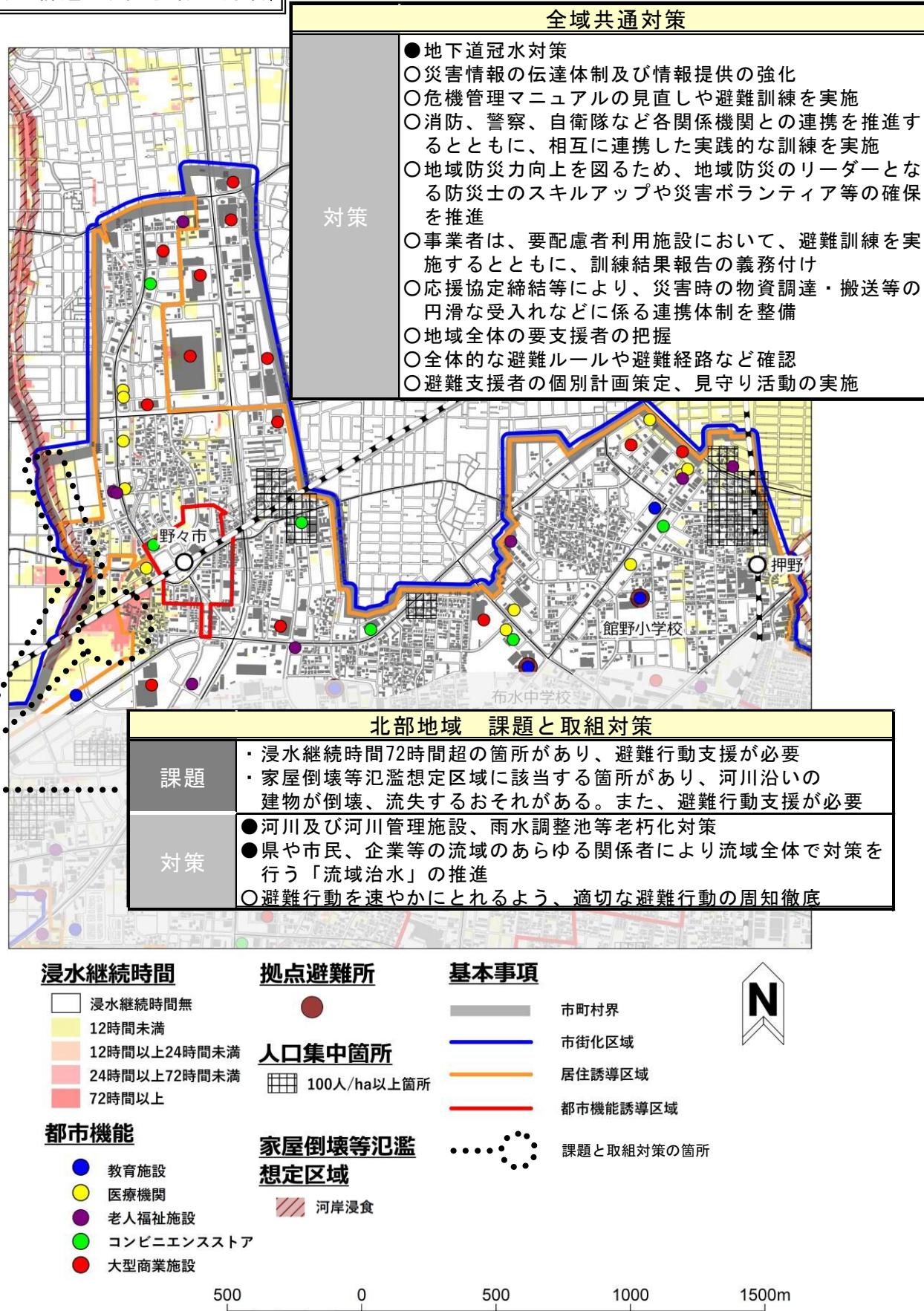
	取組方針	実施主体	防災・減災対策の取組内容
全域	・治水対策の推進	行政	●地下道冠水対策
	・市民等への情報伝達体制の強化	行政	○災害情報の伝達体制及び情報提供の強化
	・防災教育	行政・市民	○危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施
	・防災関係機関との連携強化	行政	○消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施
	・防災人材の育成及び自主防災組織の強化	行政・市民	○地域防災力向上を図るために、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進
	・要配慮者の避難訓練実施	行政・事業者	○事業者は、要配慮者利用施設において、避難訓練を実施するとともに、訓練結果報告の義務付け
	・災害時応援協定締結による連携体制の整備	行政・事業者	○応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送等の円滑な受け入れなどに係る連携体制を整備
	・災害時における避難行動要支援者の避難支援	全	○地域全体の要支援者の把握 ○全体的な避難ルールや避難経路など確認 ○避難支援者の個別計画策定、見守り活動の実施



《地域別・災害種類別の課題と取組方針》

北部地域の課題と取組方針図（水害）

(ハード対策：●、ソフト対策：○)





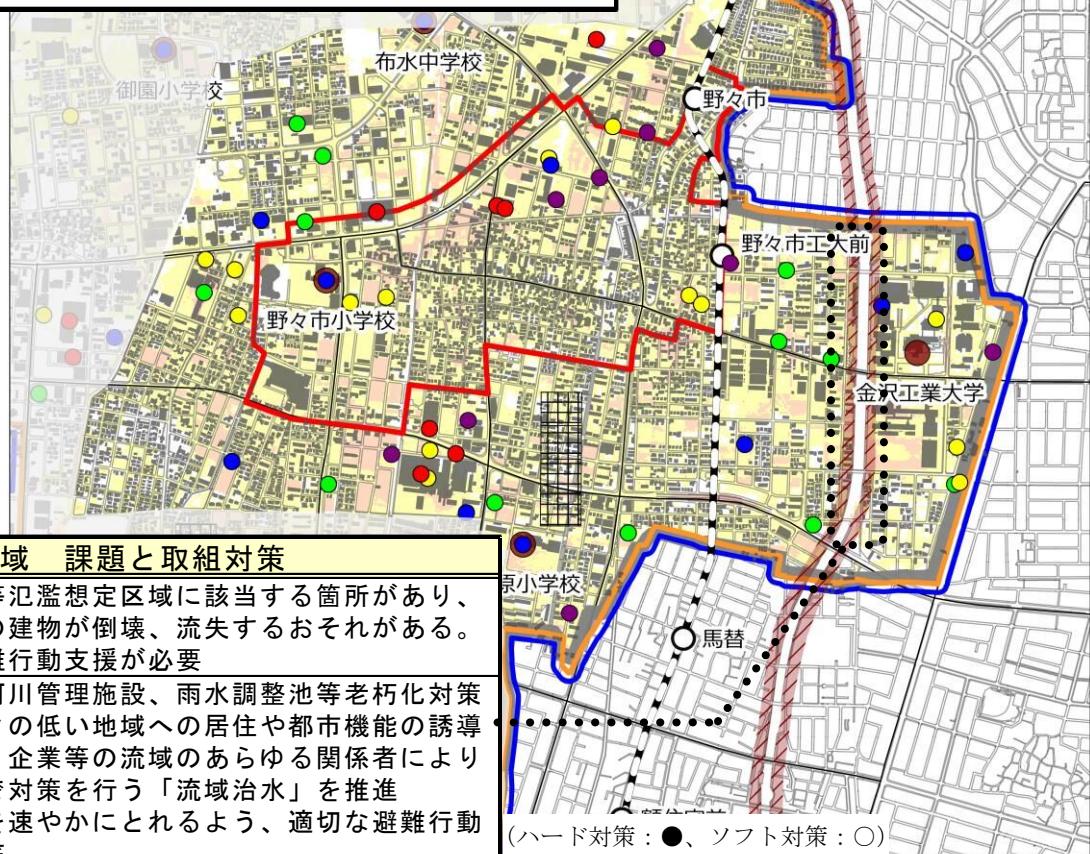
東部地域の課題と取組方針図

(ハード対策：●、ソフト対策：○)

全域共通対策

対策

- 地下道冠水対策
- 災害情報の伝達体制及び情報提供の強化
- 危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施
- 消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施
- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進
- 事業者は、要配慮者利用施設において、避難訓練を実施するとともに、訓練結果報告の義務付け
- 応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送等の円滑な受入れなどに係る連携体制を整備
- 地域全体の要支援者の把握
- 全体的な避難ルールや避難経路など確認
- 避難支援者の個別計画策定、見守り活動の実施



東部地域 課題と取組対策

課題

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する箇所があり、河川沿いの建物が倒壊、流失するおそれがある。また、避難行動支援が必要

対策

- 河川及び河川管理施設、雨水調整池等老朽化対策
- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導
- 県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進
- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底

家屋倒壊等氾濫
想定区域

河岸浸食

浸水深

- 0m ~ 0.5m未満
- 0.5m ~ 3m未満
- 3m以上

人口集中箇所

100人/ha以上箇所

拠点避難所

基本事項

市町村界

市街化区域

居住誘導区域 ※H31.3 計画策定当初

都市機能誘導区域

- 教育施設
- 医療機関
- 老人福祉施設
- コンビニエンスストア
- 大型商業施設





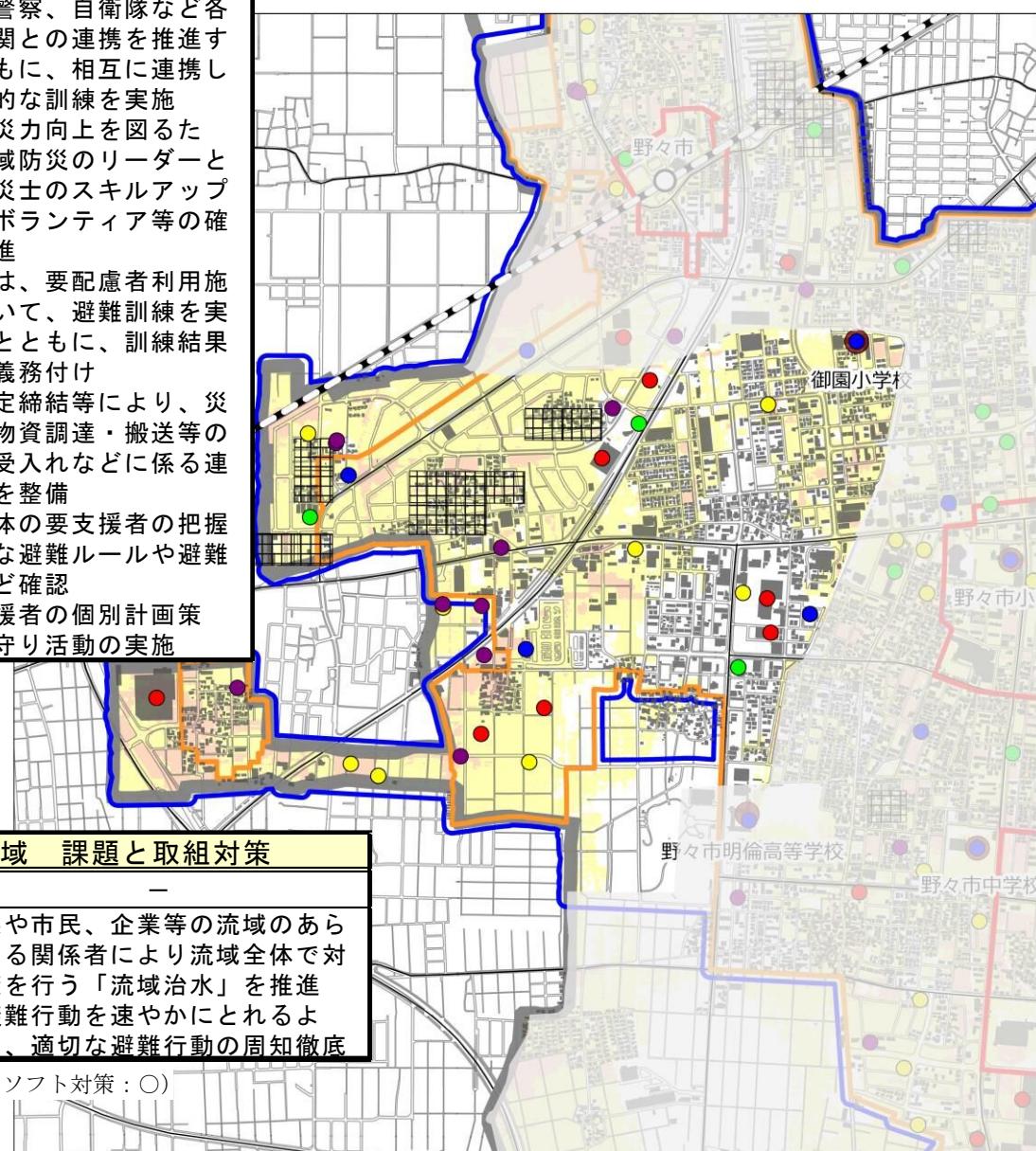
西部地域の課題と取組方針図

(ハード対策：●、ソフト対策：○)

全域共通対策

- 地下道冠水対策
- 災害情報の伝達体制及び情報提供の強化
- 危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施
- 消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施
- 地域防災力向上を図るために、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進
- 事業者は、要配慮者利用施設において、避難訓練を実施するとともに、訓練結果報告の義務付け
- 応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送等の円滑な受け入れなどに係る連携体制を整備
- 地域全体の要支援者の把握
- 全体的な避難ルールや避難経路など確認
- 避難支援者の個別計画策定、見守り活動の実施

対策



西部地域 課題と取組対策

課題

- 県や市民、企業等の流域のある関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進
- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底

対策

(ハード対策：●、ソフト対策：○)

浸水深

- 0m ~ 0.5m未満
- 0.5m ~ 3m未満
- 3m以上

拠点避難所



基本事項

市町村界

市街化区域

居住誘導区域 ※H31.3 計画策定当初

都市機能誘導区域



都市機能

- 教育施設
- 医療機関
- 老人福祉施設
- コンビニエンスストア
- 大型商業施設

人口集中箇所

■ 100人/ha以上箇所



課題と取組対策の箇所

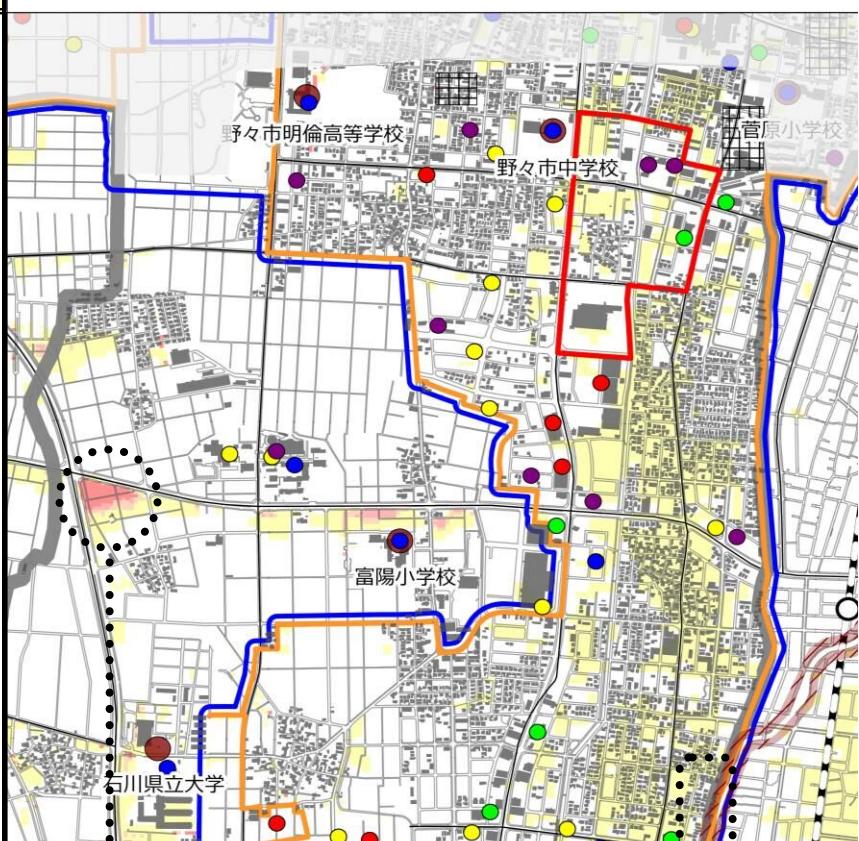
500 0 500 1000 1500m



南部地域の課題と取組方針図

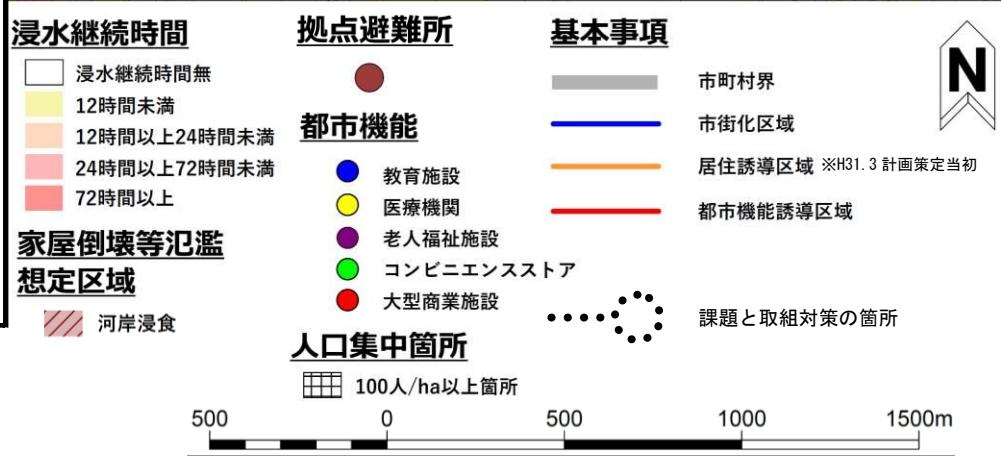
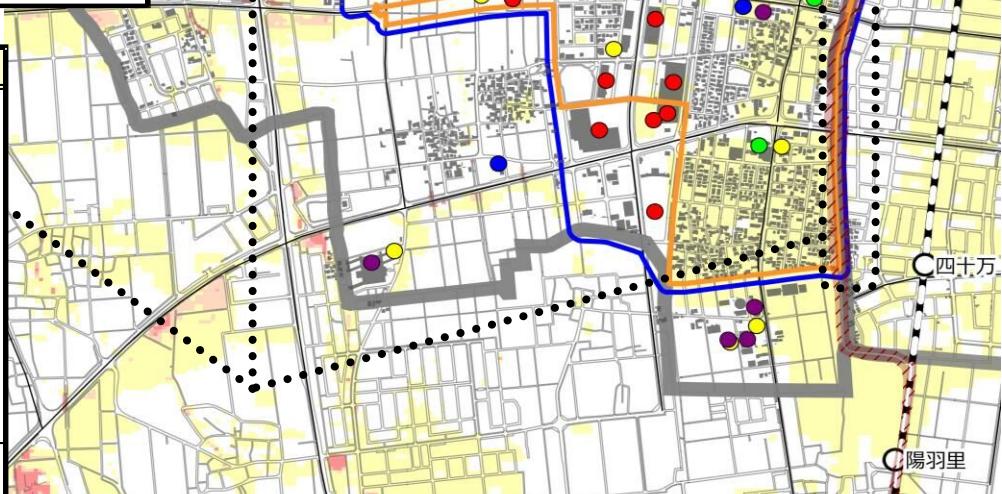
(ハード対策：●、ソフト対策：○)

全域共通対策	
対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地下道冠水対策 ○ 災害情報の伝達体制及び情報提供の強化 ○ 危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施 ○ 消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施 ○ 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進 ○ 事業者は、要配慮者利用施設において、避難訓練を実施するとともに、訓練結果報告の義務付け ○ 応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送等の円滑な受け入れなどに係る連携体制を整備 ○ 地域全体の要支援者の把握 ○ 全体的な避難ルールや避難経路など確認 ○ 避難支援者の個別計画策定、見守り活動の実施



南部地域 課題と取組対策	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水継続時間72時間超の箇所があり、避難行動支援が必要 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する箇所があり、河川沿いの建物が倒壊流失するおそれがある。また、避難行動支援が必要
対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川及び河川管理施設、雨水調整池等老朽化対策 ● 県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進 ○ 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底

(ハード対策：●、ソフト対策：○)

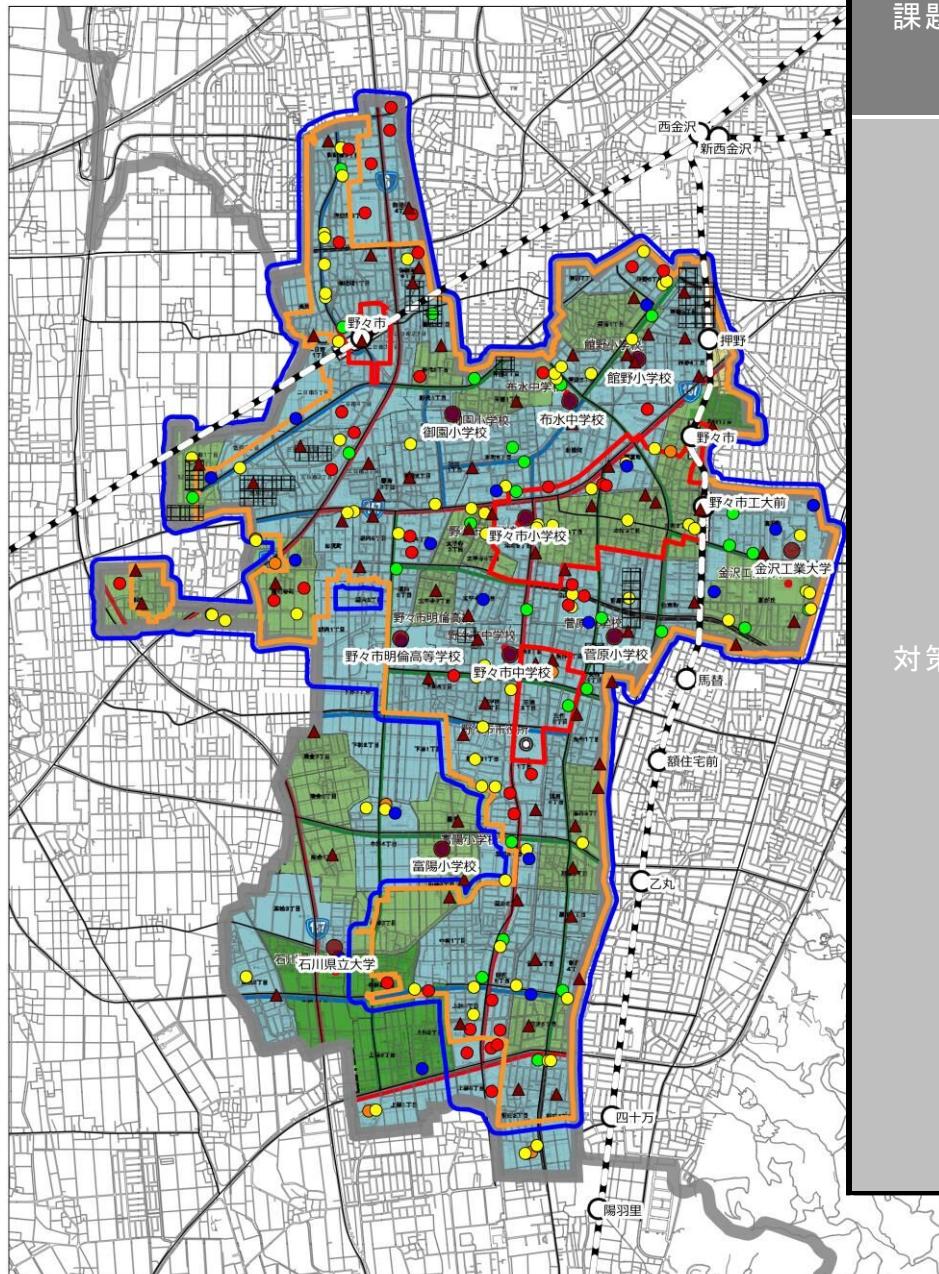




全域共通の課題と取組方針図（地震）

(ハード対策：●、ソフト対策：○)

全域共通の課題と取組対策



課題

・耐震化をはじめとするハード対策はもちろん、日頃から地震に備えたソフト対策を含む総合的なハード・ソフト対策が必要

対策

- 住宅及び多数の者が利用する建築物について耐震化を推進
- 空き家対策を推進
- 耐震性防火水槽等の整備を促進
- 災害情報の伝達体制及び情報提供の強化
- 危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施
- 消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施
- 地域防災力向上を図るために、地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保を推進
- 事業者は、要配慮者利用施設において、避難訓練を実施するとともに、訓練結果報告の義務付け
- 応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送等の円滑な受け入れなどに係る連携体制を整備
- 地域全体の要支援者の把握
- 全体的な避難ルールや避難経路など確認
- 避難支援者の個別計画策定、見守り活動の実施

地域の危険度のめやす	
	建物被害危険度 建物全壊棟数率
低	危険度1 0% ~ 3%未満
	危険度2 3% ~ 5%未満
	危険度3 5% ~ 7%未満
	危険度4 7% ~ 10%未満
	危険度5 10% ~ 20%未満
	危険度6 20% ~ 30%未満
高	危険度7 30% ~

災害復旧優先道路 緊急輸送道路
第1次 第2次
第2次 第1次

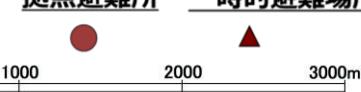
都市機能

基本事項



- 市町村界
- 市街化区域
- 居住誘導区域 ※H31.3 計画策定当初
- 都市機能誘導区域
- 課題と取組対策箇所

拠点避難所 一時的避難場所





5-4. 取組とスケジュール

取組内容とスケジュール

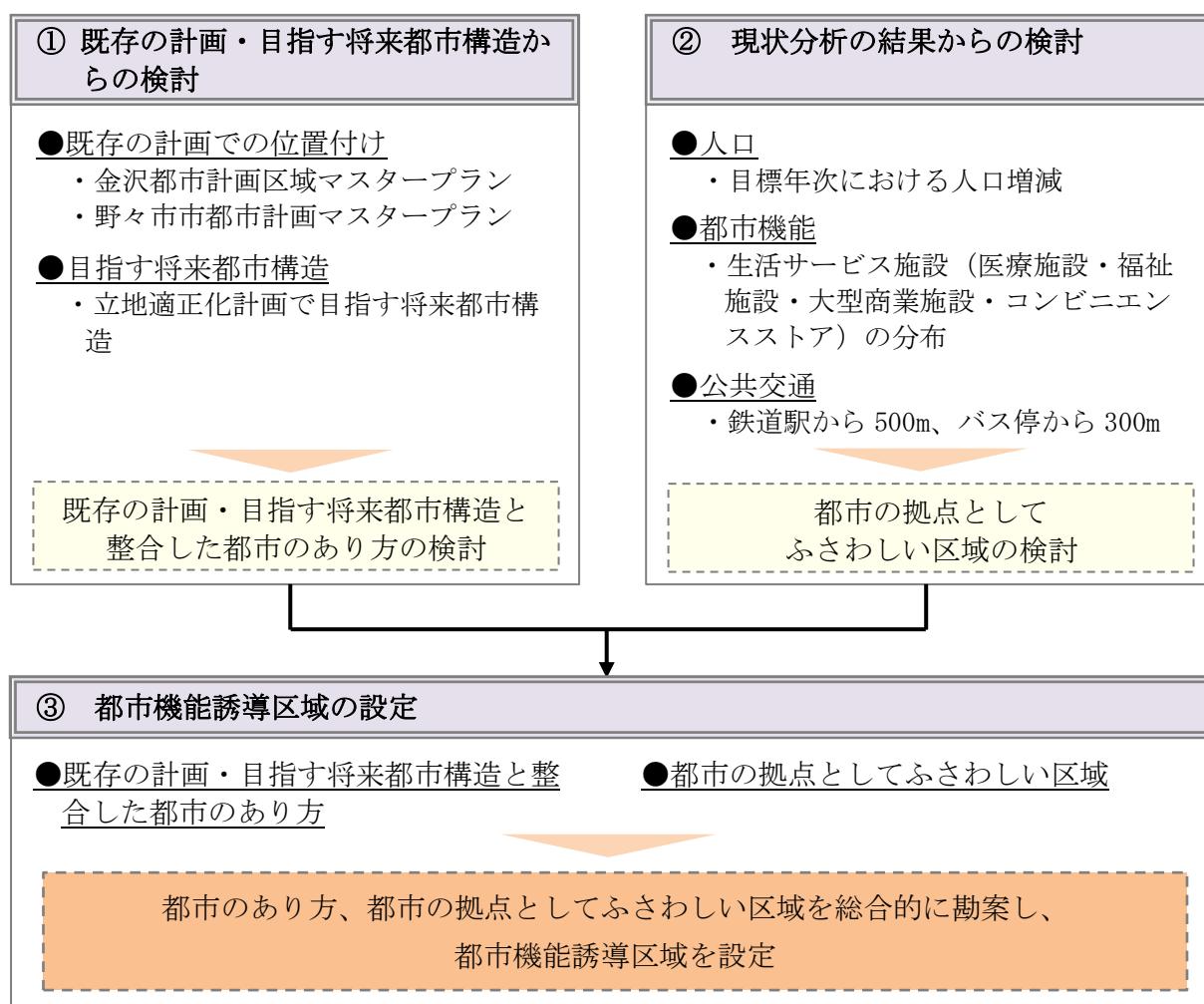
	取組方針	リスク対策	取組内容	関連計画	スケジュールや目標値等
水害	施設や住居の適正配置	低減	災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導	野々市市国土強靭化地域計画	長期的に緩やかに居住を誘導
	治水対策の推進	低減	下水道整備（雨水幹線等）及び地下道冠水対策	〃	流下能力を確保するため継続して実施
	総合的な流域治水対策の推進	低減	県や市民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」の推進	〃	洪水被害の防止・軽減を図るために継続して実施
			雨水貯留、浸透施設の整備、雨水排水路の整備	手取川水系流域治水プロジェクト 野々市市国土強靭化地域計画	●雨水幹線整備率 87% (R2.3.31) → 92% (R8.3.31)
	河川及び河川管理施設の維持管理	低減	河川及び河川管理施設、雨水調整池等老朽化対策	野々市市国土強靭化地域計画	公共施設個別施設計画に基づき施設更新を継続して実施
	避難行動の周知徹底	低減	適切な避難行動の周知徹底	〃	周知活動は継続して実施
地震	住宅・建築物の耐震化	低減	住宅及び多数の者が利用する建築物について耐震化を推進	〃 野々市市耐震改修促進計画	被害の防止・軽減を図るために継続して実施 ●住宅の耐震化率 90% (H27) → 95% (R7) ●多数の者が利用する建築物の耐震化率 92% (H27) → 95% (R7)
	空き家対策	低減	管理不全な空家等が、自然災害等により倒壊することを防止するため、空き家対策を推進	野々市市国土強靭化地域計画 野々市市空家等対策計画	被害の防止・軽減を図るために継続して実施
	市街地整備	低減	耐震性防火水槽等の整備を促進	野々市市国土強靭化地域計画	公共施設個別施設計画に基づき施設更新を継続して実施
全ての災害	市民等への情報伝達体制の強化	低減	災害情報の伝達体制及び情報提供の強化	〃	●災害情報伝達手段 8種 (R2.3.31) → 10種 (R8.3.31)
	防災教育	低減	危機管理マニュアルの見直しや避難訓練を実施	〃	●市立学校における県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）の参加校数 7校 (R1) → 7校 (R7) ●防災講座実施回数 53回 (R1) → 60回 (R7) ●総合防災訓練の市民参加率 17.8% (R1) → 30% (R7)
	防災関係機関との連携強化	低減	消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施	〃	●消防団員の充足率 87.4% (R2.3.31) → 90% (R8.3.31)
	防災人材の育成及び自主防災組織の強化	低減	地域防災のリーダーとなる防災士のスキルアップや災害ボランティア等の確保	〃	●防災士数 177人 (R2.3.31) → 270人 (R8.3.31) ●自主防災組織の組織率 98.1% (R2.3.31) → 100% (R8.3.31)
	要配慮者の避難訓練実施	低減	事業者は、要配慮者利用施設において避難訓練を実施するとともに、訓練結果報告の義務付け	要配慮者利用施設の避難確保計画	継続して実施
	災害時応援協定締結による連携体制の整備	低減	応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送等の円滑な受入れなどに係る連携体制を整備	野々市市国土強靭化地域計画	継続して実施
	災害時における避難行動要支援者の避難支援	低減	・地域全体の要支援者の把握 ・全体的な避難ルールや避難経路など確認 ・避難支援者の個別計画策定、見守り活動の実施	災害時における避難行動支援者の避難支援マニュアル	継続して実施

第6章 誘導区域・誘導施設の設定

6-1. 都市機能誘導区域の設定

■都市機能誘導区域の検討フロー

都市機能誘導区域は、既存の計画・目指す将来都市構造からの検討、現状分析の結果からの検討より、都市のあり方、都市の拠点としてふさわしい区域を総合的に勘案し、設定します。



■既存の計画・目指す将来都市構造からの検討

既存の都市計画で、本市は、地域中心拠点として位置付け、業務・サービス機能のさらなる集積と地域に密着した業務・サービス機能を配置します。



資料：石川県「金沢都市計画区域マスタープラン（令和元年）」



資料：野々市市「都市計画マスタープラン（令和5年）」

►本市では、コンパクトシティ化にむけて、IR 野々市駅周辺、本町周辺、市役所周辺に拠点的な機能を集約し、それらと各地域を拠点間連携軸や環状緑地軸で連携することを目指している

【都市機能・交流】

～3つの都市拠点の集約化・住民同士の交流の促進～

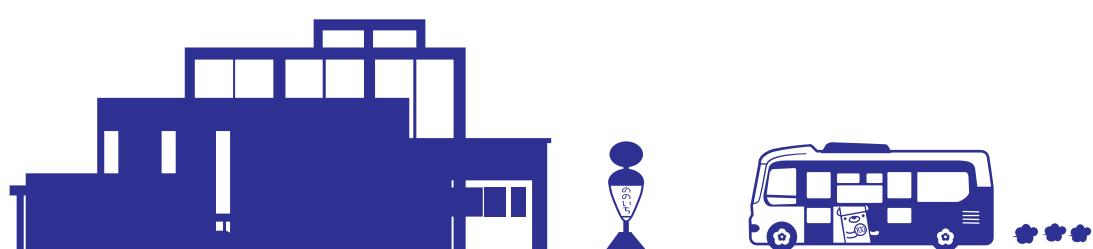
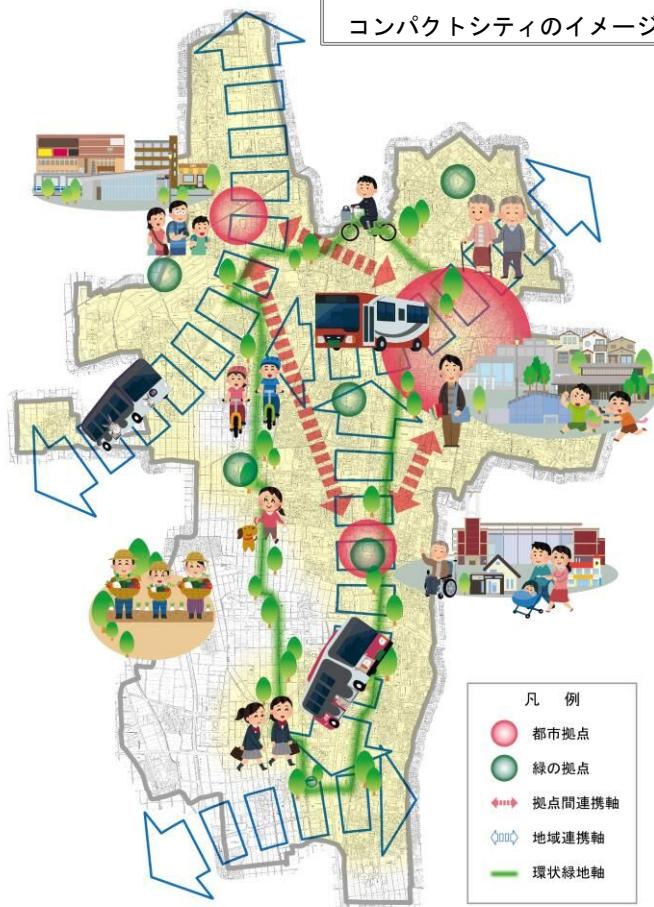
【連携】

～市全体での連携の促進～

【居住】

～人口密度の適正化～

【再掲】本市が目指す
コンパクトシティのイメージ

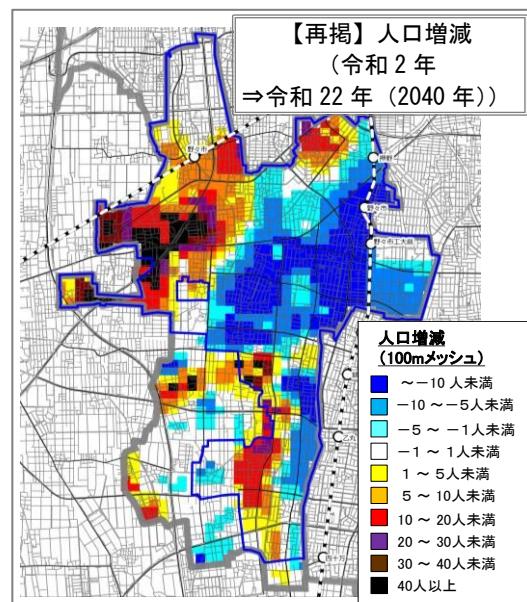


■現状分析の結果からの検討

《人口》

北部地域、西部地域、南部地域では、概ね人口が増加傾向にあります。今後、増加人口の計画的な誘導が必要です。

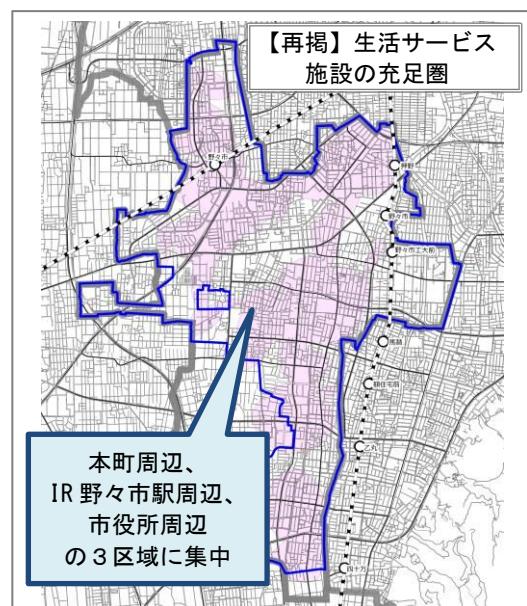
東部地域では、概ね人口が減少傾向にあります。この地域は本町周辺地域を中心とした主要な都市拠点となる場所であり、人口減少への対策が必要です。



《都市機能》

市内において、医療施設・老人福祉施設・大型商業施設・コンビニエンスストアといった生活サービス施設は広く分布していますが、カバー圏に含まれない地域もあります。

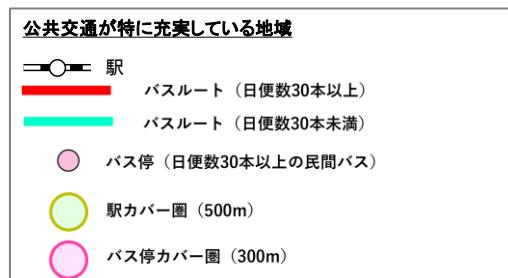
生活サービス施設全てのカバー圏に含まれる圏域（充足圏）は大きく分けて、本町周辺、IRいしかわ鉄道野々市駅周辺、市役所周辺の3区域となります。



《公共交通》

市内において、鉄道・バスのカバー圏は広く分布していますが、バスの日便数は地域によって差があります。

都市機能誘導区域は、利便性を考慮し、駅カバー圏（500m）及び日便数30本以上のバス路線のバス停カバー圏（300m）において検討します。



■都市機能誘導区域の設定

《既存の計画・目指す将来都市構造》

- 既存の都市計画で、本町周辺、IR 野々市駅周辺、市役所周辺が、都市機能を集約させる主要な都市拠点となっています。
- 目指す将来都市構造で、3つの都市拠点が公共交通の核となることが求められています。

《現状分析の結果》

◇人口

- 市域西側で人口の増加及びDID地区も拡大を続けています。今後、増加人口の計画的な誘導が必要である。
- 東部地域では、概ね人口が減少傾向にある。この地域は旧来の市街地を中心とした主要な都市拠点となる場所であり、人口減少への対策が必要である。

◇都市機能

- 市内において、生活サービス施設は広く分布しているが、カバー圏に含まれない地域もある。
- 生活サービス施設全てのカバーサー圏に含まれる圏域（充足圏）は、大きく本町周辺、IR 野々市駅周辺、市役所周辺となる。

◇公共交通

- 市内において、鉄道・バスのカバー圏は広く分布しているが、バスの日便数は地域によって差がある。
- 都市機能誘導区域は、利便性を考慮し、駅カバー圏及び日便数30本以上のバス路線のバス停カバー圏において検討する。

都市機能誘導区域

上記より、本町周辺、IR いしかわ鉄道野々市駅周辺、市役所周辺を、都市機能誘導区域として設定します。区域の範囲については、以下の通りとします。

【歴史の残る本町周辺エリア】

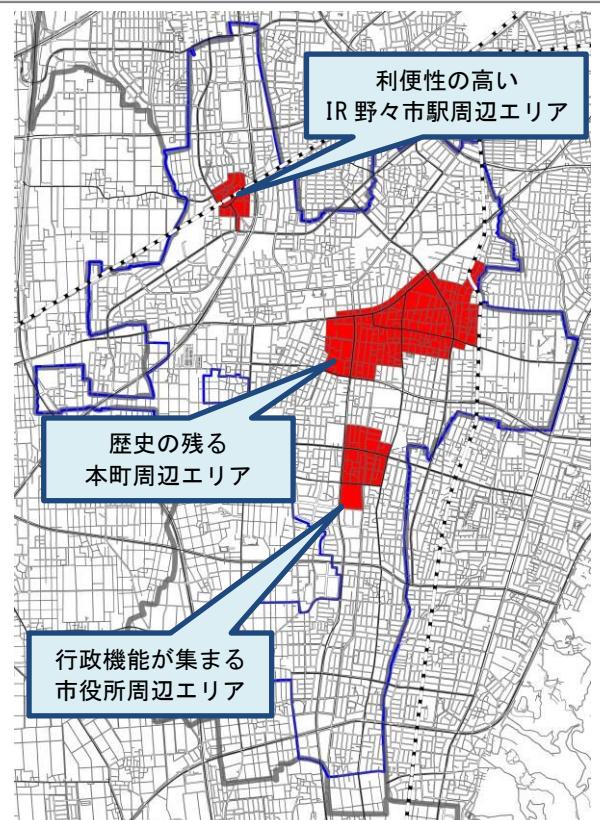
⇒用途地域で定められている近隣商業地域とその周辺区域を対象に設定する

【利便性の高い IR 野々市駅周辺エリア】

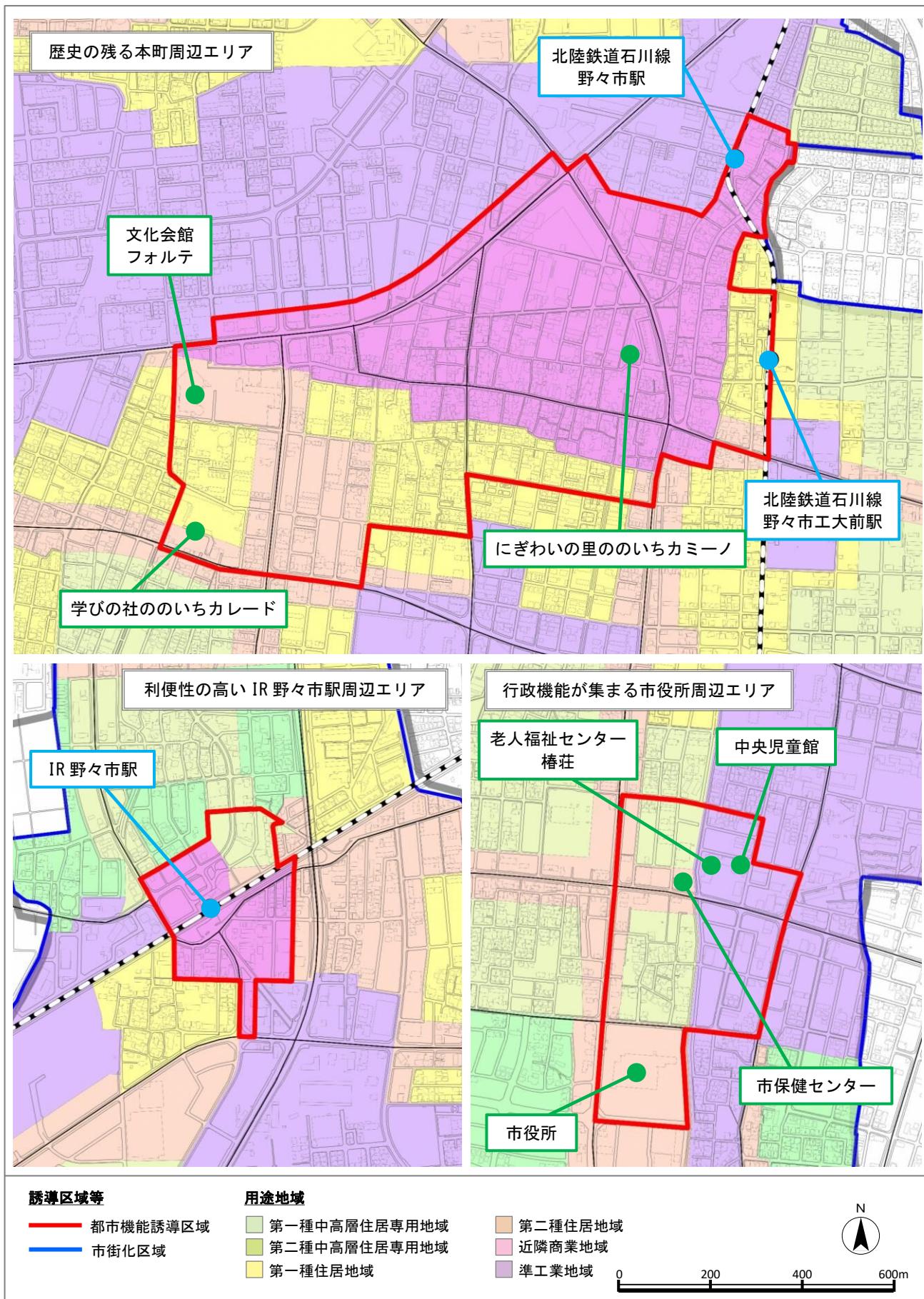
⇒用途地域で定められている近隣商業地域とその周辺区域を対象に設定する

【行政機能が集まる市役所周辺エリア】

⇒市役所などの行政機能が集まる周辺区域を対象に設定する



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成



資料：石川県「都市計画基礎調査（令和3）」より作成

6-2. 誘導施設の設定

■本市における誘導施設の段階的な誘導方針

本市は、これまでの市街化が進展する過程において、まちの核となる拠点が徐々に不明確になっています。また、特に市街地においては低未利用地が少なく、効率的な施設運営が必要です。

そこで、誘導施設については本計画の目標年次である令和22年（2040年）までは、特に賑わいを生み出しが可能となる複合施設で検討することとします。ただし、令和22年（2040年）以降の人口が減少する第2段階に向けて、今後個別施設も対象に加えることとして検討します。

【第1段階 “令和22年（2040年）頃まで”】複合施設の誘導

都市機能誘導区域内に複合施設を誘導します。

これにより、多くの市民が当該区域及び誘導施設へ行く機会を増加させ、さまざまな世代間の交流を促進することにより、課題である都市拠点の明確化を図ります。

【成果】

➤当該区域の賑わいの創出・都市拠点の確立につなげていく。



【第2段階 “令和22年（2040年）頃から”】個別施設の誘導

第1段階の取り組みによって、市民の集まる都市拠点が確立されています。

人口減少に差し掛かった第2段階では、個別施設を加え、まちの集約をより一層進めます。

【成果】

➤都市機能誘導区域周辺への居住の誘導に取り組んでいく。



■誘導施設の設定における基本的な考え方

本市は、市域が狭小であると同時に、人口が市全域に分布しています。また、「歩いて暮らせるまち」を目指しており、生活利便性を維持するため日常生活に必要な都市機能については、市内に広く分布させる必要があります。

そこで誘導施設については、都市機能誘導区域を都市拠点として明確化するため住民の交流を促進する施設を中心に位置付けます。

《市の特性》

- 市域が狭小である
- 人口が市全域に渡って高い人口密度で分布し、かつ今後も増加することが予測される
- 「歩いて暮らせるまち」を目指し、日常生活に必要な都市機能については、市内に広く分布させる必要がある
- 市街地においては特に低未利用地が少なく、効率的な施設運営を目指し、利便性を高めるために施設の複合化が求められる

《都市拠点が持つべき都市機能》

都市拠点として確立するために必要となる機能を下記の8つの機能とし、各地域の特性に応じて誘導する機能を設定する



《誘導施設の方向性》

- 都市機能誘導区域において、各エリアの特性に応じて求められる機能を持つ施設を核として、その他に別の機能を持つ施設を併設する複合施設を誘導施設として集約する

※複合施設を誘導施設とし、単独施設については誘導施設としない

■都市機能誘導区域におけるターゲット（目指す姿）

誘導施設を設定するにあたって、3つの都市機能誘導区域に求められる姿・役割を明確にし、ターゲット（目指す姿）を検討します。

【歴史の残る本町周辺エリア】

本町周辺エリアは、歴史ある市街地が残り、古くから本市の中心として機能してきた区域です。文化会館等、市の中枢機能があり、さらに教育・文化機能の充実に取り組んでいます。一方で、少子高齢化・人口減少が進んでおり、人口密度の維持・増加の対策と併せて、まちなかの賑わいを維持・回復することが必要です。

また本計画の策定当初に行われた市民ワークショップでは、フォルテやカレードを中心とした交通や交流の拠点整備、北鉄の駅周辺における飲食店の誘致、学生の活躍、旧家の活用促進等が求められています。



～歴史性豊かで賑わいのある中心地の形成～

◇ストーリー（施策の方向性）

- ・商業の活性化・資源の活用
- ・市民の交流や生涯学習の展開

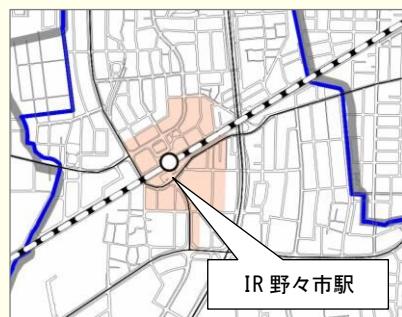
◇特に重要な機能

- 【行政機能】 【介護・福祉機能】
- 【子育て機能】 【教育・文化機能】
- 【商業機能】

【利便性の高いIR野々市駅周辺エリア】

IR 野々市駅周辺エリアは、本市の主要鉄道駅があると同時に、バスのターミナルとして公共交通の利便性が非常に高い区域です。多くの人々が日常的に行き交う特性を活かした商業機能・行政機能の充実が必要と考えられます。

また本計画の策定当初に行われたワークショップでは、病院・スポーツ施設・飲食店の誘致、市民同士の交流の場の創出、空き地・空き家・高架下等の空間の活用が求められています。



～交通利便性を活かした商業の活性化～

◇ストーリー（施策の方向性）

- ・活力・魅力の向上

◇特に重要な機能

- 【行政機能】
- 【商業機能】

【行政機能が集まる市役所周辺エリア】

市役所周辺エリアは、市役所の他に市保健センター等が立地し、行政の中心となる区域です。行政の中心として、今後、施設の再編等による集約化を図り、利便性をより高めていく必要があります。

また本計画の策定当初に行われた市民ワークショップでは、周辺エリアへの交通アクセス性の向上、若者などを中心とした雇用の創出や市民の交流の機会の創出が求められています。



～急速な人口増加に合わせた都市機能の配置～

◇ストーリー（施策の方向性）

- ・人口増加に対する都市機能の充実

◇特に重要な機能

- 【行政機能】
- 【介護・福祉機能】
- 【子育て機能】

■誘導する都市機能まとめ

誘導する都市機能をエリア別にまとめると以下の表のようになります。

都市機能誘導区域	都市機能						
	行政機能	医療機能	介護・福祉機能	子育て機能	教育・文化機能	商業機能	金融機能
本町周辺エリア	○		○	○	○	○	
IR 野々市駅周辺エリア	○					○	
市役所周辺エリア	○		○	○			

■誘導施設の設定

各都市機能のうち、誘導施設となる施設を以下の表のとおり定めます。

分類	都市施設	誘導施設となる施設
行政機能	市役所	○
	支所	○
	公民館・地域交流センター	○
医療機能	病院	
	診療所	
	調剤薬局	
介護・福祉機能	地域包括支援センター	○
	老人デイサービスセンター	
	老人福祉センター	○
	小規模多機能型居宅介護事業所	
子育て機能	子育て支援センター	○
	児童館・児童センター	○
	幼稚園	
	保育園・保育所	
	認定こども園	
教育・文化機能	小学校	
	中学校	
	図書館	○
	博物館	○
	文化会館	○
商業機能	大型商業施設（店舗面積 1,000 m ² 超）	○
	コンビニエンスストア	
	地域振興施設（物販等）	○
金融機能	銀行・信用金庫	
	郵便局	



《誘導施設》

上表の「誘導施設となる施設」を含み、その他に別の機能を持つ施設を併設する複合施設を誘導施設として設定します。

“歴史の残る本町周辺エリア”における誘導施設

- ・行政機能、介護・福祉機能、子育て機能、教育・文化機能、商業機能のいずれかを核とした複合施設

“利便性の高いIR野々市駅周辺エリア”における誘導施設

- ・行政機能、商業機能のいずれかを核とした複合施設

“行政機能が集まる市役所周辺エリア”における誘導施設

- ・行政機能、介護・福祉機能、子育て機能のいずれかを核とした複合施設

届出が必要な複合施設は以下の施設です。

◇都市機能誘導区域外

⇒全ての複合施設

◇都市機能誘導区域内

⇒各エリアで定める条件に合致しない複合施設

※1つの敷地に2以上の建物を有する場合も複合施設とします。

◇ 誘導施設とする複合施設の事例 ◇

市民が学習・文化・芸術に親しむ場=学びの社ののいちカレード『文化交流拠点施設』



◆市立図書館

- ◇長年にわたり市民ニーズの高い『知の拠点』を整備
- ◇市内の大学図書館との図書館ネットワークを構築し、そのハブ拠点として市民の学習活動を支援
- ◇市民の『憩いの場』とすべく、既存樹木を活用した緑地空間やカフェの併設

◆市民学習センター

- ◇市民のための創作工房、絵画等の展示ギャラリーの整備
- ◇文化会館フォルテとの連携・相乗効果を発揮し、芸術・文化活動をきっかけとした市民が活躍する舞台

※PFI法を適用したBOT方式により整備

ヒト・モノが交流し、にぎわいを創出する場=にぎわいの里ののいちカミーノ『地域中心交流拠点施設』



◆物産店

- ◇本市の特産品を一堂に紹介し、販売する拠点フロア
- ◇野々市市觀光物産協会による運営を想定

◆公民館

- ◇生涯学習拠点、市民サークル活動の拠点となるフロア
- ◇ボランティアガイドの活動拠点としての利用も想定

◆大学連携拠点

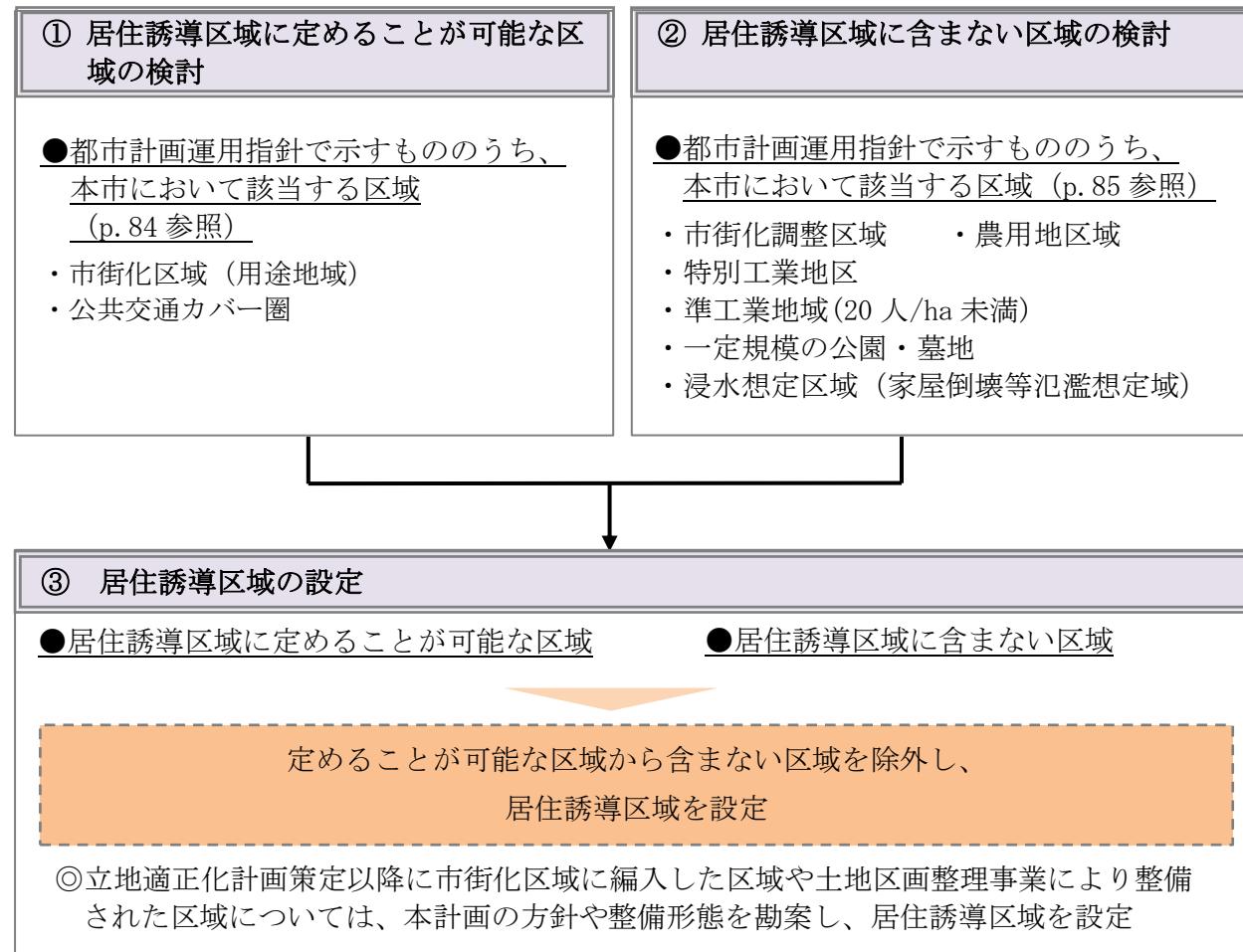
- ◇市民と大学、企業等との協働の拠点となるフロア
- ◇大学連携事業に基づき、大学生による物産店のHP作成支援、販売促進策など相互検討の拠点としての活用を想定

※PFI法を適用したBOT方式により整備

6-3. 居住誘導区域の設定

■居住誘導区域の検討フロー

居住誘導区域は、国の都市計画運用指針を基に、定めることが可能な区域・含まない区域を検討し、設定します。

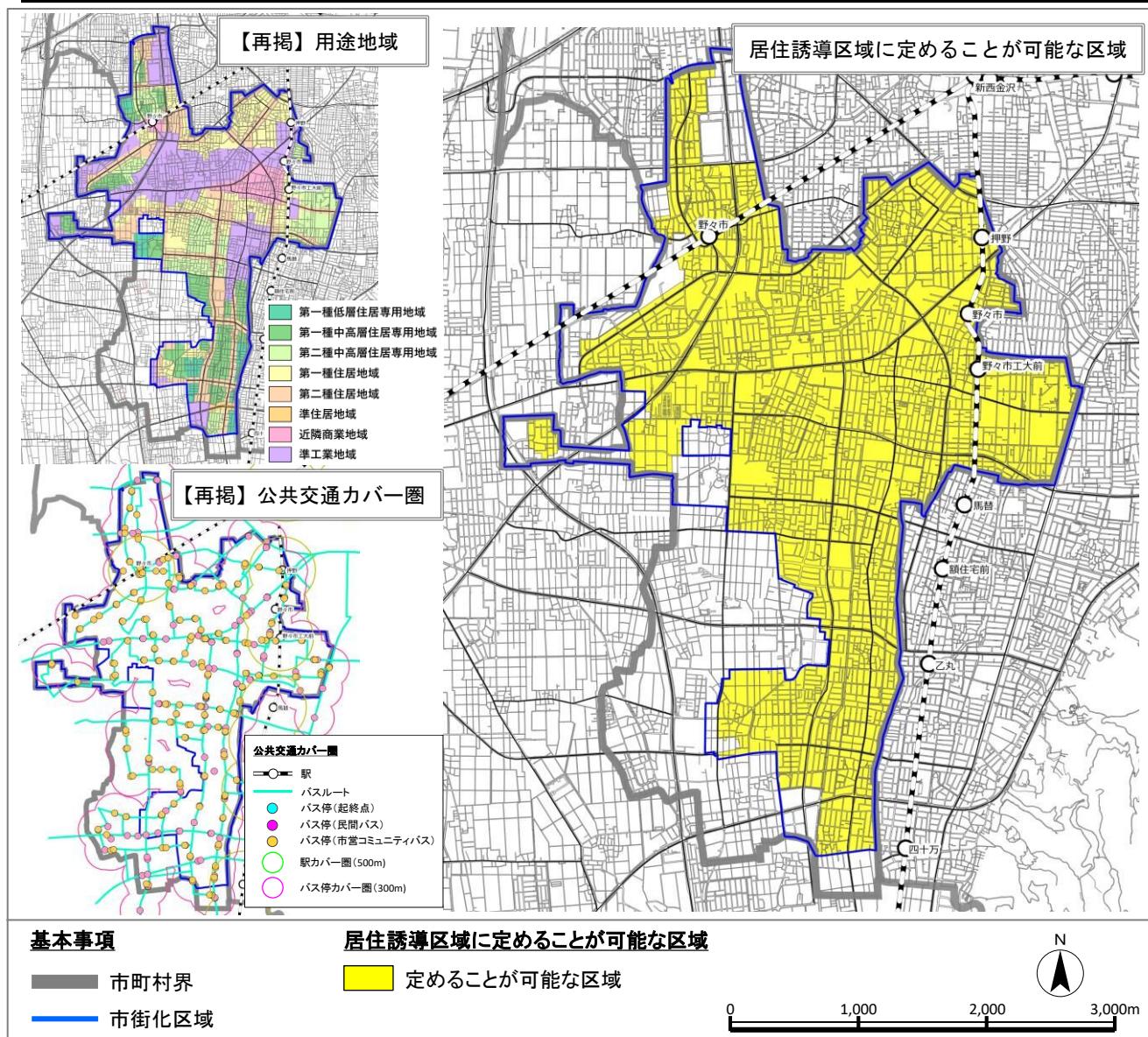


■居住誘導区域に定めることが可能な区域

国の都市計画運用指針を参考に、市街化区域（用途地域）、公共交通カバー圏を満たす区域を、「居住誘導区域に定めることが可能な区域」とします。

本市では、公共交通カバー圏がほぼ市全域にかかることから、「居住誘導区域に定めることが可能な区域」を、市街化区域全域とします。

都市計画運用指針	本市における該当区域
・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域	市街化区域（用途地域） ※市全域に居住の集積があるとともに、人口が増加することを考慮
・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域	公共交通カバー圏
・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域	—



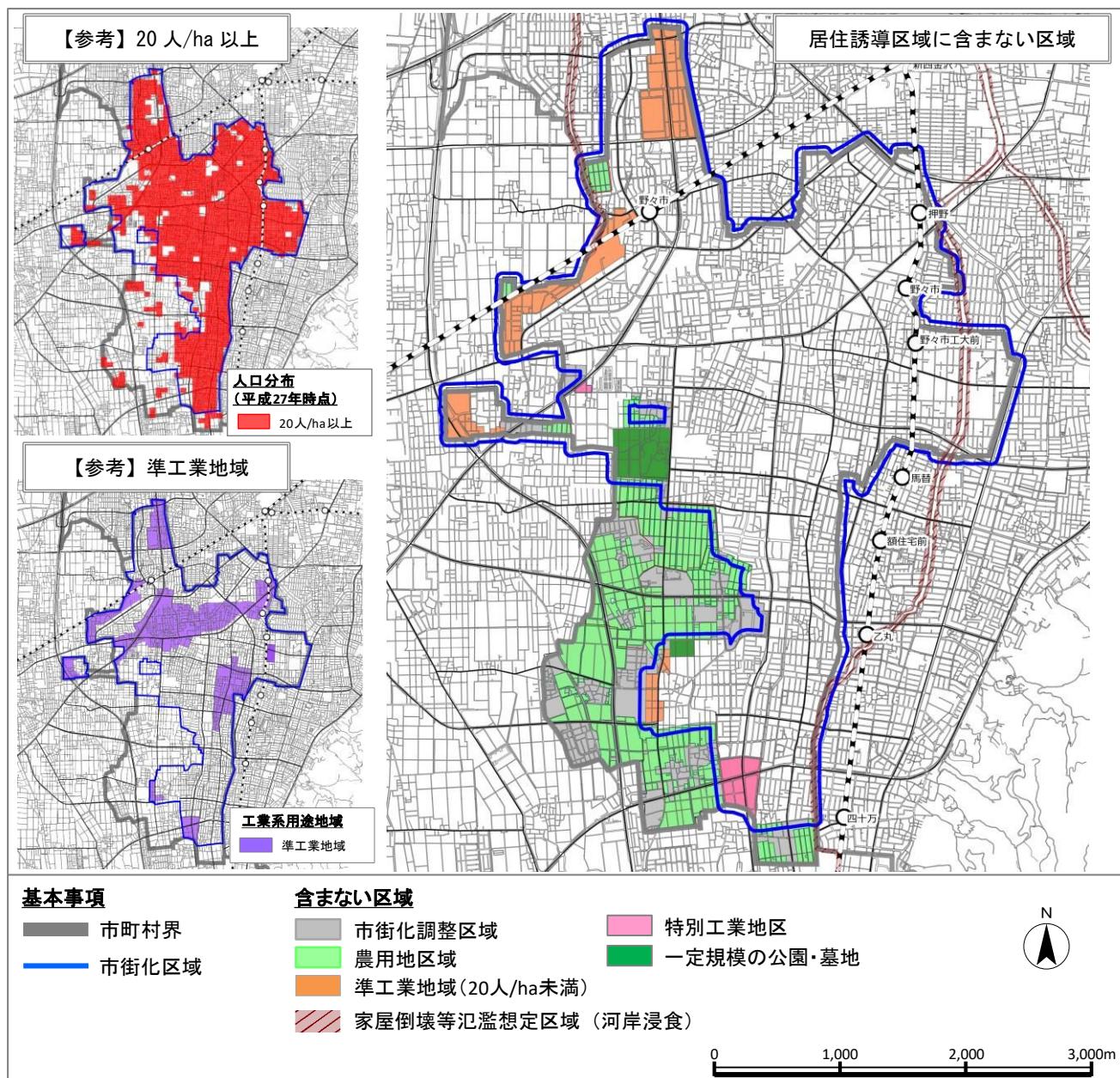
資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成



■居住誘導区域に含まない区域

国の都市計画運用指針を参考に、市街化調整区域、農用地区域、特別工業地区、準工業地域（20人/ha未満）を、「居住誘導区域に含まない区域」とします。また本市における状況を勘案し、一定規模の公園・墓地についても、「居住誘導区域に含まない区域」とします。

都市計画運用指針		本市における該当区域
含まない	・市街化調整区域	➡ 市街化調整区域
	・建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域	—
	・農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域又は良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地に政令で定めるもの	➡ 農用地区域
	・自然公園法の特別地域	—
	・森林法の保安林の区域	—
	・自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区	—
	・森林法の保安林予定森林の区域	—
原則、含まない	・森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区	—
	・土砂災害特別警戒区域	—
	・津波災害特別警戒区域	—
	・災害危険区域（建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域を除く）	—
	・地すべり防止区域	—
の上、 適 當 で な い と 判 断	・急傾斜地崩壊危険区域	—
	・土砂災害警戒区域	—
	・津波災害警戒区域	—
	・水防法の浸水想定区域	➡ 家屋倒壊等氾濫想定区域
慎重に 判断を行 うことが 望ましい	・都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	—
	・法令により住宅の建築が制限されている区域（工業専用地域・流通業務地区等）	—
	・条例により住宅の建築が制限されている区域（特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域）	➡ 特別工業地区 (居住に適さない)
	・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—
(追加)その他	・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している地域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	➡ 準工業地域 (20人/ha未満)
	・一定程度の規模を有し、居住に用いられることが想定されない公園・墓地等の区域	➡ 野々市中央公園 (予定区域を含む) 市営墓地
	・本計画策定以降に市街化編入した区域や開発および土地区画整理事業により整備された区域	➡ H31.3 計画策定以降に居住誘導区域外で整備された区域



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

【家屋倒壊等氾濫想定区域に関する居住誘導区域設定の方針】

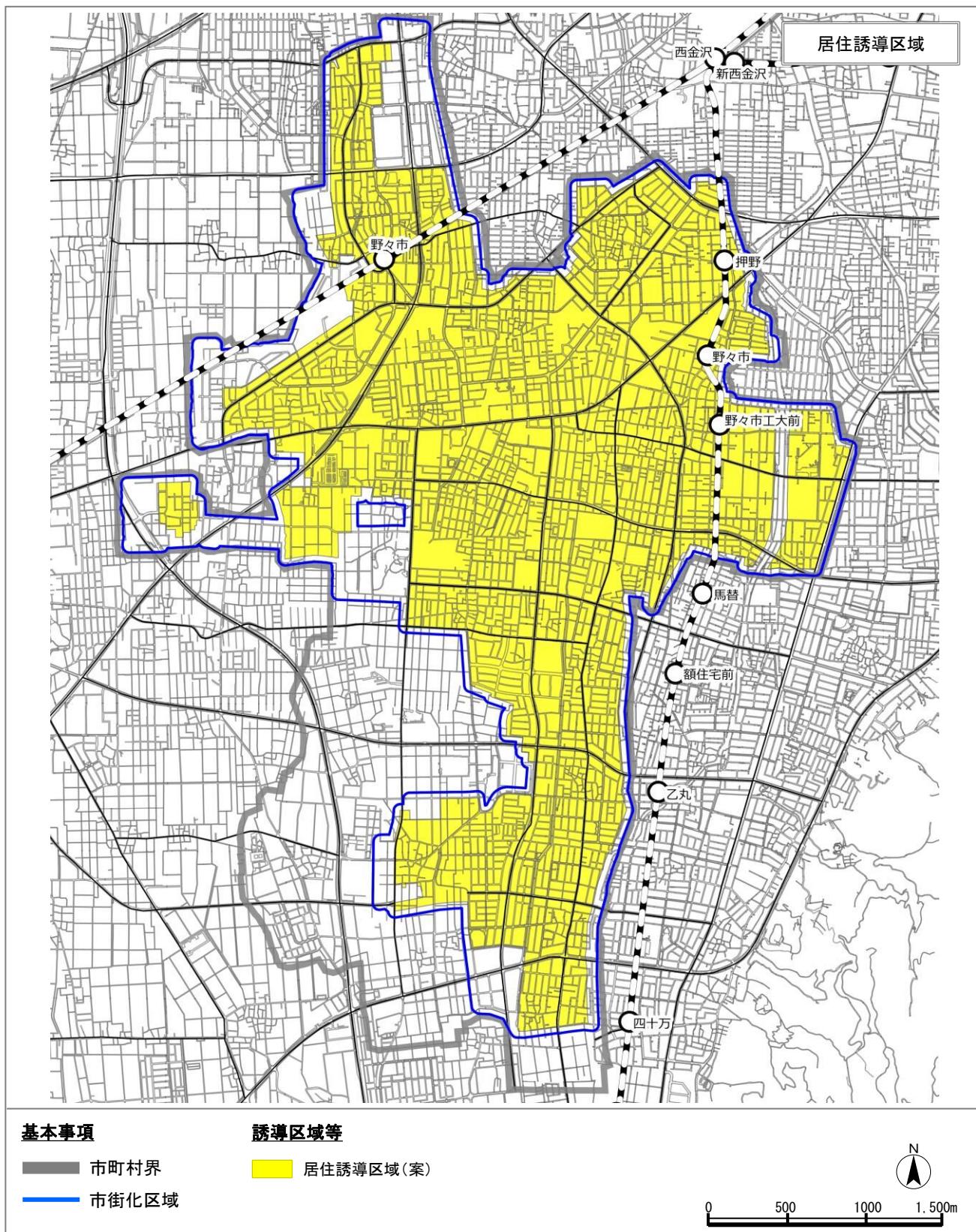
方針

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を河岸高（堤内地盤高と平均河床高の差）や川幅等から推算している。
- 居住誘導区域設定では、居住誘導区域の必要要件を満たす区域のうち、居住を誘導することが適當ではないとして、家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外する。



■居住誘導区域の設定

「居住誘導区域に定めることが可能な区域」から、「居住誘導区域に含まない区域」を除外した以下の区域を、居住誘導区域に設定します。



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

6-4. 居住の魅力向上区域の設定

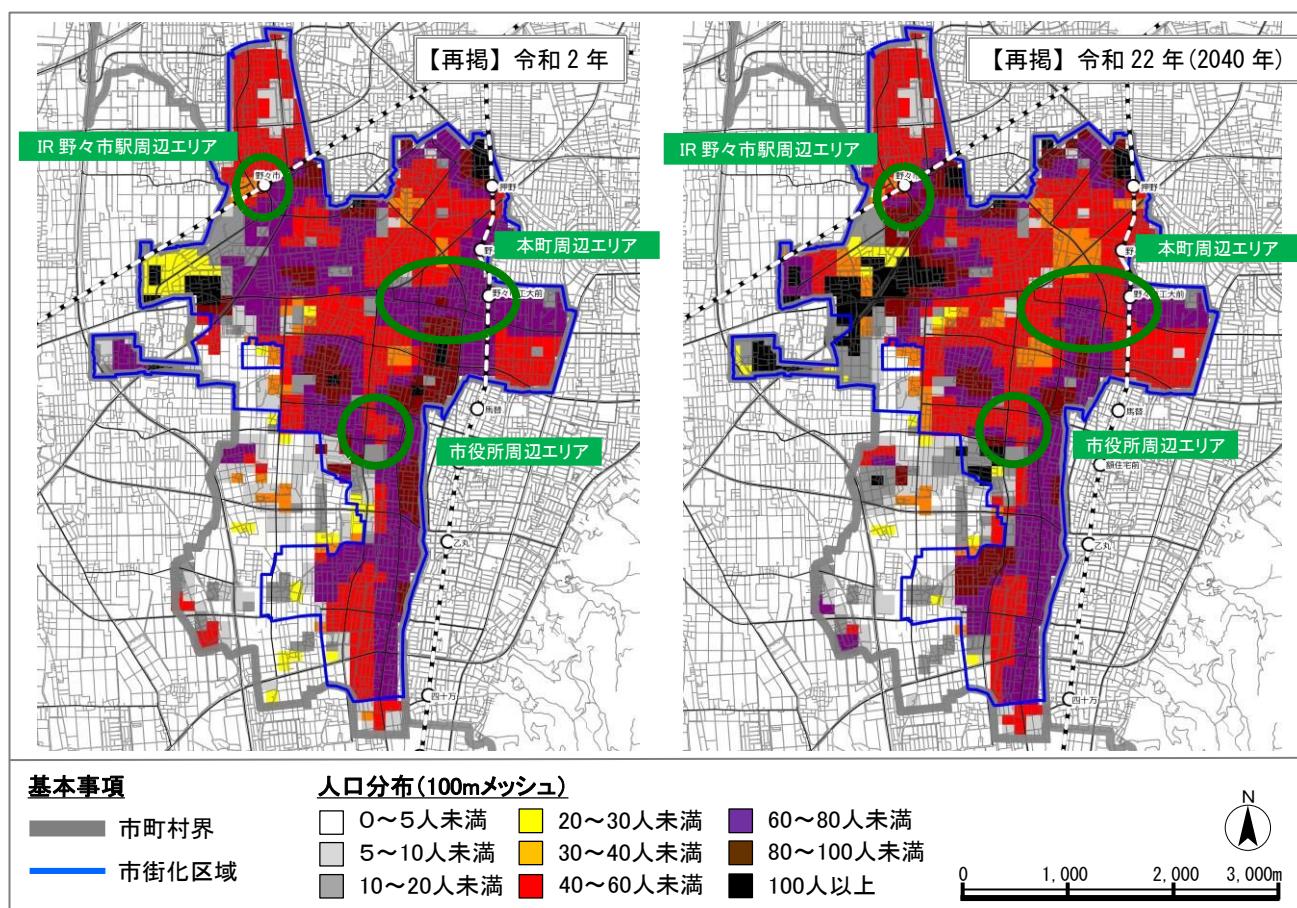
■居住の魅力向上区域の考え方

本市では、令和2年（2020年）頃まで人口が維持されることから、現段階からコンパクトな居住誘導区域を設定することは難しい状況です。しかしながら、3つの都市機能誘導区域周辺の将来の人口増減の推移を見てみると以下のような特徴を捉えることができます。

IR野々市駅周辺エリア及び市役所周辺エリアについては人口が維持されることが想定されます。一方、古くから本市の中心として機能してきた本町周辺エリアでは、人口密度が60～80人/haの地区も存在する中で、一部の地区では人口が減少することが想定されています。

今後進めるべき人口密度の平準化に対し、特に重点的に取り組みを進めが必要となる区域について、法定の居住誘導区域とは別の市独自の区域として、「居住の魅力向上区域」を設定します。

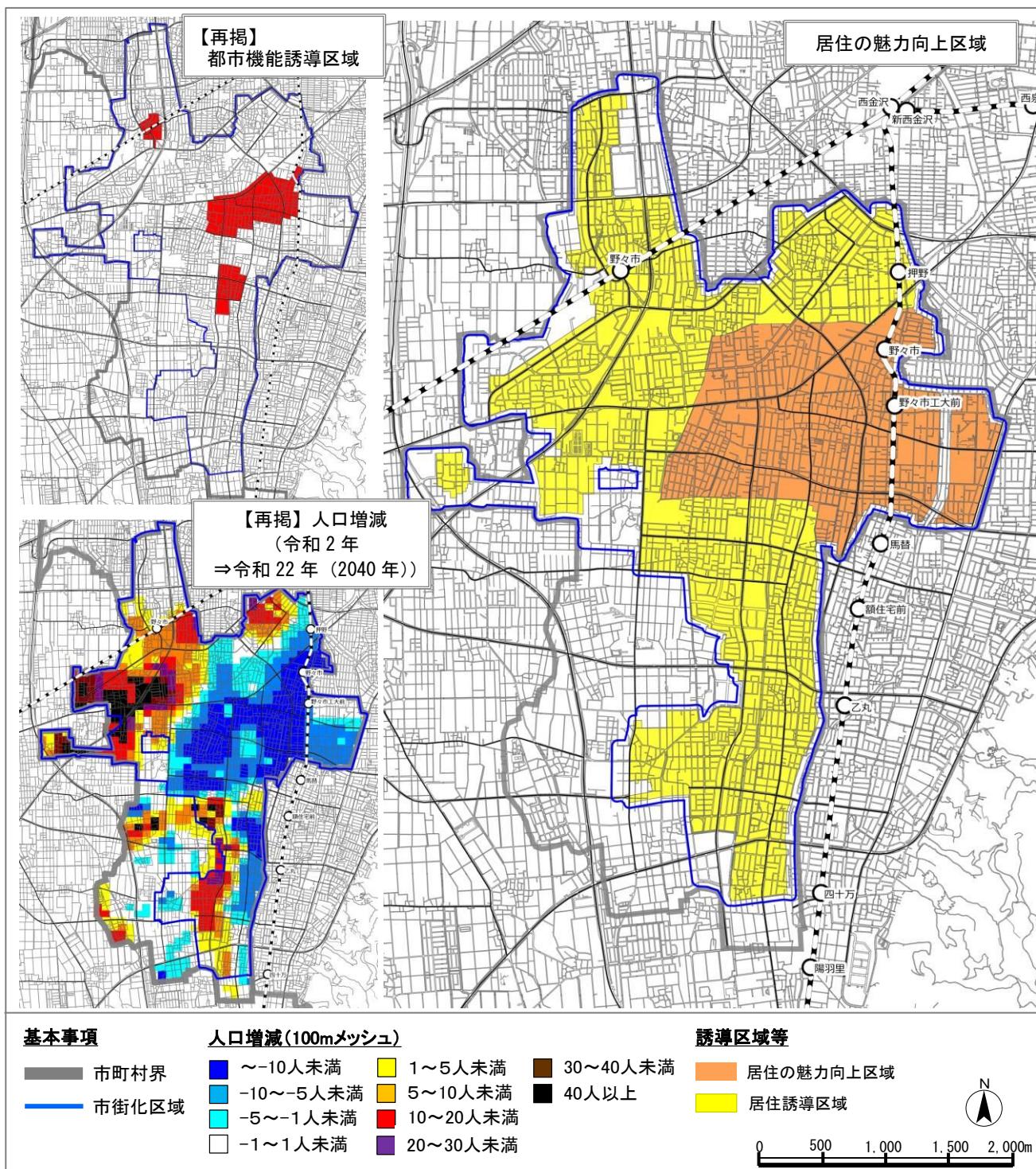
本計画が目指す都市機能誘導区域での賑わい創出や都市拠点の明確化を進めるためには、ヒトの存在が必要不可欠であり、居住の魅力向上区域の人口を維持・増加させる必要があります。都市機能誘導区域に隣接する好立地を生かし、当該区域での生活の快適性や魅力を高める取り組みを進めることで居住の誘導を図り、都市機能誘導区域における交流の促進や賑わい創出を目指します。



■居住の魅力向上区域の設定

都市機能誘導区域（本町周辺エリア）とその周辺において特に人口減少が激しい区域を、特に居住を誘導する区域とし、「居住の魅力向上区域」に位置付けます。

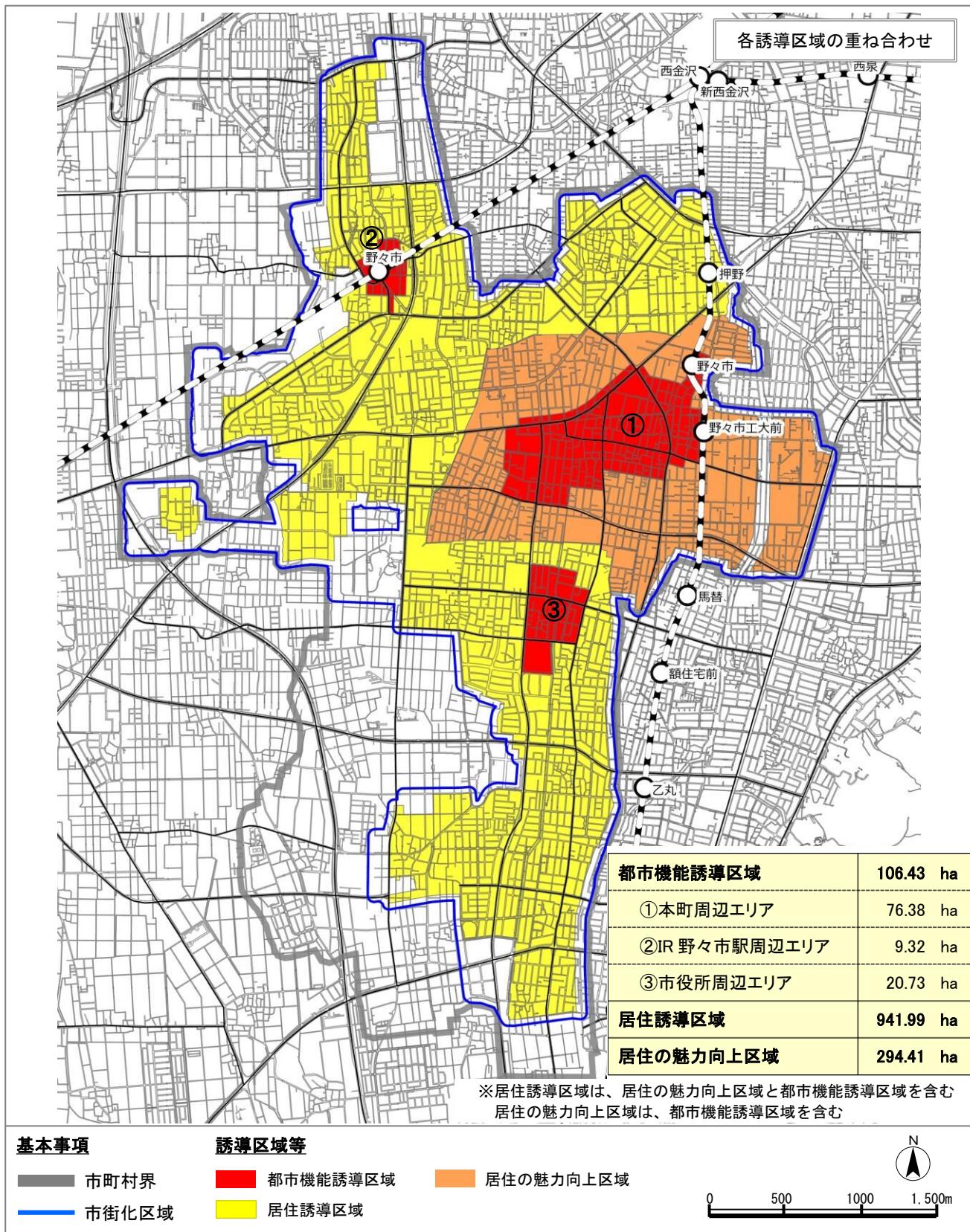
居住の魅力向上区域は、古くから市街地が形成されている地区を中心に設定され、都市機能誘導区域（本町周辺エリア）と密接な連携・交流を図ります。



資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

6-5. 各誘導区域のまとめ

前項までに設定した各誘導区域をまとめると、以下のとおりとなります。



※各区域の面積はGISによる計測値

資料：国交省「国土数値情報」、国土地理院「基盤地図情報」より作成

第7章 具体施策・目標・効果の設定

7-1. 具体施策・目標・効果の考え方

■具体施策・目標・効果の体系

本計画で定めた基本方針を基に、具体施策・目標・効果を設定します。

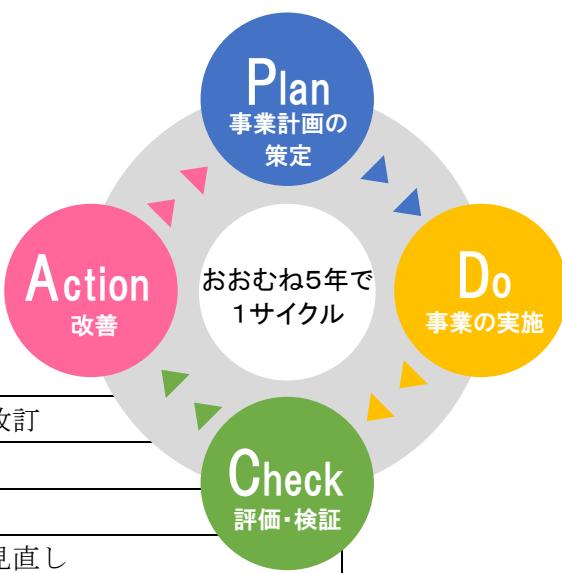
具体施策、目標、効果はそれぞれ連続しています。具体施策を実施することで、目標（アウトプット）が達成できます。またそれぞれの目標が達成されることで、効果（アウトカム）が達成されます。



■目標・効果の進行管理

本計画は約20年後の令和22年（2040年）を目標年次としますが、おおむね5年を1サイクルとしています。

本計画に基づく具体施策の実施状況の確認や目標・効果の達成状況の評価・検証を行った上で、見直し・改善を図るP D C Aサイクルを繰り返すことにより、目標・効果の実現を目指します。



Plan (事業計画の策定)	立地適正化計画の策定・改訂
Do (事業の実施)	具体施策等の実施
Check (評価・検証)	達成状況の評価・検証
Action (改善)	検証結果に応じた計画の見直し

7-2. 具体施策の設定

■都市機能・交流に関する具体施策

都市機能・交流において、以下の具体施策を展開します。

☞方向性1 本町周辺エリアにおける商業の活性化・資源の活用 【本町周辺エリア】

- 1 地域中心交流拠点施設の整備・活用
- 2 古民家・空き家の活用促進
- 3 歩きたくなる街道づくりの推進

☞方向性2 本町周辺エリアにおける市民の交流や生涯学習の展開 【本町周辺エリア】

- 1 文化交流拠点施設の活用
- 2 地域中心交流拠点施設を核としたにぎわい創出

☞方向性3 IR野々市駅周辺エリアにおける活力・魅力の向上 【IR野々市駅周辺エリア】

- 1 商業を中心とした都市施設（複合施設）の立地促進
- 2 民間開発の誘致
- 3 空き地・空き家・高架下等の空間の有効活用の促進

☞方向性4 市役所周辺エリアにおける人口増加に対する都市機能の充実 【市役所周辺エリア】

- 1 子育て、介護・福祉機能を中心としたサービスの充実

☞方向性5 地域と大学の連携強化 【都市機能誘導区域】

- 1 大学連携を視野に入れた地域中心交流拠点施設を活用する方策の検討
- 2 大学生による地域活動の支援

☞方向性6 公的不動産の活用 【都市機能誘導区域】

- 1 市が所有する公共施設等の跡地利用や未利用地の活用

■連携に関する具体施策

連携において、以下の具体施策を展開します。

☞方向性1 公共交通の再構築 【都市機能誘導区域】

- 1 交通や交流の拠点整備
- 2 広域的な交通ネットワークの強化に向けた支援

☞方向性2 公共交通の利便性強化 【市全域】

- 1 都市交通の円滑化対策
- 2 公共交通機関と連携した自転車活用

■居住に関する具体施策

居住において、以下の具体施策を展開します。

☞方向性1 歩きやすく住みやすいまちづくり 【居住誘導区域】

- 1 人にやさしい道づくりの推進
- 2 居住の魅力向上区域における居住環境の改善策の検討と整備の実施

☞方向性2 未利用地等の活用 【居住誘導区域】

- 1 空き地・空き家・老朽化した住宅の活用促進・更新

☞方向性3 良好な住環境の創出 【居住誘導区域】

- 1 計画的なまちづくりの実施（土地区画整理事業の実施等）
- 2 地区計画などによる環境形成
- 3 市民協働による地域まちづくり活動の支援

☞方向性4 都市計画施設の改修に関する事業 【都市機能誘導区域】【居住誘導区域】

- 1 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

☞方向性5 水・緑・交通のネットワーク整備 【市全域】

- 1 都市公園の整備
- 2 徒歩・自転車で楽しく通行できる緑のネットワークづくり
- 3 都市計画道路の整備推進

■公共交通に関する施策

コンパクトな都市づくりを進めるためには、移動手段としての公共交通ネットワークの維持が重要となります。都市機能誘導区域内には、鉄道の駅や複数のバス路線が乗り入れる交通結節点があり、公共交通との一体的なまちづくりが必要です。

本市では、公共交通について「石川中央都市圏地域公共交通計画」と連携した施策を展開します。

都市機能誘導区域	公共交通の維持により目指す姿
本町周辺エリア	北陸鉄道線の利便性向上により、エリア内にある歴史的建造物への観光や文化施設の活用による交流人口の拡大を図り、まちなかの賑わいを維持・回復する。
IR 野々市駅周辺エリア	IR 野々市駅は、バスターミナルの機能もあることから、駅を含めた周辺施設の滞在環境向上を図り、にぎわいの充実を目指す。
市役所周辺エリア	バス路線に関する施設の利便性向上を図り、行政機能が集積する区域として、雇用の創出や市民交流の機会創出を目指す。

都市機能誘導区域	対象となる交通結節点	対象となる公共交通
本町周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸鉄道石川線野々市工大前駅 ・北陸鉄道石川線野々市駅 ・交通広場（文化会館フォルテ前） 	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸鉄道線 ・路線バス ・コミュニティバス
IR 野々市駅周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・IR 野々市駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR いしかわ鉄道線 ・路線バス ・コミュニティバス
市役所周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・交通広場（市役所庁舎前） 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・コミュニティバス

◎公共交通の再構築に関する施策

- 1 交通や交流の拠点整備
 - ・野々市駅周辺の整備
 - ・駅を活用したイベントの開催
 - ・北陸鉄道線への設備投資の支援
 - ・主要バス停の上屋、シェルター、ベンチ等の整備
 - ・主要駅・停留所のバリアフリー化の推進
- 2 鉄道・バス路線の広域的な交通ネットワークの強化に向けた支援
 - ・バス鉄道乗継割引の拡充
 - ・IR いしかわ鉄道と北陸鉄道が連携したフリーアクセスの販売
 - ・パーク・アンド・ライド駐車場・駐輪場の整備・拡充

◎公共交通の利便性強化に関する施策

- 1 都市交通の円滑化対策
 - ・公共交通へのキャッシュレス決済の導入
 - ・利用実態に即した路線バスのダイヤ・運行ルートの見直し
 - ・沿道施設と連携した待合環境の向上
- 2 公共交通機関と連携した自転車活用
 - ・自転車を活用した二次交通サービスの充実

※石川中央都市圏地域公共交通計画について

金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の4市2町において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会として設置した「石川中央都市圏地域公共交通協議会」において策定した計画。

■低未利用土地等の活用指針

本市の現状として、都市機能誘導区域及び居住誘導区域内における空き地・空き家などの低未利用土地の存在は限定的です。しかし、小さな敷地単位で低未利用土地が散発的に発生する都市のスponジ化に対して、状況の顕在化が進む前に対応する必要があります。

このため、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を対象に下記の取り組みの実施を検討していきます。特に、居住の魅力向上区域においては狭小な区画割りや建築物の老朽化等が見受けられることから、新たな居住者の誘導において、これらの取り組みが有効に作用すると考えられます。

1. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等

利用方針：土地が位置する各区域の目指すべき方向性に合致した土地利用に転換することを推奨します。

管理方針：土地所有者等は常に自らの責任において、雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や不法投棄等を予防するための適切な措置を講じるなど空き地等の管理を充分に行い、周辺の良好な生活環境の保全に支障をきたすとのないように努める必要があります。

2. 立地誘導促進施設協定

◇ 都市のスponジ化対策 ◇

- コンパクトシティの推進に重大な支障を及ぼす「都市のスponジ化」に対し、国は以下のような制度を創設しています。

○「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設

- 低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建築物に一括して利用権等を設定する計画
※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能



○「立地誘導促進施設協定」制度の創設

- 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設（コモンズ）についての地権者による協定
※周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



空き地や空き家を活用して
交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



資料：国交省「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」



■ 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

当市内の都市計画道路や都市公園などの都市インフラは、近い将来、老朽化が急速に進行することが考えられます。今後特に居住誘導区域や都市機能誘導区域においては、計画的な都市インフラの改修、更新を進め、生活の安全性や利便性の維持・向上を図ることが求められます。

このため、次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第109条の2及び第109条の3の規定に基づき認可があつたものとみなされる都市計画法第59条第1項の都市計画事業として実施し、都市計画法の規定に基づき認可を受けて実施する都市計画事業と同様に都市計画税を充当して改修を進めることとします。

なお、都市計画道路の改修にあたっては、道路舗装の長寿命化・ライフサイクルコスト削減など効率的な実施に向けて、舗装損傷状況、路線の重要性、交通量、住民要望等を考慮し計画的に決めることとします。同じく、都市公園の改修にあたっては、都市公園施設長寿命化計画に基づいて、日常的な点検や維持保全により公園施設の安全性確保、機能保全を図りながら、公園施設改修やバリアフリー改修、遊具改修等を計画的に進めていきます。

また、老朽化対策に活用できる国の補助・交付金事業等の利用を図り、事業効率の検討を行います。

対象区域	都市機能誘導区域、居住誘導区域
老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項	既に整備された都市計画道路、都市公園等の都市計画施設は、老朽化の状況を考慮したうえで、生活の安全性や利便性の維持、向上を図る観点から、都市計画事業としての計画的な改修や長寿命化、バリアフリー化を進めます。
対象となる施設	別冊「老朽化した都市計画施設の改修に関する事業」のとおり

7-3. 目標・効果の設定

■都市機能・交流の目標・効果

明確な都市拠点がない本市においては、人が集う場所が分散し、交流がさらに衰退していく恐れがあります。そこで都市機能・交流に関しては、都市機能誘導区域を拠点として明確化し、交流を促進することによって賑わいを創出することを目指します。

そこで都市機能・交流の目標として、都市機能誘導区域内の事業所数の増加を目指します。人が集い、賑わいが生まれることによって地域の魅力を向上し、様々な事業者の都市機能誘導区域内への進出が進むことで達成度の評価を行います。

事業者の増加により、法人市民税の増加が見込まれ、市の財政健全化が効果として期待されます。

目標	平成29年度	令和4年度 (現況)	令和22年度 目標値 (2040年度)
都市機能誘導区域内の事業所数	241 事業所	258 事業所	300 事業所

※事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

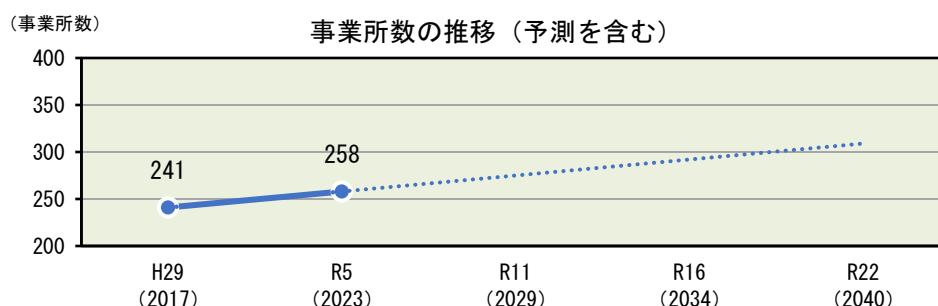
- ①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること



期待される効果	平成29年度	令和4年度 (現況)	令和22年度 (2040年度)
市の財政健全化 (法人市民税の増加)	512 百万円 (2013～2017 年度 平均値)	497 百万円 (2018～2022 年度 平均値)	560 百万円 (2036～2040 年度 平均値)

※当該税収については、年度ごとの変動があるため、直近5ヶ年の平均値をもって効果を設定します。

※事業所の新設のみならず市内での移転も想定されますが、人が集う場所への進出は各事業者の売り上げ等の増加も見込まれます。この場合でも税収の増加につながることから、新設・移転を問わず事業所数の増加が効果の発現を促すことになります。



■連携の目標・効果

市域が小さいにも関わらず、公共交通の結節等の問題から、本市は自動車がないと不便なまちとなっています。今後、歩いて暮らせるまちを目指してコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるため、公共交通の利便性向上に取り組み、自動車依存の生活からの脱却を進めていきます。

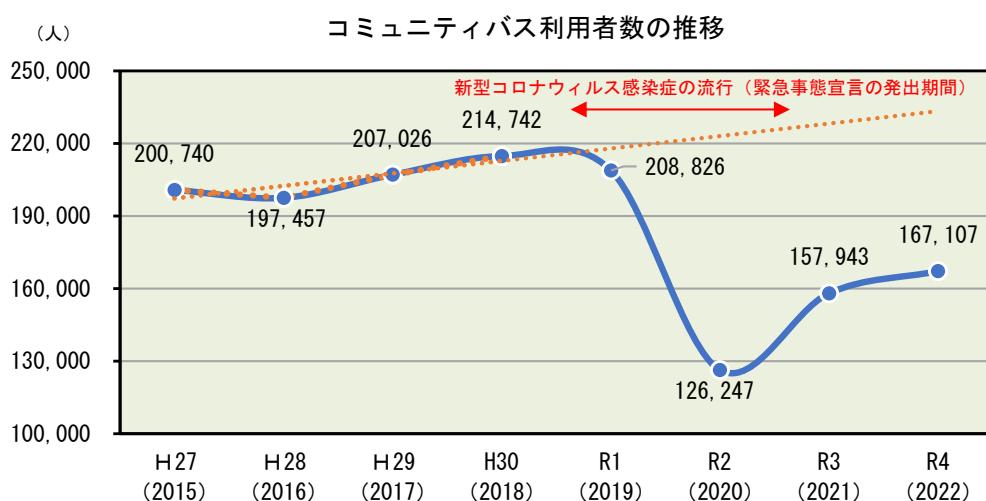
そこで連携の目標として、公共交通の拠点性の向上を促進し、乗換しやすく、市内の誰もが使いやすい公共交通とすることで、利用者が増加することを目指します。

公共交通の利用が促進されることで、現段階でも高い乗車率を今後さらに高めていくことによって、市の財政健全化が効果として見込まれます。

目標	平成29年度	令和4年度 (現況)	令和22年度 目標値 (2040年度)
公共交通の利用者 (コミュニティバス)	207,026人	167,107人	250,000人



期待される効果	平成29年度	令和4年度 (現況)	令和22年度 (2040年度)
市の財政健全化 (運行委託費の減少)	52,000千円	66,864千円	45,000千円

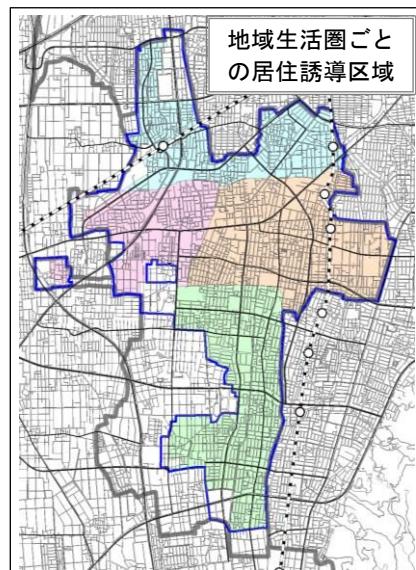


■居住の目標・効果

人口密度が全体的に増加傾向にある中、本町周辺エリアを中心とした市域東側において人口減少が予測され、地域別での違いが想定されます。これは、本町周辺エリアの空洞化につながり、地域の賑わいや魅力の低下につながる恐れがあります。

そこで居住の目標として、地域別の人口密度を指標とします。東部地域は、減少傾向となる人口密度を平成27年の水準で概ね維持し、市の中心部として機能することを目指します。北部地域は、予測される人口密度を達成することを目指します。西部地域・南部地域は、大幅な人口増加が予測されますが、人口増加傾向を緩やかなものに留め、良好な自然環境を保全します。

これらの人口密度の適正化を達成することで、市内の各地域コミュニティ組織の維持・増進が図られます。その結果、市民協働による地域の自律的なまちづくりの進展が効果として期待されます。



目標 (人口密度の 適正化)	平成27年 (前回)		令和2年 (現況)		令和22年(2040年) (推計)		目標値 (人口密度)
	人口	人口密度	人口	人口密度	人口	人口密度	
居住誘導区域	■ 北部地域	10,693人	50.06人/ha	11,365人	53.20人/ha	11,861人	55.73人/ha ➔ 56人/ha
	■ 東部地域	17,604人	58.03人/ha	17,757人	58.53人/ha	15,154人	50.81人/ha ➔ 60人/ha
	■ 西部地域	6,456人	42.25人/ha	7,033人	46.02人/ha	11,020人	72.10人/ha ➔ 56人/ha
	■ 南部地域	14,975人	52.37人/ha	15,087人	52.76人/ha	15,135人	53.59人/ha ➔ 55人/ha

※東部地域…居住の魅力向上区域



期待される効果	平成30年度	令和4年度 (現況)	令和22年度 (2040年度)
地域コミュニティ組織のアダプトプログラム 参加団体数の増加	9団体	9団体	15団体

※地域の自律的な活動が進展することは、効率的な行政経営にもつながります。

※「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃や除雪などの活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。(本市では、平成14年度よりこの制度を導入しています。)



■防災に関する目標

災害に備え、防災対策が充実した災害に強いまちづくりを目指すにあたり、防災情報の発信により地域の防災力強化を目指します。さらには、災害時の避難等に支援が必要な方々への支援体制の強化を目指します。

目標	令和3年度	令和13年度 (2031年度)
災害に対する備えができると感じている市民の割合	39.4%	50.0%

目標	令和3年度	令和9年度 (2027年度)
居住誘導区域内の災害時に支援の体制ができると感じる町内会数 () 内は市全体	11 町内会 (全 11 町内会)	52 町内会 (全 54 町内会)